

### 〈3〉アイヌ文化の振興

ユーカラ等のアイヌ口承文芸の新たな語り部を育成するアイヌ口承伝承者  
(語り部) 育成事業を行うとともに、アイヌ文化賞制定事業等を行う。



1. 文化行政関連審議会・諮問機関等の提言・報告・答申等	408
〔1〕平成元年以前の主な提言等	408
〔2〕平成元年以後の主な提言等	410
《1》文化政策推進会議における提言・報告及び「文化振興マスター・プラン」	410
《2》その他の審議会・協力者会議における答申一覧	469
《3》その他	481
2. 文化庁年表	498
3. 文化庁職員	507
4. 文化行政組織の変遷	508
5. 文化庁所管機関等の変遷	510
6. 文化庁所管民法法人数及び公益信託数	512
7. 文化に関する調査	513
〔1〕文化に関する世論調査（平成8年総理府調べ）（抜粋）	513
〔2〕文化庁各種調査の概要	520
8. 文化庁関係出版物目録	522
9. 文化庁主催の講習会実施状況	527
10. 文化関係の顕彰制度	530

## 1.文化行政関連審議会・諮問機関等の提言・報告・答申等

### 〔1〕平成元年(文化政策推進会議設置)以前の主な提言等

#### 〈1〉「教育・学術・文化における国際交流について」(答申)

目的：教育・学術・文化の国際交流活動を飛躍的に拡充する方策を検討する。

審議機関：中央教育審議会（文部大臣の諮問機関）

審議期間：昭和47年6月～49年5月

#### [主な内容]

- (1) 文化交流促進のための国内基盤の整備
- (2) 芸術家・文化人等の人物の交流の飛躍的拡充
- (3) 芸術作品の交流の拡大
- (4) 芸術文化の振興に関する事業を強力に行う機関の創設

#### 〈2〉「文化行政長期総合計画について」(まとめ)

目的：社会的・経済的諸条件の変化の中で、文化行政に関する画期的な改善が要請されており、その具体的な方策を取りまとめる。

審議機関：文化行政長期総合計画懇談会（文化庁長官の私的諮問機関）

審議期間：昭和50年7月～52年2月

#### [主な内容]

- (1) 文化的伝承に関する施策
- (2) 創作活動の奨励に関する施策
- (3) 文化的普及に関する施策
- (4) 文化的国際交流に関する施策
- (5) 文化施設の在り方
- (6) 中央及び地方の行政組織とその職務権限

#### 〈3〉「地域社会と文化について」(答申)

目的：文化の問題を地域社会とのかかわりからとり上げる。

審議機関：中央教育審議会（文部大臣の諮問機関）

審議期間：昭和52年12月～54年6月

#### [主な内容]

- (1) 地域における文化活動圈を考慮した場の整備

#### (2) 地域社会における学校開放の促進

#### (3) 民間活力への期待

#### (4) 文化振興のための各種施策の推進

#### (5) 文化行政組織の整備及び担当職員の充実

#### 〈4〉「文化の時代」(報告書)

目的：「文化の時代」「地方の時代」「地球社会の時代」の到来という「近代を超える時代」を迎える途をあらゆる分野から探求し、その途を進むために今後なすべきことを検討する。

審議機関：政策研究会・文化の時代研究グループ（総理大臣の私的諮問機関）

審議期間：昭和54年4月～55年7月

#### [主な内容]

- (1) 制度面の改善
  - ①法制の整備
  - ②組織の整備
- (2) 税制・予算面の拡充
- (3) 各省庁行政の文化的活性化
- (4) 民間の活動に対する顕彰
- (5) 地方における文化の振興
- (6) 国際文化交流

#### 〈5〉「芸術振興のための新たな方途」(報告書)

目的：我が国の民間芸術活動の将来展望とその振興の方途について検討する。

審議機関：民間芸術活動の振興に関する検討会議（文化庁長官の私的諮問機関）

審議期間：昭和60年2月～61年7月

#### [主な内容]

- (1) 芸術政策立案体制の整備
  - ①総合的芸術活動振興策の立案
  - ②文化庁の調整機能の強化
  - ③芸術情報収集・提供のネットワークの整備
- (2) 芸術活動の基盤の充実強化
  - ①芸術関係予算の確保
  - ②芸術に対する新たなパトロネージの開発とその制度化
- (3) 創造活動の振興
  - ①創造活動の活性化

- ②地方芸術の振興
- ③国際交流の促進
- ④芸術家等の養成
- ⑤顕彰制度の整備
- ⑥芸術家の経済的基盤の改善
- ⑦芸術活動の場の整備
- (4) 芸術活動の広がり
  - ①国民の理解の涵養
  - ②観客・受け手の拡大
  - ③人々の芸術活動への参加の促進

#### 〈6〉「国際文化交流に関する懇談会最終報告」(報告)

目的：「世界に貢献する日本」の実現のためには、文化面での国際社会への貢献が不可欠であり、我が国の国際文化交流に関する施策の在り方及びその強化方策について検討する。

審議機関：国際文化交流に関する懇談会（総理大臣の私的諮問機関）

審議期間：昭和63年5月～平成元年5月

##### [主な内容]

- (1) 芸術文化振興のための財政基盤の充実
- (2) 第二国立劇場（仮称）をはじめとする文化の拠点づくり
- (3) フィルムセンターの拡充
- (4) 文化情報ネットワークの構築
- (5) 国際的芸術活動の推進
- (6) 地域レベルでの国際文化交流の促進
- (7) 文化財保存修復のための協力

#### 〔2〕平成元年以降の主な提言等

##### 《1》文化政策推進会議における提言・報告及び「文化振興マスター・プラン」

###### 〈1〉緊急提言「『文化の時代』に対処する我が国文化振興の当面の重点方策について」 平成3年7月

##### [主な内容]

- (1) 優れた芸術団体・活動の助成
- (2) 文化振興のための人材養成・確保
- (3) 地域文化の振興

- (4) 文化財の保存修理事業等の拡充
- (5) 文化財のある豊かな生活の推進
- (6) 文化の国際交流・協力の増進
- (7) 税制改正

###### 〈2〉報告「文化政策推進会議審議状況について」

平成4年6月

##### [主な内容]

- (1) 芸術家等の人材養成のための諸方策
  - ①芸術家等の養成・研修事業
  - ②学校教育の改善・活用
  - ③劇場施設における養成・研修事業の推進
- (2) 芸術創造活動の場の整備・確保のための諸方策
  - ①企画・運営面の改善
  - ②施設面の改善
  - ③発表の機会の改善
  - ④国立文化施設の整備
- (3) 生活文化の環境づくりのための諸方策

###### 〈3〉提言「『文化発信社会』の基盤の構築に向けた文化振興のための当面の重点方策について」

平成6年1月

##### [主な内容]

- (1) 「文化発信社会」の条件の整備
  - ①文化庁予算の一層の拡充
  - ②継続的・安定的な財政基盤の確立
  - ③税制上の優遇措置の活用や顕彰制度の創設
  - ④関係行政機関との連携・連絡調整など体制の整備
  - ⑤国、都道府県、市町村の一層の連携・協力及び関係団体や専門家との密接な連携・協力体制の強化
  - ⑥地域の活動を支援するための環境づくり
- (2) 国際的な文化交流拠点の形成
  - ①国立文化施設の施設整備・諸機能の充実
  - ②関連の施設・団体等の連携による活発な交流活動の展開
  - ③欧米諸国に散在する日本古美術の計画的な保存修復協力及び国際的な文化財保存修復協力の基盤体制の強化
  - ④関係機関との連携協力体制の整備など官民一体となった協力
- (3) 第二国立劇場（仮称）の整備と現代舞台芸術の振興

- ①第二国立劇場について多元的な資金の導入
- ②伝統文化の保存・継承の一層の充実と現代舞台芸術の振興方策の強化による諸外国との芸術活動による交流
- ③創造的な活動への公的支援の充実

〈4〉 報告「21世紀に向けた文化政策の推進について」 平成6年6月

[主な内容]

- (1) 文化振興を図るための基盤的施策
- (2) 芸術支援充実の具体的方策
- (3) 地域文化振興の具体的方策
- (4) 文化的国際交流・協力の具体的方策

〈5〉 報告「新しい文化立国をめざして  
—文化振興のための当面の重点施策について—」 平成7年7月

[主な内容] (全文は後掲、417頁より)

- (1) 芸術創造活動の活性化
- (2) 伝統文化の継承・発展
- (3) 地域文化・生活文化の振興
- (4) 文化を支える人材の養成・確保
- (5) 文化による国際貢献と文化発信
- (6) 文化発信のための基盤整備

〈6〉 緊急提言「文化振興マスタープラン 文化立国に向けての緊急提言」 平成9年7月

[主な内容] (全文は後掲、432頁より)

- (1) 基本的な方向性
  - ①教育改革プログラムと文化の振興
  - ②国や社会の基盤整備としての文化
  - ③国際社会における文化の重要性
  - ④「文化振興マスタープラン」の策定
- (2) 当面の重点課題

〈7〉 提言「文化振興マスタープラン  
—文化立国実現に向けて—」 平成10年3月

#### 〈8〉 文化庁策定「文化振興マスタープラン」

平成10年3月

[主な内容] (全文は後掲、450頁より)

##### 第1章 今なぜ文化立国か

- ・文化は、固有の意義を有するとともに、国民性を特色付け国民共通の扱りどころとなるもの
- ・しかしながら、価値観の変動と多様化、国際化の進展、大競争（メガ・コンペティション）の激化等の急激な社会の変化が進む中で、我が国の文化の現状に対する懸念の声の高まり
- ・また一方、国民生活や社会を支えるものとして科学技術と文化の重要性の急速な高まり
- ・経済や社会の大きな情勢の変化により文化との係わりで様々な問題や課題が顕在化
- ・これらに対応するため、文化立国実現は国をあげて取り組むべき喫緊の課題

##### (1) 質の高い生活の実現と文化

- ・本当の心の豊かさが実感できないとの指摘があり、心豊かな質の高い生活のためには文化的な要素が重要
- ・長寿社会の中で、人々が生涯にわたって文化を享受し文化活動に参加することを通じて楽しく生きがいをもつて生活できる社会の実現が必要
- ・地域振興においても、快適で心地よい生活環境の実現のため、文化によるまちづくりが一層重要

##### (2) 教育と文化

- ・我が国の伝統文化や地域の歴史・文化に対する理解や、それらを大切にする心の教育が大きな課題
- ・完全学校週5日制の実施に向けて、子どもたちが文化活動に参加する機会や優れた芸術文化や歴史的な文化の所産にふれ感動する機会の提供が必要
- ・このため、学校・家庭・地域社会が相互に連携し、社会全体で、子どもたちの体験の場や機会を提供する体制づくりを早急に進める必要

##### (3) 経済と文化

- ・文化に対する投資や支出は、新たな需要を喚起し雇用を創出するなど経済全体を活性化するものであり、文化の振興は、より高次な経済社会への転換を促し、経済改革に資する
- ・そのため、文化を経済の活性化につなげる観点も重要

##### (4) 情報化と文化

- ・情報化の進展に伴うデジタル技術等の新しい技術の発達は、既存の芸術

- 分野に大きな影響を与え向上させるとともに、新しい芸術の創造を促す牽引力となるなど、文化全体の発展の大きな刺激
- ・そのため、マルチメディアの積極的な利活用の促進、新たなメディア芸術の支援、情報化に対応する著作権制度の整備などが必要
- (5) 国際化と文化
- ・国際化の進展に伴い、芸術文化の水準向上のためには国際交流が重要であり、国際社会の一員として文化による国際貢献が不可欠
  - ・文化は一国の国民共通の拠りどころとして重要な意義を持ち、国際社会の中で優れた文化を育て発信することが重要
  - ・そのため、背景にある考え方も含めた文化交流や文化による国際協力が必要
- (6) 地域と文化
- ・各地域における豊かな文化の育成が我が国全体の文化振興につながり、地域独自の主体的な文化振興が重要
  - ・各地方公共団体において文化を地域振興施策の中核に据える動き
  - ・地域文化振興のより一層の促進により、人々が地域で豊かな文化を享受するとともにこれを発信できる社会の実現が必要

## 第2章 文化立国の実現に向けての取り組み

1. 文化行政を取り巻く状況について  
(行政改革、財政構造改革や教育改革等の概要を説明)
  2. 文化行政の総合的推進のための取り組み  
文化行政を取り巻く状況を踏まえ文化行政の総合的な推進が必要
- (1) 文化振興総合計画の検討
- ・文化立国の実現のため、国や社会全体のコンセンサスを得ながら、関係省庁、地方公共団体、民間の役割分担を明確にし、総合的かつ一体的な連携協力体制を確立し、その下に、文化振興マスタークリアをより総合的かつ具体的にした文化振興を推進するための計画を検討
  - ・そのため、文化庁における政策企画立案や調査研究及び評価機能の充実と関係省庁との連携協力の推進、国際交流・協力の機能を強化
  - ・必要に応じ文化政策の審議機能の強化や法的基盤の整備も検討
- (2) 地方公共団体との連携協力
- ・文化立国の実現のため、主体的かつ個性豊かで多彩な地域文化の振興が期待される
  - ・文化立国の実現に向けて国をあげて取り組むため、地方公共団体相互及び国と地方との連絡を密にすることなどにより、役割分担と連携協力を

## 進める (3) 社会における多様な資源の活用

- ・社会に内在する多様な資源を導入することが不可欠
- ・そのため、メセナ活動やボランティア活動の基盤を整備するとともに、多種多様な支援を効果的かつ効率的に組み合わせ結び付けていく
- ・その際、税制優遇措置や文化振興のための基金など様々な手法を活用し、効率的な文化行政を進める

## (4) 教育との連携

- ・教育改革の一環としても文化の振興は重要
- ・心の教育や完全学校週5日制の実施に対応するため、学校や地域社会における子どもたちの文化活動や鑑賞機会の一層の充実が必要
- ・そのため、学校、地域社会や文化施設等との相互連絡を密にし、学校の内外における文化活動や鑑賞の機会を確保する諸施策を「地域こども文化プラン」と位置付け推進

## (5) 当面の取り組み

- ・文化立国の実現のため、文化振興総合計画の策定を視野に入れつつ、文化行政推進体制の確立に向けて、早急に次のような点について取り組む
  - ①文化政策の企画調整機能の強化の観点から文化庁の組織の在り方の検討
  - ②関係省庁との連絡協議の場の拡充
  - ③文化政策に関する有識者を交えた文化庁及び地方公共団体の関係者の意見交換の場の設置
  - ④各地域における企業メセナ等に関する連絡協議の場の組織化など社会に内在する多様な資源のより一層の導入
  - ⑤「教育改革プログラム」の一環として「地域こども文化プラン」を推進していくための学校や地域社会の連携協力の呼びかけ
- ・その際、文化振興の重要性について国民に広く理解を求め、その気運を高める

## 第3章 文化立国の実現のための施策の体系

- ・文化立国の実現のための文化振興施策については、厳しい財政状況を踏まえ、早急に対応が必要な課題から取り組む
  1. 芸術創造活動の活性化
    - 〔・「アーツプラン21」の一層の充実
    - 〔・「メディア芸術21」の推進〕

- 2. 伝統文化の継承・発展
  - [・保護対象の拡大や総合的な指定の在り方などの検討]
- 3. 地域文化・生活文化の振興
  - [・「地域こども文化プラン」の推進
  - ・移動芸術祭の委託など (社)全国公立文化施設協会との連携強化]
- 4. 文化を支える人材の養成・確保
  - [・日本芸術文化振興会の人材養成支援等の機能の強化]
- 5. 文化による国際貢献と文化発信
  - [・外務省・国際交流基金などとの連携強化
    - ・アジア・太平洋地域の文化財保護の協力活動を行う新たな拠点の整備を検討
- 6. 文化発信のための基盤整備
  - [・国立美術館・博物館の整備充実と平城宮跡の復原整備
    - ・新しい国立文化施設の整備推進
    - ナショナル・ギャラリー (仮称)
    - 九州国立博物館 (仮称)
    - 国立組踊劇場 (仮称)

### 〈5〉全文

#### 新しい文化立国をめざして

#### —文化振興のための当面の重点施策について— (報告)

平成7年7月26日  
文化政策推進会議

文化は国民一人一人にとって、人として生きるあかしであり、生きがいであるとともに、一国にとってはそのよって立つ最も重要な存立基盤の一つである。

戦後50年の節目を迎へ、経済的にはかつてない発展をみた今日、広く国民の意識において物的豊かさより心の豊かさを求める気運が高まっている。心の豊かさを満たすものは、まさに文化にほかならない。人は、優れた文化の所産にふれることで感動し、また、自ら文化の創造的な活動に参加することで心身ともに高揚し、あるいは日常生活の文化的な営みによって生きる手応えを覚え、明日への活力をもちうるものである。

近年、我が国社会や経済界においても、既存の価値観の転換が図られ始め、創造力豊かな個性や美的な感性が尊重される「文化の時代」に移りつつある。また、「地方の時代」を迎え、各地域では伝統文化を見直し、独自の活力ある地域づくりを進め、対外的にもその特色ある文化を発信しようとする意欲も見られる。一方、目を世界に転じると、世界の日本文化への関心の高まりとともに、アジア諸国の文化財の保存修復協力等文化による国際貢献を進めることへの期待も増大しており、さまざまなかたちで文化的な国際交流・協力が求められているところである。

我々日本人が日本文化に誇りをもち、文化を重視した国づくりと文化を通じた国際貢献によって、世界から尊敬される国及び国民となることが求められる時代になって来た。その意味で文化の振興は今後の我が国にとって最重点の課題の一つである。

今や、新しい文化立国をめざして今世紀中に文化基盤を抜本的に整備することが緊急の課題となっている。そのため、文化行政において文化振興のための重点施策を樹立し、力強く展開すべきときである。文化の振興には幅広い分野の施策を進める必要があるが、ここでは中心的な6点にしぼって施策の重点とすることを提言したい。

まず第一は、新しい文化立国にふさわしい創造的な芸術活動の活性化である。第二は、我が国の長い歴史の中で育まれ独自の発展を遂げてきた伝統文化の継承・発展である。第三には、暮らしの中に豊かな文化を育むための地域文化・生活文化の振興である。第四は、優れた文化を守り、育て、新たな創造活動を切り開いていくための文化を支える人材の養成・確保である。第五は、文化を通じた世界への貢献と世界に我が国の優れた伝統文化・芸術文化を知らせるための文化による国際貢献と文化発信である。第六に、これらのこととを実現し、我が国の文化の発展の基礎を

築いていく文化発信のための基盤整備が必要である。

これまでも文化政策推進のため、平成6年6月には、文化政策推進会議において、「21世紀に向けた文化政策の推進について」の報告が出されたところである。この報告においては、「芸術支援の充実」、「地域文化振興」及び「文化の国際交流・協力」のそれぞれの課題について、基本的な理念と今後の方策を示している。また、平成6年7月には文化財保護審議会の下に設置された文化財保護企画特別委員会において「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」の報告が取りまとめられ、文化財保護の今後の在り方について基本的な方向が示された。今回は、これらの課題に取り組み、その実現を図るため、文化振興の具体的な目標と方策を明確にした上で、文化振興施策を計画的に推進していくとするものである。

これら施策の裏付けとなる予算面に目を向けると、我が国の文化庁予算は、近年増加しつつあるものの、平成7年度には668億円で、国の一般会計予算に占める比率は0.09%である。諸外国との比較については、制度上の差異もあるが、たとえば、フランスの文化省予算は2,482億円（1994年度）で国家予算に占める割合が0.95%，イギリスの国民文化財省の予算は1,923億円（1993年度）で国家予算に占める割合が0.35%となっている。一国がよって立すべき基盤を文化に求める時、このように、諸外国に比べて必ずしも十分とは言いがたい文化予算については、特に格段の充実を図る必要がある。

そこで、文化政策推進会議としては、以下に、今世紀中に解決すべき文化政策上の課題を示し、具体的な施策に関する提言を行うものである。政府においては、この提言の趣旨を踏まえ、21世紀の文化立国をめざして、新たな第一歩を踏み出されることを期待する。

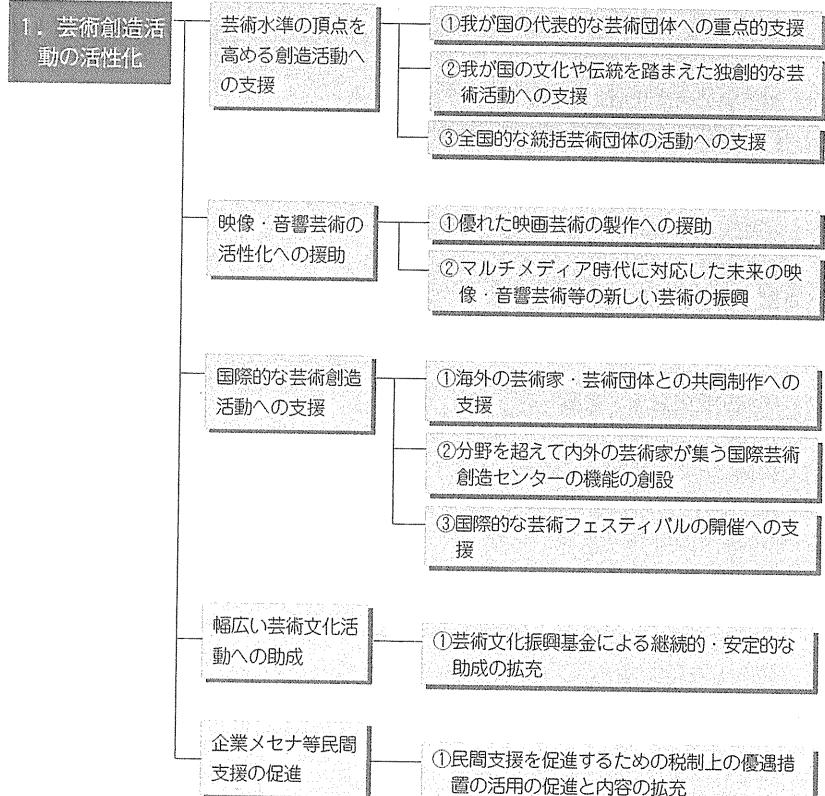
## 1 芸術創造活動の活性化

多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家・芸術団体の自由な発想に基づく創造活動にある。しかし、現下のその活動基盤は極めて不安定な状況にあり、芸術家・芸術団体が創造活動に活発に取り組めるようにするためには、それを支える安定した創造環境を充実整備していくことが不可欠である。このため、今後、文化庁を中心とする公的支援と、税制上の優遇措置等を活用した民間支援とが相俟って、多様な形態による芸術支援を格段に充実させることが必要である。

### (1) 芸術水準の頂点を高める創造活動への支援

我が国の芸術各ジャンルの水準の頂点を高め、国際的にも評価され得る多種多様な創造活動への支援を充実。特に舞台芸術については、その直接的な牽引力と

## 《施策の体系》



なる我が国の代表的な芸術団体に対する支援を充実するため、既存の支援施策を再編統合の上、重点的な支援を実施。

### (2) 映像・音響芸術の活性化への支援

長期にわたる映画製作活動の停滞により我が国映画文化の存続自体が懸念されている映画芸術を再生するため、優れた映画芸術の製作に対する援助を拡充。また、マルチメディア技術を積極的に活用した新しい映像・音響芸術の創造と普及活動を支援。

### (3) 国際的な芸術創造活動への支援

日本の芸術水準を高めるとともに、国際社会の中で文化の創造の一翼を担って

いくためには、我国の芸術家と世界の芸術家が相互に協力して創造活動を行うことが不可欠。このため、海外の芸術家・芸術団体との共同制作への支援や内外の芸術家による水準の高い芸術創造交流や研究活動などが行える場や機能を充実整備。

#### (4) 幅広い芸術文化活動への助成

優れた芸術文化活動を育て、国民に広く親しまれるようするため、新たな観点から芸術文化振興基金の財政基盤を強化し、幅広い芸術団体の創造活動や芸術文化の普及活動等に対する継続的・安定的な助成を拡充。

#### (5) 企業メセナ等民間支援の促進

芸術文化活動を支援するための民間企業や個人からの寄付など、多様な民間資金が芸術団体へ効果的に流入していくようにするために、税制上の優遇措置の活用を促進するとともにその内容を拡充。

### 2 伝統文化の継承・発展

我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産である文化財は、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことができないものであるとともに、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。我が国が優れた伝統文化を守り伝え、発展させていくことは、文化政策の極めて重要な課題である。文化財を大切に保存して次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用を行い、広く国民に親しまれるようにしていくことが求められている。

#### (1) 国宝・重要文化財等の保存修理、防災施設等の充実

国宝・重要文化財等の適切な保存のため、文化財の種類や特性に応じた修理事業、防災施設等の整備を計画的に推進するとともに、国宝・重要文化財等の散逸を防止するための買上げを拡充。

#### (2) 国宝・重要文化財の活用の推進

国民が文化財に触れ、身近に親しむ機会を提供する場である博物館等における国宝・重要文化財の公開活用を促進するための支援方策を整備するとともに、近代の文化財建造物につき、指定を推進して地域振興の中心に位置づけるなど、その活用を推進。

#### (3) 無形の文化財の次世代への継承と発展

重要無形文化財・重要無形民俗文化財として早急に保護すべき分野を拡大するとともに、将来にわたって質の高い「わざ」や各地で伝承されてきた民俗文化財の継承と発展を図るために、伝承者養成事業及び公開事業の拡充や電子メディア等を活用した記録作成を推進。また、無形文化財に必要な原材料・用具等を確保。

#### (4) 史跡等の保存・整備の拡充及び埋蔵文化財保護体制の整備

史跡等については、保護の万全を期すため、公有化助成の事業量の大幅拡充

### 《施策の体系》

#### 2. 伝統文化の継承・発展

##### 国宝・重要文化財等の保存修理、防災施設等の充実

- ①美術工芸品の保存のための修理事業の拡充
- ②国宝・重要文化財等(美術工芸品)の散逸を防止するための買上げの拡充
- ③建造物の保存のための修理事業の拡充
- ④歴史的町並み(伝統的建造物群保存地区)の保存のための修理事業等の拡充
- ⑤民俗文化財の保存のための修理事業の拡充
- ⑥文化財を守る防災施設等の充実
- ⑦文化財の修理・修復に必要な希少な資材の確保

##### 国宝・重要文化財の活用の推進

- ①公私立博物館等における文化財の公開活用促進のための支援
- ②近代の建造物を中心とした活用の推進

##### 無形の文化財の次世代への継承と発展

- ①重要無形文化財・重要無形民俗文化財の指定分野及び件数の拡大
- ②「わざ」を体现し、継承・発展させる伝承者の養成事業の拡充
- ③無形の文化財を広く紹介し、継承、発展の場を提供する公開事業を拡充するとともに、電子メディア等を活用した記録作成
- ④無形文化財に必要な原材料・用具等の確保

##### 史跡等の保存・整備の拡充及び埋蔵文化財保護体制の整備

- ①史跡等の保存のための土地の公有化助成の拡充
- ②史跡・天然記念物等を広く活用するため、往時の姿をしのばせる復元整備、公開施設の整備等の推進
- ③埋蔵文化財の発掘調査体制等の整備充実

##### 文化財を取り巻く時代の変化に対応した文化財保護措置の拡大等

- ①保護すべき文化財の裾野の拡大(文化財登録制度の導入等)
- ②近代の文化遺産についての調査研究とその保存・活用の推進
- ③文化財の種類の枠(建造物、歴史資料、史跡等)を超えた、関連する文化財の総合的な保護
- ④景観・環境に関する文化財保護の促進(史跡、天然記念物、歴史的町並み等の整備関連)

を図るとともに、国民が文化財の魅力に触れ、親しむ場として、積極的に活用できるよう復元整備を推進。また、時代の進展に対応した埋蔵文化財保護体制の充実のため、発掘調査の国庫補助事業の対象の段階的拡大及び埋蔵文化財専門職員の配置を促進。

#### (5) 文化財を取り巻く時代の変化に対応した文化財保護措置の拡大等

緊急に保護していくことが必要な多数の文化財（近代の文化遺産等）を登録する新たな保護制度の導入や、伝統的な生活文化等従来指定の対象となっていない分野への保護対象の拡大。また、文化財の種類の枠を超えて関連する文化財や文化財が置かれている環境の総合的・一体的な保護、文化財を取り巻く景観・環境をも視野に入れた保護など、文化財の総合的な把握と保護の推進。

### 3 地域文化・生活文化の振興

大都市のみならず、地方においても、国民が優れた芸術文化に身近に接することができ、また、個性豊かな芸術文化活動が活発に行われるような環境を整備することが強く望まれている。このため、歴史的な集落・町並みや地域の特色ある文化活動を核とした文化の香り高いまちづくりへの取組みを積極的に支援するなど、地域における文化の創造、蓄積及び発信を促進していく必要がある。

#### (1) 「文化のまちづくり」の支援

歴史的な町並みや地域の特色ある伝統文化、生活文化、その他多彩に展開されている芸術文化活動を効果的に組み合わせて文化の香り高いまちづくりを行う「文化のまちづくり」構想が各地で展開されるよう支援。また、現代の都市景観についても提言を行い、新しいまちづくりを推進。

#### (2) 地域住民の芸術文化活動への参加の奨励と芸術文化鑑賞機会の充実

地域における芸術文化活動の活動主体であると同時に文化の受け手でもある地域住民の活動・発表の機会及び鑑賞の機会の一層の拡充。

#### (3) 文化施設や文化団体の活性化支援

ハード面ではかなりの充実を見るようになってきた公立文化会館や美術館・博物館など地域文化振興の拠点となる施設相互の連携を促進し、ソフト面での支援を充実とともに、地域文化の担い手である文化団体への支援の充実。

#### (4) 学校における芸術教育・文化活動への支援

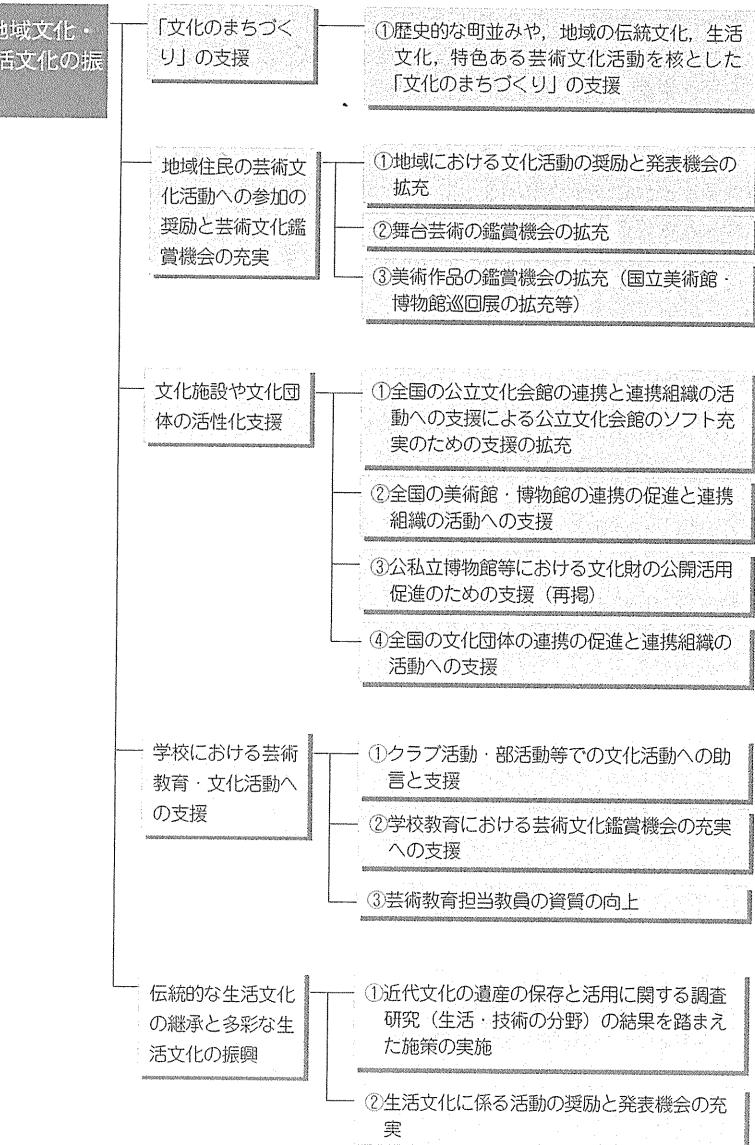
将来の文化立国を担う青少年に、幅広い分野にわたり優れた芸術文化を体験させるため、学校における文化活動や芸術文化鑑賞機会の充実について提言と支援。

#### (5) 伝統的な生活文化の継承と多彩な生活文化の振興

生活環境が大きく変化する中で急速に失われつつある伝統的な衣食住等に係る生活文化等に対して適切な保護を図るとともに、日常生活に根ざした生活文化を振興するための支援。

### 〈施策の体系〉

#### 3. 地域文化・生活文化の振興



#### 4 文化を支える人材の養成・確保

優れた文化を継承・発展させ、あるいは創造していくには、その担い手に、優秀な人材を得ることが不可欠である。しかしながら、我が国においては、文化を支える人材を養成していくための諸条件が極めて脆弱である。

将来の我が国の芸術文化を担う若手芸術家や文化施設・芸術文化団体のマネージメントを行う人材、伝統芸能・民俗芸能・伝統工芸の後継者、文化財保存技術者・技能者などの養成が急務となっている。また、美術館・博物館の学芸員についても、多様な人材が求められている。

そこで、これら人材の養成・確保のため、民間の活動への支援や国自らが行う研修事業等を充実するとともに、必要に応じて資格制度の創設など制度的な枠組みの整備を図っていく必要がある。

##### (1) 若手芸術家の養成

我が国の次代の芸術界を担う創造性豊かな人材を養成するため、各分野を代表するような全国的な芸術団体や新国立劇場が行う人材養成事業への支援など専門的な教育訓練の場を充実するとともに、芸術フェローシップや若手芸術家の発表機会を拡充。

##### (2) 芸術文化活動を支える人材の養成・確保

文化施設の運営や芸術文化団体の活動を支えるアートマネージメントや舞台技術に携わる人材を養成・確保するための研修の充実と資格制度の創設。また、美術館・博物館の学芸員について、その資質を向上し、専門性を高めるための研修の充実や高度な専門性を評価する制度の創設を図るとともに、資格を生かして活躍する場の確保が必要。

##### (3) 無形の文化財の次世代への継承と発展（再掲）

将来にわたって質の高い「わざ」や各地に伝承されてきた民俗文化財を次世代に継承し、発展させていくため、無形の文化財の伝承者養成事業と公開事業の拡充や電子メディア等を活用した記録作成を推進。

##### (4) 文化財の保存技術の後継者養成の充実

有形、無形の文化財を支えるのに不可欠な技術として保護すべき対象分野の大及びその保持者に対する支援措置を拡充。また、文化財の保存技術に関する後継者養成協力校の設置や資格制度を創設するとともに、中堅技術者に対する国内研修を拡充。

##### (5) 学校における芸術教育・文化活動への支援（再掲）

将来の文化立国を担う青少年に、幅広い分野にわたり優れた芸術文化を体験させるため、学校における文化活動や芸術文化鑑賞機会の充実について提言と支援。

#### 《施策の体系》

##### 4. 文化を支える人材の養成・確保

- ①芸術団体や新国立劇場が行う人材養成事業への支援など専門的な教育訓練の場の充実
- ②将来の我が国の芸術を担う創造的な人材を育成するための芸術フェローシップの充実
- ③若手芸術家の研鑽の成果を発表する機会の充実

##### 芸術文化活動を支える人材の養成・確保

- ①豊かな芸術創造活動を実現するアートマネージメントや舞台技術について研修の充実及び資格の創設
- ②文化施設の専門的職員等の養成
- ③美術館・博物館の学芸員の資質向上のための研修の充実や高度な専門性を評価する制度の創設とその活躍の場の確保

##### 無形の文化財の次世代への継承と発展（再掲）

- ①重要無形文化財・重要無形民俗文化財の指定分野及び件数の拡大
- ②「わざ」を体現し、継承・発展させる伝承者の養成事業の拡充
- ③無形の文化財を広く紹介し、継承、発展の場を提供する公開事業を拡充するとともに、電子メディア等を活用した記録作成
- ④無形文化財に必要な原材料・用具等の確保

##### 文化財の保存技術の後継者養成の充実

- ①有形、無形の文化財を支えるのに不可欠な保存技術の選定（選定保存技術）の拡充（選定分野及び件数の拡大）
- ②有形・無形の文化財を支える保存技術の関係団体の全国的ネットワーク化事業の推進
- ③文化財保存技術者等の国内研修の拡充
- ④文化財保存技術等後継者養成のための協力校制度の創設
- ⑤文化財保存技術に関する資格制度の創設（文化財建造物修復技術士等）
- ⑥文化財建造物修理技術者・技能者養成研修の充実

##### 学校における芸術教育・文化活動への支援（再掲）

- ①クラブ活動・部活動等での文化活動への助言と支援
- ②学校教育における芸術文化鑑賞機会の充実への支援
- ③芸術教育担当教員の資質の向上

## 5 文化による国際貢献と文化発信

今後、我が国が国際社会の中で、世界文化の創造に積極的に寄与していくことが求められている。そのためには、文化の国際交流の拠点としての機能を充実強化し、優れた舞台芸術や世界に誇るべき文化財を更に積極的に海外に発信するとともに、人類共通の貴重な財産である文化遺産の保存・修復への協力など文化による国際貢献を果たしていく必要がある。

### (1) 芸術家や芸術団体の相互交流の機会の充実

世界における新たな文化の創造に寄与するとともに、アジア諸国をはじめとする諸外国の芸術家の人材養成に資するため、我が国の芸術団体と海外の芸術団体との間で、様々な形態の交流事業を総合的かつ継続的に実施。また、アーティスト・イン・レジデンスを整備するとともに、海外からの芸術家の招へいを拡充。

### (2) 我が国が誇る優れた日本文化の海外への発信

我が国の優れた文化を広く海外に紹介し、相互理解を深めるとともに、世界の多様な芸術との相互刺激を通じてより豊かな芸術を生み出すため、文化財や現代美術等の海外交流展や舞台芸術の海外公演等が世界各地で計画的継続的に実施されるよう支援を拡充。

### (3) 國際的な芸術フェスティバルの推進

内外の芸術家が集い、共に創造活動や発表を行って相互に触発しあう芸術フェスティバルを振興するため、国が中心となった総合的な国際芸術フェスティバルを開催するとともに、地方公共団体や芸術団体等が開催するフェスティバルに対しても支援を充実。

### (4) 文化財保護に関する国際交流・協力の推進

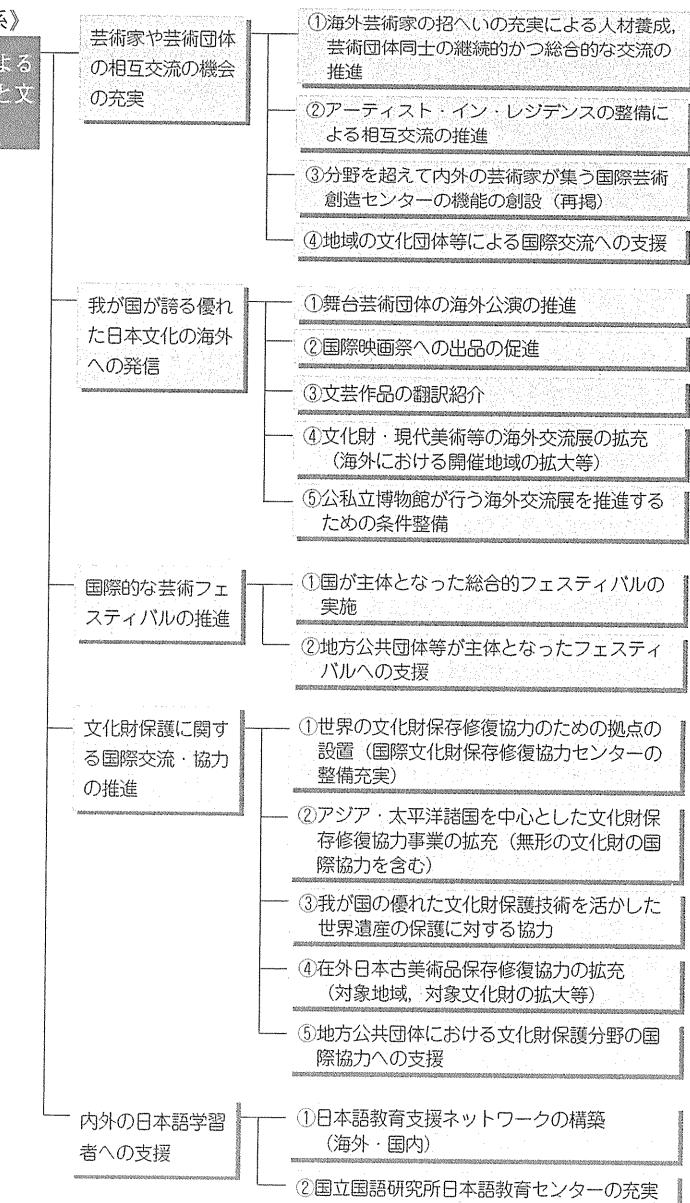
アジア・太平洋地域をはじめとする諸外国から寄せられている文化財保存修復協力への期待に応えるため、世界的な文化遺産の保護に積極的に協力するとともに、在外の日本古美術品保存修復協力を拡充。

### (5) 内外の日本語学習者への支援

海外や国内の各地域で日本語を学ぶ外国人の増加、多様化、分散化に対応するため、情報化の進展に対応した学習内容・方法の充実を図るとともに、地域に日本語教育センターを設置して、それらを国立国語研究所や国内外の大学、日本語教育機関等と結んだ日本語教育支援ネットワークの構築。

## 6 文化発信のための基盤整備

文化発信の拠点となる国立美術館・博物館等については、収蔵品の抜本的な充実や施設及び設備の整備をはじめとする展示・研究機能やサービス機能の向上を図るとともに、新たな国立文化施設の設置の要請に対しては、中・長期的な計画を立案して、対応していく必要がある。



また、高度情報化社会の進展の中で、美術品や文化財、文化事業、文化施設及び芸術団体等文化に関する様々な情報を蓄積して内外に広く提供するなど、多様なニーズに応じたサービスを行うことが求められている。さらに、情報化の進展に伴い、著作権の保護及び著作物の適切かつ円滑な利用が確保される環境の実現が極めて重要になっている。

#### (1) 国立美術館・博物館等の整備充実

国立美術館・博物館等については、収蔵品の充実や施設及び設備の整備をはじめとする展示機能・研究機能・情報機能の抜本的充実を図るとともに、地方の美術館・博物館等との連携活動や来館者サービスの充実など、運営を活性化。

#### (2) 新しい国立文化施設の整備

新国立劇場について、我が国舞台芸術振興の中心的施設としてふさわしい高い水準の公演を行うのみならず、研修事業や情報センターとしての機能を果たせるよう充実した運営体制を整備。また、社会の変化や国民の文化への関心の高まりに応じて、新構想の国立博物館や展示施設など新しい国立文化施設を整備。

#### (3) 文化情報に関する総合的なシステムの構築

全国の国公私立美術館・博物館等の情報や地域の文化事業、文化施設、芸術団体等に関する情報をネットワーク化し、広く一般国民や文化関係者、行政担当者等に提供。

#### (4) 文化に関する研究機能の充実

国立美術館・博物館・文化財研究所等における研究機能を充実するとともに、連携大学院構想により、大学院生と研究者が交流・協力して研究の高度化・学際化を推進。

#### (5) 情報化の進展に対応した著作権施策の展開

著作権の利用の大量化・多様化に対応するため、各分野の著作物についての権利所在情報を統合し一つの窓口で利用者に情報提供する「著作権権利情報集中機構（仮称）」の創設等、著作権に関する権利処理体制を整備するとともに、マルチメディアに対応した著作権制度の整備を推進。

#### (参考資料)

##### 1. 文化政策推進会議委員名簿（平成7年7月26日現在）

浅尾新一郎（国際交流基金理事長）

芦原 義信（建築家、東京大学名誉教授）

石原 俊（日産自動車相談役）

石本美由起（作詩家、日本作詩家協会会長）

稲葉 興作（日本商工会議所会頭）

丸 直（日本芸術院長）

#### 《施策の体系》

##### 6. 文化発信のための基盤整備

- 国立美術館・博物館等の整備充実
  - ①優れた美術作品・文化財を常時公開・展示するための収蔵品の抜本的な充実
  - ②施設及び設備の整備をはじめとする展示機能・研究機能・情報機能の充実
  - ③国民が豊かな体験を深める場として、ニーズに応じたサービスの提供
  - ④自主企画展の充実や共催展の運営の改善など展覧会の充実
  - ⑤公私立美術館・博物館との連携の強化
  
- 新しい国立文化施設の整備
  - ①我が国舞台芸術の中核的施設としてふさわしい新国立劇場の運営体制の充実
  - ②新構想の国立博物館や展示施設等社会の変化や国民の文化への関心の高まりに応じた新しい国立文化施設の整備
  
- 文化情報に関する総合的なシステムの構築
  - ①全国の国公私立美術館・博物館等の情報ネットワークの整備と、美術品、文化財に関する情報の相互紹介システムの構築
  - ②地域における文化事業、文化施設、芸術団体等に関する情報のネットワーク化
  
- 文化に関する研究機能の充実
  - ①国立美術館・博物館等の研究機能の充実（再掲）
  - ②連携大学院構想による国立文化財研究所等の研究の高度化の推進
  
- 情報化の進展に対応した著作権施策の展開
  - ①著作権権利情報集中機構（仮称）の創設
  - ②権利の集中管理制度の在り方に関する検討及び権利の集中管理制度の整備充実
  - ③権利処理ルール確立のための関係者の協議の促進支援
  - ④マルチメディアに対応した著作権制度の整備

梅棹 忠夫（国立民族学博物館顧問）  
 江戸 京子（ピアニスト、アリオン音楽財団理事長）  
 加藤 秀俊（放送教育開発センター所長）  
 加藤 芳郎（漫画家、日本漫画家協会会長）  
 如月 小春（劇作家、演出家、劇団「NOISE」代表）  
 倉橋 健（早稲田大学名誉教授）  
 小泉 博（社団法人日本芸能実演家団体協議会専務理事）  
 小島 美子（音楽学者、江戸東京博物館研究員）  
 酒井 新二（共同通信社顧問）  
 ◎坂本 朝一（日本放送協会名誉顧問）  
 佐治 敬三（サントリーワークス代表取締役会長）  
 佐野文一郎（東京国立博物館長）  
 杉浦日向子（江戸風俗研究家）  
 鈴木 忠志（劇団SCOT主宰）  
 千 宗室（裏千家家元）  
 高階 秀爾（国立西洋美術館長）  
 塚本 幸一（ワコール代表取締役会長）  
 堤 清二（セゾンコーポレーション代表取締役会長）  
 遠山 一行（桐朋学園大学長、東京文化会館長）  
 登川 直樹（映画評論家）  
 長岡 實（東証正会員協会顧問）  
 新野幸次郎（神戸大学名誉教授、神戸都市問題研究所長）  
 西尾 信一（第一生命会長）  
 畑中 良輔（新国立劇場芸術監督）  
 平山 郁夫（日本画家、東京芸術大学長）  
 福田 一平（舞踊評論家、日本女子体育大学大学院教授）  
 福原 義春（資生堂社長、企業メセナ協議会理事長）  
 藤村 志保（俳優）  
 松澤 卓二（富士銀行相談役、経団連顧問、日経連特別顧問）  
 ○三浦 朱門（作家、日本芸術文化振興会長）  
 水上 忠（財団法人東京都教育文化財団顧問）  
 三善 晃（作曲家、前桐朋学園大学長）  
 森下 洋子（松山バレエ団プリマ・バレリーナ）  
 森 英恵（ファッション・デザイナー）  
 山崎 正和（東亜大学大学院教授）  
 山根 有三（東京大学名誉教授、国華主幹）

吉井 澄雄（社団法人日本照明家協会副会長）  
 吉國 一郎（プロ野球コミッショナー、元内閣法制局長官）  
 吉田 貴寿（昭和音楽大学・短期大学部学長）  
 吉村 融（埼玉大学教授、政策科学教育研究機関（仮称）創設準備室長）  
 渡辺 浩子（演出家、新国立劇場芸術副監督（演劇））  
 以上47名（◎は会長、○は副会長）

## 2. 文化政策推進会議文化政策小委員会委員名簿

加藤 秀俊（放送教育開発センター所長）  
 倉橋 健（早稲田大学名誉教授）  
 小泉 博（日本芸能実演家団体協議会専務理事）  
 小島 美子（音楽学者・江戸東京博物館研究員）  
 佐野文一郎（東京国立博物館長）  
 鈴木 忠志（劇団SCOT主宰）  
 (主査) 高階 秀爾（国立西洋美術館長）  
 遠山 一行（桐朋学園大学長・東京文化会館長）  
 福原 義春（資生堂社長・（社）企業メセナ協議会理事長）  
 (副主査) 水上 忠（東京都教育文化財団顧問）  
 三善 晃（作曲家・前桐朋学園大学長）  
 山根 有三（東京大学名誉教授）  
 吉村 融（埼玉大学教授・政策科学教育研究機関（仮称）創設準備室長）

## 3. 文化政策推進会議の審議経過

(全体会議)

回数	開催年月日	概要
第1回	平成元年8月9日	文化政策推進会議発足
第2回～第9回	(略)	
第10回	平成6年6月27日	「21世紀に向けた文化政策の推進について」報告
第11回	平成7年1月20日	文化政策小委員会設置
第12回	7月26日	「新しい文化立国をめざして —文化振興のための当面の重点施策について—」報告

(文化政策小委員会)

回数	開催年月日	概要
第1回	平成7年3月2日	主査・副主査の選出 文化政策の在り方・方向性についての討議
第2回	4月11日	主として芸術文化の分野についての討議
第3回	5月9日	主として文化財保護の分野についての討議
第4回	6月27日	報告原案についての討議

## 〈6〉全文

### 文化振興マスターplan 文化立国に向けての緊急提言

平成9年7月30日  
文化政策推進会議

本文化政策推進会議においては、文化振興マスターplanを策定するに当たって、文化立国実現に向けての基本的な方向性を示すとともに、当面の重点課題について緊急提言を行うものである。

#### 《I》基本的な方向性～文化立国実現に向けて～

##### 1 教育改革プログラムと文化の振興

###### 一心の豊かさと心の教育

今日、日本は経済的につけてない繁栄を手中にしている。しかし、人々は、経済的豊かさの中で、人間らしく生きるために心の豊かさをも希求するようになり、人として生きるためのあかし、生きがいである文化の振興が大切となっている。人々は、生活の中で、文化を享受するとともに、文化の創造的な活動や伝統文化の継承・発展を重視するようになっている。

橋本内閣の6大改革のうち、本年1月に策定された教育改革プログラムでは、より広い視野からの教育改革の取り組みが大切であり、美しいものに感動したり伝統文化を大切にする豊かな心を涵養し、文化の香りに満ちた活力ある文化立国を実現することが必要であるとの観点から、教育の基礎となる文化の振興が挙げられている。

文化は、個々人の心の豊かさや地域社会の心のつながりを取り戻し、生涯を通じた「心の教育」において重要な役割を果たすものである。

とりわけ、子供たちは、物質的にはつけてない豊かさを得ながら、その文化的な環境は必ずしも豊かではなく、一人一人が孤独で自立性に欠ける傾向にあると言われている。その背景には、社会の変化に伴い、地域社会と学校教育のつながりがうすれ、また、地域社会そのものの中でも人々の連帯感が希薄化していることが指摘されている。その中で、文化は、個々人や地域社会が、それぞれの価値観を有しながら、互いに交流し尊重し合い、何らかの営みを共有し協同する精神的な土壤を涵養するものである。

##### 2 国や社会の基盤整備としての文化

###### 一文化への投資は未来への先行投資

近年、経済や社会が大きく変容する中で、文化は、環境、福祉、地域振興など社

会のあらゆる側面に関連し影響を与えるものであり、国や社会の存立基盤としての文化の役割が、特に注目されている。

産業の空洞化や雇用の問題などへの懸念から、我が国は、新たな時代に対応した経済構造の変革を迫られている。文化は、独創的かつ豊かな感性を育み、高い付加価値を生み出すとともに、新たな需要を喚起する源泉となることから、文化の振興は、それ自体が固有の深い意義を有するだけでなく、経済や産業を活性化する大きな要因である。

また、最近の高度情報化の進展による新しいメディア芸術の振興は、これまでにない新たな創造活動を生みだし、文化そのものの発展の刺激となるとともに、経済活動と密接に結び付いており、経済・社会の発展にも資するものである。特に、マルチメディアとネットワークの普及発展は、学校における情報教育の充実と相俟って、重要な基盤の一つを形成すると思われる。

したがって、文化への投資は未来への先行投資であり、今後、活力ある国や社会の形成のため、その基盤整備としての文化の振興が重要な課題である。

##### 3 国際社会における文化の重要性

###### 一顔の見える日本

国際社会においては、一国のアイデンティティとしての文化が大きな意味を持っている、個性ある文化がその国の「顔」である。「顔の見える日本」となるためには、背景にある考え方も含めた文化の発信・受信の双方向による国際的な文化交流の促進が必要である。特に、伝統を生かしつつ個性ある日本文化を育て発信していくことが重要である。さらに、文化による国際貢献が、国際社会の一員として今日強く求められている。

このため、文化の振興は、各国においても国政の重要な課題と捉えられており、国際的にも重要な意義を有すると考える。しかしながら、例えば、文化に関する国家予算も、欧米主要国と比べ、我が国は必ずしも十分とはいがたい状況にあり、文化の振興を図っていく必要がある。

##### 4 「文化振興マスターplan」の策定

これまで、文化政策推進会議では、平成7年7月に「新しい文化立国をめざして(報告)」をまとめ、今世紀中に文化基盤を抜本的に整備することが緊急の課題であると提言している。また、平成8年7月に文化庁がとりまとめた「文化立国21プラン」においては、文化の振興は、それ自体意味があるだけでなく、経済を発展させる原動力ともなるとしている。

これらの提言を踏まえ、今後、21世紀に向けて、文化の振興によって、人々の心の豊かさを取り戻し、子供たちの「心の教育」を豊かなものとするとともに、経済

や社会を活性化し、国際的にも、一国のアイデンティティを保ち、顔の見える日本となる文化立国をめざすべきである。

そのため、21世紀さらにはその先をも視野に入れた政策が必要であることから、『文化振興マスター・プラン』を策定することを提言する。

このプランに盛り込むべき課題としては、「文化を享受する機会を拡大すること」「文化の創造的な活動を活性化すること」「伝統文化を継承し発展させること」「文化基盤を整備すること」「文化による国際交流を推進すること」が考えられる。これらの課題に対応するため、体系的な施策を検討し、平成9年度中に最終報告をまとめたいと考える。その際、国、地方公共団体、民間との連携・役割分担あるいは地域社会と学校の連携などといった視点を含め、検討していきたいと考える。

## 《Ⅱ》当面の重点課題

近年、文化庁の予算は大きく伸びてきているが、必ずしも十分とはいえず、上述したように、文化の振興は国政の重要な課題であることから、厳しい財政状況ではあるが、文化庁予算全体の充実を希望する。特に、以下のような施策等について重点的に推進していくべきであると考える。

### 1 芸術の創造・普及活動の推進

#### (1) 教育の基礎となる文化の享受機会の充実

心に「ゆとり」のない生活を送っている現代の子どもたちの情操を涵養し「心の教育」を豊かなものとする上で、芸術文化が果たす役割は極めて大きいと考える。このため、子どもたちが芸術文化を愛好し、豊かな感性を育てることができるように、地域社会において芸術文化の鑑賞機会を充実するとともに、学校教育の場において優れた芸術文化に触れ、参加する機会を提供する施策を一層充実する。

#### (2) 「アーツ・プラン21」の充実

創造的な芸術活動の活性化を推進し、我が国の芸術水準の向上を図るために、芸術家・芸術団体が創造活動に活発に取り組めるような環境を整備することが必要である。このため、舞台芸術創造活動、海外発信・国際交流活動、基盤整備事業等の総合的な支援システムである「アーツ・プラン21」を充実する。

#### (3) メディア芸術振興プロジェクトの推進

マルチメディアを活用した新しい表現形式であるコンピュータ・グラフィックス等のメディア芸術は、新しい芸術の創造や我が国の芸術文化全体の活性化を促す牽引力として、その振興が緊急の課題である。このため、広く発表の機会を提供し、顕彰する「メディア芸術祭」を実施するほか、メディア芸術プラ

ザの開設など、新しいメディア芸術創造活動を支援する。また、新しいメディア芸術創造の基盤として映画芸術の振興を図る。

### 2 文化財の積極的な保存と活用

#### (1) 文化財の保存充実強化と公開・活用の推進

文化財は国民共通の貴重な財産であり、その保存・修理等、散逸の防止、史跡等の保存・整備・活用を計画的に推進するとともに、時代の変化に対応した文化財保護措置の拡大を図る。また、国宝・重要文化財、歴史的集落・町並みや民俗芸能・伝統工芸の公開・活用等の促進のための支援方策を整備する。

さらに、文化財を通じた国際交流・協力についても積極的に推進する。

#### (2) 文化財の保存伝承基盤の充実

優れた文化財を後世に伝えることは、現在の我々の責務であり、重要無形文化財・重要無形民俗文化財として早急に継承すべき分野を拡大する。また、質の高い「わざ」や各地で伝承されてきた民俗文化財の継承と発展のため、後継者の養成・確保、伝承活動の充実、文化財を支える用具等の確保を図るほか、国立文化財研究所の機能を充実する。さらに、若い世代の文化財を愛する心を育てるため、文化継承活動等を推進する。

### 3 ミュージアム・プランの推進

#### (1) 美術館・博物館の活動基盤の整備等

ミュージアム・プランの推進により、優れた美術品等に親しむ機会の充実や美術館・博物館の活動基盤の整備を行う。

また、美術品等の流動性を高めることにより、その積極的な公開・活用を促進し、パブリック・アクセスを拡大する観点から、美術品等に関し諸外国が講じている諸施策の例も踏まえ、法的措置を含め制度の整備の検討を行う。

#### (2) 国立美術館・博物館等の整備・充実

国立美術館・博物館及び文化財研究所については、我が国の美術館・博物館や文化財研究の中心的な役割を果たすため、また、美術品や文化財を通じた国際交流の拠点としての機能を一層充実するため、その収蔵品の充実や施設・設備の整備・充実等を図る。

また、我が国舞台芸術の振興の拠点である国立劇場、新国立劇場の一層の充実を図るとともに、新しい国立美術展示施設（ナショナル・ギャラリー（仮称））、九州国立博物館（仮称）や国立組踊劇場（仮称）の整備を推進する。

### 4 基盤整備等

文化基盤を整備するため、以下のような施策の充実を図る必要がある。

- (1) 次代の我が国芸術界を担う若手芸術家の国内外における研修を充実するとともに、地域における文化活動の拠点となる文化施設の運営を支える人材を育成するなど、人材の養成・確保を行う。
- (2) 地域において歴史的な町並みや地域の伝統芸能等を活かしつつ、個性豊かな文化活動が展開されるための文化のまちづくりの推進や、アーティスト・イン・レジデンス（国際芸術家村構想）の推進などにより、地域文化の振興を図る。
- (3) 文化に関する情報について、国内外に幅広く提供・発信するための総合的な情報基盤の整備を進める。
- (4) デジタル化・ネットワーク化に伴う著作物利用の多様化等に対応し、必要な制度改善を行うとともに、円滑な権利処理を図るため、著作権権利情報を一つの窓口で提供するシステムの実現に向けての施策を推進する。また、国民の著作権保護意識の高揚及び国際的枠組みの構築への積極的な参画や、特にアジア地域を中心とする途上国との著作権保護の充実への協力を推進する。

### 《Ⅲ》資料

- 1 欧米4ヶ国との文化関係予算の比較
- 2 文化に関する世論調査（概要）【513頁より調査（抜粋）を掲載】
- 3 「21世紀に向けた新しいメディア芸術の振興について」（報告の概要）
- 4 「21世紀に向けた美術館の在り方について」（概要）
- 5 「美術品等の流動性を高める方策について」（中間報告の概要）
- 6 文化政策推進会議及び文化政策小委員会名簿

#### 1 欧米4ヶ国との文化関係予算の比較

国名	予算額(億円)	比率(%)	年度	備考
日本	828	0.11	1997	
イギリス	1,460	0.31	1996	国民文化財省予算
フランス	2,554	0.91	1995	文化省予算
ドイツ	894	0.26	1992	連邦政府の文化関係予算
アメリカ	129	0.01	1996	米国芸術財団予算

[文化庁調べ]

- (注) 1.比率は、国の予算全体に占める文化関係予算の割合。  
 2.予算額は、1ポンド=150.80円、1フラン=18.84円、1マルク=81.20円、1ドル=93.40円として換算。  
 3.アメリカについては、民間からの寄附等を奨励するための税制優遇措置等が中心であり、政府による直接補助は少ない。

#### 3 「21世紀に向けた新しいメディア芸術の振興について」（報告の概要）

平成9年7月30日

文化政策推進会議マルチメディア映像・音響芸術懇談会

##### I メディア芸術の振興が必要とされる背景

###### (1) 新しい技術を活用した芸術創造活動の進展

デジタル技術等の新しい技術の発達により、コンピュータ・グラフィックス、バーチャル・リアリティなど、新たな芸術表現が誕生。従来できなかった新しい芸術創造活動を可能にするこれらの一層の振興が必要。

###### (2) メディア芸術に対するニーズの急増

多メディア・多チャンネル化が急速に進む中、コンテンツとしてのニーズが大きい映画、アニメーション、コンピュータ・グラフィックス、ゲームソフト等のメディア芸術の充実が急務。

###### (3) メディア芸術の世界への発信

メディア芸術は、インターネット、衛星放送等を通じ、国際的にも大きな影響を与えており、我が国を代表する新しい文化として新しいメディア芸術の創造・発信を図ることが必要。

###### (4) メディア芸術の振興による文化と経済社会の発展

メディア芸術は、総合芸術として、また、翻案されることによって我が国の芸術文化全体を刺激し、人々の創造力や美的感性を育成。同時にこれらは、我が国経済社会の発展に資するものであり、文化と経済社会の発展の両面からその振興を図る意義は大きい。

##### II メディア芸術振興のための施策

###### 1 創造性豊かな人材の育成・発表の場の提供

###### (1) 芸術家の養成研修（芸術家在外研修等）

先端的な創造活動を行う若手芸術家にとって、国内外において高度で専門的な研修を受ける機会が極めて重要。このため、文化庁芸術家在外研修、芸術インセンティブ等の対象にメディア芸術を加え、実践的な研修機会を提供することが必要。

###### (2) 発表の場の提供、顕彰（メディア芸術祭）

創造性あふれる作品に、広く発表の機会を提供し、顕彰することは、メディア芸術の頂点を高め、すそ野を広げる。このため、新しいメディア芸術作品の発表、顕彰、鑑賞の場となる「メディア芸術祭」を新たに実施。

###### （メディア芸術祭の概要）

- ・デジタルアート（インターラクティブ）、デジタルアート（ノンインターラクティ

ブ), アニメーション, マンガの4部門で作品を募集し, 優れた作品を顕彰, 公開。

- ・この他メディア芸術に関するシンポジウム等を実施。

### (3) 基礎的な教育の充実

メディア芸術家の育成には, 芸術表現の基礎となる知識や技能を高めるための基礎的な教育の充実が必要。

## 2 創造活動への支援

### (1) 新しいメディア芸術への支援

#### ① 独創的な企画・構想への支援 (デジタルアート創作奨励事業)

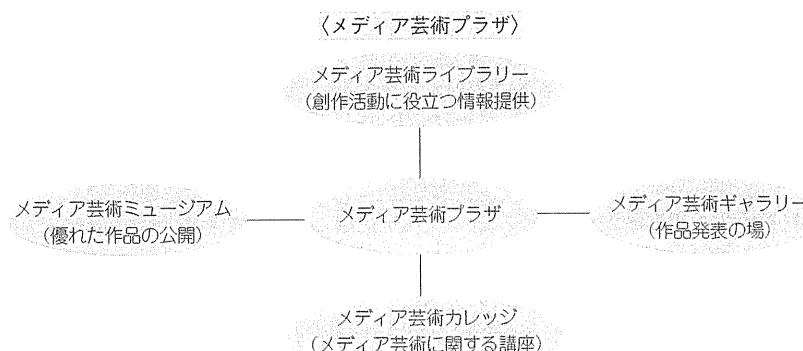
新しいメディア芸術の水準を一層向上させていくためには, 様々な冒険的, 実験的な新しい創作活動が試みられることが重要。このため, 先端的, 独創的な企画や構想を顕彰し, その創作活動を奨励, 支援していくことが必要。

#### ② 情報提供による支援 (メディア芸術プラザ)

新しいメディア芸術の創造活動を一層促進するためには, 情報面での支援が重要。このため, ホームページ上で, 優れた作品の公開, 先端的な作品の発表, マルチメディアに関する講座, 創作活動に役立つ優れた素材や各種の情報提供等を行うことができるシステムの整備が必要。

#### (2) 映画芸術への支援

映画は新しいメディア芸術作品創造の基盤としても重要。このため, ①映画シナリオを充実するためのシナリオ・コンクールへの支援, ②独立プロダクション製作の未公開長編映画の上映支援, ③国際映画祭への出品支援など, 総合的な支援策の充実が必要。



### (3) 創作者の権利(著作権)の保護と権利処理システムの整備

メディア芸術の創作活動がさらに活発に展開されるよう, 著作権制度の改善, 著作権の保護意識の向上, 権利処理システムの整備等を推進することが必要。

### 3 貴重な作品の保存と活用 (アーカイブ機能の充実)

貴重なメディア芸術作品の散逸, 消失を防ぎ, 体系的に保存・活用できるよう, 我が国の映画芸術振興の拠点である東京国立近代美術館フィルムセンターのナショナル・アーカイブとしての機能の拡充等が必要。

### 4 「21世紀に向けた美術館の在り方について」(概要)

平成9年6月

21世紀に向けた美術館の在り方に関する調査研究協力者会議

物の豊かさよりも心の豊かさを志向する機運が高まる中, 多くの人々が文化に対し大きな関心を寄せており, その中でも美術を鑑賞等の対象とする者の割合が増加している。このような社会的傾向を背景として, 全国各地において多くの美術館が建設されており, 現在では美術館の設置はかなり進んだ段階にあると言える。

しかしながら, 美術館運営の専門知識の不足, 予算や人材の確保における様々な制約などにより, 美術館が本来果たすべき機能を果たしていないとの指摘も少なくない。美についての国民の感性と知的欲求を充足させる「心のインフラストラクチャ」として, 美術館を魅力あるものにするためには, 美術館本来の役割を再認識するとともに, 運営面における充実を図る必要がある。

## I 美術館の歴史と現状

### 1 美術館の歴史

我が国においては, 明治時代, 欧化政策が進められる中で, 美術館も他の諸制度とともに欧米から輸入されたものであり, 国威発揚と国民の文化的啓蒙がその主な目的であった。近年の建設ブームにより, 国公私立全体で651館(平成5年度文部省「社会教育調査」)の美術館が設置されている。

### 2 我が国の美術館の現状

我が国の美術館には, コレクションを公開する常設展示から出発したものと, 企画展によって人々に鑑賞機会等を提供する展示施設を中心に出発したものがあるが, 展示施設としての美術館像が我が国の美術館の発展に大きな影響を残しており, 美術館の多様な機能が一般に理解されていない場合が見受けられる。

国民の理解と支持があって初めてその機能を十分に發揮できるのであり, 美術

館自体がその存在意義を国民に明らかにするよう努めることが求められている。

## II 美術館の在り方

### 1 美術館とは

「美術館とは、研究・教育・楽しみの目的で美術作品及び関連資料を収集し、保存し、研究し、利用に供し、また展示を行うことを通じて、社会とその発展に貢献する公共の非常利常設機関である。」と言うことができる。

### 2 これからの中の美術館像

社会の変革が進む中、美術館は、優れた美術作品を最良の状態で可能な限り多くの人々の鑑賞に供するという使命を再認識するとともに、国民の多様化するニーズを踏まえつつ、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を開拓することが求められる。

そのため、個々の美術館の理念・目的に基づき、調査・研究機能を基本としつつ、そこから得られた調査結果や研究成果をもとに美術作品等の収集・展示、保存・修復、教育・普及活動等を有機的・体系的に行うことが必要である。

## III 美術館における基本的な課題と方策

今後、我が国の美術館の振興を図るためには、基本的な諸機能の一層の充実が必要不可欠であり、運営に関わる財政基盤の充実及び高度の専門性を有する人材の確保など美術館に対する重点的な社会的投資に努める必要がある。

### 1 調査・研究機能の充実

- 学芸担当職員が長期的展望に立ち継続性を持って調査・研究活動に従事することができるような環境整備を行う。

- 美術館と大学院等との協力による人材の養成及び共同研究を行う。

- 各活動に関する学芸担当職員の研究成果が正しく評価されるようなシステムを構築する。

### 2 収蔵品及び常設展示の充実

- 美術作品の購入予算の充実に努める。

- 寄付・寄贈等を促進する税制について検討する。

### 3 保存・修復の充実

- 24時間空調など美術館における展示・保存環境の整備を行う。

- 地域における拠点的な美術館において保存専門の職員の確保・養成を図る。

- 保存・修復に関する中核的役割を担う機関の体制の整備について検討する。

### 4 企画展の充実

- 海外からの美術作品を借りる場合等における国家補償制度及び団体保険制度について検討を行う。

○各館の収蔵品を活用した共同企画展、巡回展等の充実を図る。

### 5 教育・普及活動の充実

- 講座、講演会、ギャラリートーク等を積極的に開催する。

- 青少年を対象とした企画展等の企画、教員向けの講座の開設、学校への出張講座や移動教室などを積極的に開催する。

- 「美術の日」や「美術愛好週間」等を設けることなどについて検討する。

### 6 利用者に対するサービスの向上

- 利用者のニーズを展示等に反映するとともに、開館時間の弾力化、柔軟な休館日の設定、一定地域における共通入場券の発行、美術館情報の提供、高齢者・身体障害者や乳幼児同伴者等に対する配慮、附属図書館の開放などを行う。

- ミュージアムショップやレストラン等の付属施設を充実し、利用者にとって快適な空間づくりに努める。

### 7 人材の確保・養成

- 美術館の学芸員について、将来的にはその資格等の抜本的見直しや、高度で実践的な専門的能力を有する学芸員の専門性を評価する制度の検討を行う。

- 新しい時代にふさわしい適性・能力・意欲等を備えた人材を美術館の館長として確保する。

- 美術館職員を対象とした国内外における研修制度の充実について検討する。

### 8 民間企業等との協力の促進

- 美術館の目的・理念に基づいて民間企業等と人的、財政的連携を促進する。

- 質の高い大型の企画展の開催のため、美術館が主体性を持って芸術文化活動に理解の深い新聞社等の企業と連携する。

## IV 今後望まれる美術館の諸活動

情報化、国際化等の急激な社会の変化により、従来にはない新たなニーズが創出され、美術館に対して新しい期待が寄せられることとなる。今後、それらに対応した以下の諸活動等の振興を図ることが求められる。

### 1 情報化の推進

- 美術館のホームページの開設、所蔵作品のCD-ROM等の作成、バーチャル・ミュージアムの設置など新たな技術を活用した活動を促進する。

- 収蔵品情報や事業情報等のデータベース化や共通検索システムへの参加を奨励し、全国的な情報ネットワークの形成を推進する。

### 2 美術作品の公開促進

- 寄贈・寄託等に関する広報・相談業務等の機能を持つ組織の整備を図る。

- 寄贈・寄託に関する税制について検討する。

- 美術作品による相続税の物納制度などの弾力的運用について検討する。

### 3 新しい視点に基づく美術作品の評価

- 美術館は、新しい視点に基づき従来の作品の再評価を行うとともに、新たな取り組みを試みる新人作家の作品に対して柔軟な視点を持つ。
- 作品制作の場等を設けて内外の若手芸術家の活動拠点として提供する。

### 4 國際的な文化発信・交流の促進

- 展示活動や調査・研究活動で得た国際的なネットワークを活用し、我が国の近現代美術を広く海外に紹介する。
- 国際共同企画展や海外の専門家の招へい、学芸担当職員の相互研修等を積極的に試みる。

### 5 ボランティア活動等の推進

- 美術館活動を側面から支え協力するという基本的な理念に基づくボランティア及び友の会の組織化を促進する。
- 退職した大学の教員など美術に関する専門的知識を有する者の協力を求め、質の高いボランティア活動を展開する。

### 6 美術館の相互連携の促進

- 美術館の相互の連携を促進し、美術館をめぐる様々な課題に対して美術館全体で取り組むための全国的組織の基盤の充実を図る。

## 5 「美術品等の流動性を高める方策について」（中間報告の概要）

平成9年7月

美術品等の流動性を高める方策に関する調査研究協力者会議

### 経緯

平成8年7月に文化庁が取りまとめた「21世紀を目指した美術館・博物館の振興方策—ミュージアム・プランー」の推進の一環として、平成9年5月、「美術品等の流動性を高める方策に関する調査研究協力者会議」を設置し、その第1部会においては美術品等に係る保険制度について、第2部会においては美術品等に係る税制優遇措置について、それぞれ検討を行い、現在必要と考えられる方策について中間報告をまとめた。

なお、今後引き続き検討を進め、平成9年度中に、中・長期的な課題を含めた最終報告をまとめる予定である。

### 概要

#### I 「美術品等にかかる保険制度について」

### 第1章 はじめに

美術への関心や多種多様な美術展に対するニーズは高まっているが、我が国の美術館等は、コレクションが必ずしも十分ではなく、企画展が大きな役割を果たしている。国際美術展は、美術館等による芸術鑑賞機会の提供と研究成果の公開として重要なっているが、保険料がかなりの額となるため、評価額の高い作品を借りられず、展覧会の質が低下する場合がある。

### 第2章 美術品等に係る保険の概要

#### 1 展覧会に出展される美術品等については、保険をかけることが国際的な慣行となっている。

#### 2 保険の内容

- 美術品等を借りる場合、美術館等の壁から下ろし、元の位置に戻すまでの期間について、オール・リスクを担保する保険に加入することが貸し出しの条件となっている。

- 国際市場価格に基づき、所有者が決定する評価額が、保険料算定の基礎となる。

- 補償は、全損の場合は評価額全額、部分損又は価値低下の場合はこれに相当する額について行い、免責条項に記載された場合を除き、いかなるリスクによる損失も対象となる。

#### 3 問題点

- 美術品等は多種多様であり、保険リスクを個別に評価するため、一般的、画一的な条件による保険にはなじまない。

- 美術品等の保険は、その個別性や件数がそれ程多くないため、「大数の法則」が効き難く、保険料率が下がりにくい。

- 美術品等は評価額が高額であり、一度事故が発生すると被害がかなりの額となるため、保険成績が一挙に悪化する可能性があり、保険成績が不安定となるがちである。

- 保険について保険会社は、国際保険市場で再保険を付することで引き受け及び経営の安定化を図っているため、保険の条件・料率も国際保険市場の動向に影響される。

- 阪神・淡路大震災以降、日本の地震危険について再認識され、英米の保険会社などから再保険料の値上げを求められる場合がある。

### 第3章 国による補償

#### 1 保険の効用は危険（リスク）の平準化にあるが、国は、大きなリスクを負担でき、危険中立的であるため、保険を付さずに万一の場合には新しく予算措置

を講じる方が国費の支出が少なく合理的であり、一般に物保険は付さないこととされている。

## 2 国による補償の必要性

- 国家賠償法によれば、補償について、故意、過失又は瑕疵が要件となるが、美術品等の保険は過失責任によらない。そのため、国家賠償法では全ての損害に対応しきれないことから、結果責任主義に基づく国による補償制度の創設の検討が必要である。
- 美術品等の貸与の場合、いかなる場合にいかなる補償が受けられるのかが事前に明確になっている必要があると考えられる。
- 国が補償する根拠として、当該損失が国家行為に起因しているものであることが重要な考慮要素となるため、地方公共団体や公私立美術館等或いはその他民間企業等との共催を含め、文化庁又は国立の美術館・博物館が主催する展覧会を国による補償の対象とすべきと考える。
- 諸外国においては、評価額の高い展覧会について、一定額を超える範囲において国が補償することとしており、官民の役割分担を明確にしている。
- 官民の役割分担を行うためには、国による補償の内容と民間保険の内容の整合性がとれている必要がある。
- 国による補償制度の導入は、展覧会の質の向上のインセンティヴともなる。

## 第4章 集団保険契約の必要性

- 1 海外からの借り入れに限らず、一般的に美術品等の貸借に関して、保険の個別性による事務手続きの煩雑などの問題がある。
- 2 これら問題の解決の一方法として、ある程度均質の美術館等を包括して優良母集団を形成し、リスクの分散・標準化を図るとともに、事務の簡素化を行い、保険料率の低減や保険の長期安定化に反映させる可能性が考えられる。
- 3 集団保険契約の導入の検討の際には、自助努力や人材養成など様々な支援施策と合わせながら、美術館等の活動の充実や水準の向上を図る必要がある。

## 第5章 考えられる方策

- 1 保険料の高騰による展覧会開催の障害の除去、国民の美術品等へのアクセスの拡大や地域間格差の是正のために、高額の借り入れ美術品等を含む展覧会については、諸外国でも既に効果的に運用されている国による補償制度の導入を検討すべきである。また、事務手続きの簡素化や保険料の軽減を図るために、自助努力も含めた「集団保険契約制度」を導入することを検討すべきである。
- 2 国による補償制度  
高額の借り入れ美術品等を含む展覧会に関しては、文化庁又は国立の美術

館・博物館が主催（共催を含む）する質の高い展覧会について、予算の範囲内で、過失の有無や原因の違法適法に関わらず、全ての損失を国が補償する「國家補償」制度の導入を検討する必要がある。

その際、展覧会の選定及び評価額の査定については、専門家等を構成員とする評価委員会を設置する必要がある。

## 3 集団保険契約制度

国家補償の対象とならない展覧会について、必要な条件を満たす美術館等が自助努力及び政策的支援により優良な母集団を形成し、包括的に保険を付する集団保険契約を導入する。

## II 「美術品等に係る税制優遇措置について」

### 第1章 はじめに

#### 1 美術品等の輸入の拡大

近年の美術への関心の高まりに加えて、バブル時期を頂点に投資の対象として海外からの多くの美術品等が流入し、現在、名品といわれる美術品等が数多く私蔵されていると推定される。

#### 2 美術展示への関心の高まり

美術は、大きな関心分野の一つであり、毎年多くの人々が美術館を訪れている。また、近年では、美術に対するニーズはマルチメディアのコンテンツとしても大いに期待されている。

#### 3 現状と問題点

このような美術に対する社会のニーズに応えるため美術館の設置が進んだが、それらのコレクションは必ずしも十分でないうえ、購入費も多いとは言えない状況にある。また、国内の美術品等は、公開されないまま売買され散逸することが多いと指摘されている。

人類の共有財産ともいるべき貴重な美術品等については、文化的な社会資本として、公開・活用することが重要であり、このための有効な方策の一つとして美術品等をめぐる税制について検討する必要がある。

### 第2章 現行税制優遇措置の概要と問題点

#### 1 所得税

##### (1) 謾渡した場合の優遇措置

個人が、重要文化財又はそれに準ずる美術品等を国等に譨渡した場合は、譲渡益に対して、それぞれ非課税又は2分の1課税となる。

##### (2) 寄付した場合の優遇措置

個人が、美術品等を国等に寄付した場合、譲渡所得はなかったものとみなされ、取得価額の金額を所得控除として所得から控除される。ただし、控除額に上限があり、かつ当該年度のみ控除されるので、高額な美術品等を寄付した場合は控除しきれない場合がある。

## 2 法人税

法人が、美術品等を国等に寄付した場合、時価相当額が損金として所得金額の計算上控除される。

## 3 相続税

### (1) 寄付の場合の優遇措置

相続財産のうち、国等に寄付した財産については、相続税は非課税とされる。

### (2) 物納制度

相続税については、金銭の納付が困難な場合で、かつ税務署長の許可を得た場合に例外的に相続財産をもって納付する物納制度が存在する。物納財産には優先順位（動産は一番低く4番目）が設定されている。

なお、美術品等について、物納制度が適用された実例は、物納順位が後位のため、把握している限り1件となっている。

## 第3章 基本的な考え方

### 1 国による文化的社会資本整備の必要性

美術品等は、国民共通の社会資本であり、文化財保護法により保護される以外の美術品等についても、国が責任をもって保護し、有効活用を図り、パブリック・アクセスに資する必要がある。

### 2 税制優遇措置による効果的な収蔵品拡大

個人のコレクションにも国民の貴重な共有財産となる名品が多く存在し、これらの美術品等の散逸を防ぐため、税制も活用し、寄付や物納、寄託などを促進していくことが重要であり、その際、しかるべき施設（美術館等）において公開し活用していく必要がある。

## 第4章 当面実施るべき対応策

### 1 相続税の物納制度の活用

国民の共有財産にふさわしい名品として国が認定した美術品等で、適切に評価できるものについて、相続税法の規定にかかわらず、特例として金銭による納付と同格で物納することを許可することが望ましい。また、物納を許可された美術品等は、換金することなく管理換を行い、美術館等適切な施設に収容する必要がある。

## 2 美術品等特別評価システム

物納の特例を受ける美術品等は、研究者・学芸員等の専門家、行政担当者、税務担当者等により構成される評価委員会における十分な審査によって特別の名品であるとされたものに限定することが望ましい。また、相続開始前においても、美術品等の価値の評価等を事前に、適切なアドバイス等を行うことができるよう、仮審査制度等の導入についても検討する必要がある。

## 3 その他の組織的整備

美術品等をめぐる諸問題に関して、文化庁において専門的知識を提供する必要がある。このため、組織的整備を検討するとともに、ホームページを活用した情報提供、PRなどの徹底を行うことが望ましい。

## 第5章 今後の検討課題

個人、企業が所有する美術品等は、寄付や寄託などの形態で美術館等に収蔵され、公開・活用されているものもあるが、社会に潜在する多くの美術品等の流動について正確な把握は困難であるとの指摘もあり、所在情報を収集できるシステムについても検討することが必要である。

美術品等の公開・活用という観点から、寄付等を促進するため、公的支援の在り方について、今後も引き続き検討することとする。

## 6 文化政策推進会議及び文化政策小委員会名簿

### 1 文化政策推進会議（47名、○は会長、○は副会長）

浅尾新一郎（国際交流基金理事長）

芦原 義信（建築家、東京大学名誉教授）

石原 俊（日産自動車（株）相談役）

石本美由起（作詩家、（社）日本作詩家協会名誉会長）

犬丸 直（日本芸術院長）

江戸 京子（ピアニスト、（財）アリオン音楽財団理事長）

加藤 秀俊（中部高等学術研究所所長、国際交流基金日本語国際センター所長）

加藤 芳郎（漫画家）

如月 小春（劇作家、演出家、劇団「NOISE」代表）

倉橋 健（早稲田大学名誉教授）

小泉 博（（社）日本芸能実演家団体協議会副会長）

小島 美子（音楽学者、江戸東京博物館研究員、国立歴史民俗博物館名誉教授）

酒井 新二（（社）共同通信社顧問）

◎坂本 朝一 (日本放送協会名誉顧問)  
 佐治 敬三 (サントリー(株)代表取締役会長)  
 佐野文一郎 ((財)内外学生センター会長)  
 品川 正治 (日本火災海上保険(株)相談役, 経済同友会終身幹事)  
 鈴木 忠志 (演出家, 劇団 SCOT 主宰)  
 千 宗室 (裏千家家元)  
 高階 秀爾 (国立西洋美術館長)  
 滝川 精一 (キヤノン販売(株)代表取締役会長, (財)画像情報教育振興協会理事長)  
 堤 清二 ((株)セゾンコーポレーション代表取締役会長)  
 遠山 一行 (新国立劇場運営財団副理事長)  
 登川 直樹 (映画評論家)  
 長岡 實 (国家公安委員会委員, 東証正会員協会顧問)  
 新野幸次郎 (神戸大学名誉教授, (財)神戸都市問題研究所長)  
 西尾 信一 (第一生命保険(相)相談役)  
 野間佐和子 ((株)講談社取締役社長, (社)日本雑誌広告協会理事長)  
 畑中 良輔 (新国立劇場芸術監督(オペラ))  
 樋口廣太郎 (アサヒビール(株)代表取締役会長, (社)経団連副会長)  
 平山 郁夫 (日本画家, 日本育英会会长)  
 福田 一平 (舞踊評論家, 日本女子体育大学大学院客員教授)  
 福原 義春 ((株)資生堂取締役社長, (社)企業メセナ協議会理事長)  
 藤村 志保 (俳優)  
 牧 阿佐美 (舞踊家, 牧阿佐美バレエ団主宰, 橋バレエ学校校長, 新国立劇場運営財団芸術参与)  
 松澤 卓二 ((株)富士銀行相談役, (社)経団連顧問, 日経連特別顧問)  
 ○三浦 朱門 (作家, 日本芸術文化振興会会长)  
 水上 忠 (東京都立短期大学長)  
 三善 晃 (作曲家, 東京文化会館館長)  
 森 英恵 (ファッショニ・デザイナー)  
 山崎 正和 (東亜大学大学院教授, 劇作家)  
 山根 有三 (東京大学名誉教授, 国華主幹, (財)出光美術館理事)  
 吉井 澄雄 ((社)日本照明家协会会长)  
 吉國 一郎 (日本プロ野球コミッショナー, 元内閣法制局長官)  
 吉田 貴壽 (昭和音楽大学・短期大学部学長)  
 吉村 融 (埼玉大学教授, 政策研究大学院大学創設準備室長)  
 渡辺 浩子 (演出家, 新国立劇場芸術監督(演劇))

2 文化政策小委員会 (8名, ◎は座長)  
 品川 正治 (日本火災海上保険相談役, 経済同友会終身幹事)  
 高階 秀爾 (国立西洋美術館長)  
 滝川 精一 (キヤノン販売(株)代表取締役会長, (財)画像情報教育振興協会理事長)  
 野間佐和子 ((株)講談社取締役社長, (社)日本雑誌広告協会理事長)  
 ○樋口廣太郎 (アサヒビール(株)代表取締役会長, (社)経団連副会長)  
 水上 忠 (東京都立短期大学長)  
 三善 晃 (作曲家, 東京文化会館館長)  
 山根 有三 (東京大学名誉教授)

## &lt;8&gt; 全文

## 文化振興マスターplan —文化立国実現に向けて—

平成10年3月31日  
文化庁

今日、価値観の変動と多様化、国際化の進展や大競争の激化など経済・社会情勢の大きな変化がみられる。政府全体としてもいわゆる6大改革に積極的に取り組んでいる中で、新たな文化行政の総合的推進のための取組が求められている。このような状況の中で、21世紀に向けた文化立国実現のための「文化振興マスターplan」の策定が急務となっていた。

このため、文化庁においては、文化庁長官の私的諮問機関である文化政策推進会議に対し、これらに関する審議を願い、平成10年3月25日に報告を受けた。

この報告を踏まえ、文化庁において、「文化振興マスターplan」を策定する。

### 第1章 今なぜ文化立国か

文化は、人として生きるあかしであり、創造的な営みの中で自己の可能性を追求する人間の根源的な欲求であり、生きがいである。また、文化は、人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壤を提供するものであり、心豊かなコミュニティを形成し、社会全体の心の拠りどころとなるものである。さらに、文化は、それ自体が固有の意義を有するとともに、国民性を特色付け、国民共通の拠りどころとなるものである。

しかしながら、今日、価値観の変動と多様化、国際化の進展や大競争（メガ・コンペティション）の激化等の急激な社会の変化が進む中で、人間としての在り方、生き方も含めた我が国の文化の現状に対する懸念の声も高まり、文化の座標軸をどこに求めるかということが問われている。

また一方、我が国が今後とも活力ある社会を維持し、世界に積極的に貢献していくためには、先導性や独創性を一層発揮する方向へ転換を図ることが求められており、単なる量的な拡大を中心とする経済成長から、経済の質を高めていく方向への転換が必要となっている。これらの状況下で、とりわけ、創造性が求められる科学技術と文化は、国民生活や社会を支えるものとして、その重要性は急速に高まっている。心豊かな活力ある社会を形成していくためには、科学技術と文化いずれも振興する必要があり、科学技術創造立国実現とともに、文化立国実現が不可欠である。

以下に述べるように、経済や社会の大きな情勢の変化により様々な問題や課題が顕在化してきており、そうした状況に対処するためにも、今後、21世紀に向けて、

文化立国実現は、まさに国をあげて取り組むべき喫緊の課題である。

#### (1) 質の高い生活の実現と文化

今日の経済的な豊かさの中にあって、人々は、単なる利便性や効率性だけでない快適さや心地よさといった本当の豊かさを必ずしも実感できていないことが指摘されている。あらゆる人が、心豊かな質の高い生活を送るために、精神的な満足感をもたらす文化的な要素がかつてなく重要になってきている。

とりわけ、プロフェッショナルとアマチュアの垣根が低くなり、多くの人々が、生活の中で、文化を享受するのみならず創造に参加することを求めるようになっている。そのため、今後、芸術文化活動の頂点と裾野、作り手と受け手とをつなぐための諸条件を整備し、長寿社会の中で、誰もが生涯にわたって文化を享受し文化活動に参加することを通じて楽しく生きがいをもって生活できるような社会を実現することが必要である。

環境に関しても、従来のような狭い意味での環境保護だけでなく、快適で心地よい生活環境の整備が求められており、この分野においても、文化はより大きな役割を担うようになっている。地域振興においても、こうした生活環境の実現のため、歴史的な町並みや民俗芸能などを活かした文化によるまちづくりが一層重要なものとなっている。

#### (2) 教育と文化

現在、子どもたちは、ややもすると生活に十分なゆとりを持つことができず、友人たちとの交流を深めたり、自己実現の喜びを実感しながらじっくりと豊かな心を育む環境に置かれていないとの指摘がなされている。また、我が国の伝統文化や地域の歴史・文化に対する理解や、それらを大切にする心の教育が大きな課題となっている。

とりわけ、完全学校週5日制の実施に向けて、地域において子どもたち同士がふれあう豊かな体験の場や機会の充実を図ることが求められており、連帯感や表現する喜び、自らの新たな可能性を発見することにつながる文化活動に参加する機会を提供することが必要となっている。さらに、心にうるおいとゆとりをもたらす優れた芸術文化や歴史的な文化の所産にふれ感動する機会を提供することによって、豊かな人間性や多様な個性を育むことが可能となる。

このため、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちのゆとりを確保し、自主性や個性を尊重しながら、我が国の歴史や過去から受け継がれてきた伝統やはぐくみ育ててきた美しく豊かな言葉、優れた芸術文化などを学び、それらを大切にする心をつちかうとともに、現代に生かすことができるよう、社会全体で、そのための体験の場や機会を提供していく体制づくりを早急に進めいかなければならない。

また、そのことが、文化を支える基盤となる裾野の広がりにつながり、さらに

は次の世代の文化の発展につながっていく。

### (3) 経済と文化

経済のソフト化、サービス化の進展に伴い、文化は、経済活動において多様かつ高い付加価値を生み出す源泉となっているとともに、文化に関連する産業そのものが新しく成長が期待される分野となってきている。また、観光産業において文化的要素が重要であるのはもとより、多メディア・多チャンネル化が進む情報通信産業をはじめとする様々な産業において提供される内容や情報として、文化は極めて重要な位置を占めるようになっている。文化に対する投資や支出は、新たな需要を喚起し雇用を創出するなど経済全体を活性化するものであり、文化の振興は、それ自体に大きな意義を有するばかりか、より高次な経済社会への転換を促し、経済改革に資するものとなっている。

そのため、今後の文化振興においては、文化を経済の活性化につなげるという観点もますます重要となっている。

### (4) 情報化と文化

情報化の進展に伴うデジタル技術等の新しい技術の発達は、従来できなかった新しい創造活動を可能にし、既存の芸術分野に大きな影響を与え、その向上に資するとともに、新たな芸術表現の形式を生み出すなど全く新しい芸術の創造を促す牽引力となるものであり、また、美術館・博物館等における公開・展示等にも利用されるなど、文化全体の発展の大きな刺激となっている。さらに、デジタル技術等の発達により、文化に関する情報の多様な提供方法や莫大な蓄積が可能となっている。

そのため、今後の文化振興においては、文化活動や文化財の保存と活用におけるマルチメディアの積極的な利活用を促すとともに、デジタル技術等の新しい技術を用いた新たなメディア芸術を支援することが必要である。また、人々の多様な関心に応えるため、文化に関する情報について、高度な情報通信技術を活用した提供や蓄積を行わなければならない。さらに、これら情報化に対応する著作権制度などの基盤を整備することが重要である。

### (5) 国際化と文化

国際化の進展に伴い、文化活動は国際的な広がりをもつとともに、常に国内外の評価にさらされるようになっており、芸術文化の水準向上のためには国際的な交流がますます重要となっている。また、国際社会の一員として、人類共通の財産としての文化財の保護に対する協力など文化による国際貢献も、今や不可欠なものとなっている。

また、文化は、一国の国民共通の拠りどころとして重要な意義を持ち、個性ある文化や歴史はその国の「顔」であり、国際的な文化交流は、対外的な自己主張であるとともに、相互理解の促進や友好親善の増進に大きく寄与するものである

ことから、国際社会の中で、優れた文化を育て世界に発信していくことは各国の重要な施策となっている。

そのため、背景にある考え方も含め、文化の発信・受信を行う双方向の文化交流が必要であるとともに、積極的に文化による国際協力をを行い、世界文化の発展に寄与していくことが必要である。また、海外との共同制作など国際的な文化活動を幅広く支援するとともに、国際的な評価にも十分耐え得る文化の振興を図っていく必要がある。

### (6) 地域と文化

日常生活の中で、地域に根ざした伝統文化の継承や、多彩な文化活動を通じて、それぞれの地域において豊かな文化が育まれることが、我が国全体の文化の振興につながっていく。地域独自の主体的な文化振興は、文化立国の実現に向けて極めて重要である。

現在、各地方公共団体においても、地域における文化への関心やその必要性の高まりに応えて、文化を地域の振興施策の中核に据えるような動きが高まっているが、地域文化振興をより一層促進することにより、あらゆる人々が、それぞれの地域で豊かな文化を自由に享受するとともにこれを発信することができるような社会を実現することが重要な課題となっている。

## 第2章 文化立国の実現に向けての取り組み

### 1. 文化行政を取り巻く状況について

戦後50年を経て大きな転換期を迎えた我が国は、これまでの発展を支えてきた経済社会システムを、21世紀にふさわしいものとして再構築することが必要となっていることから、政府においては、行政改革、財政構造改革、教育改革などの「六大改革」を推進している。

行政改革は、簡素で効率的な行政をめざして、国の果たすべき役割を根本から見直すとともに、危機的な状況にある我が国の財政構造を改革し財政再建を果たすため、財政構造改革が進められている。

平成9年12月の行政改革会議の最終報告においては、文化庁については、現行どおり存置し、その「文化行政の機能の充実」を推進するとともに、「国際文化交流については、外務省との連携をさらに緊密化し、文化庁がより重要な役割を果たす」とこととされている。さらに、新たな省間調整システムの一つとして、「担当する行政目的の遂行に照らし必要な分野について各省との調整権を付与するほか、所管外の事務・事業に関しては、当該省の行政目的実現の観点から、互いに意見を述べ、提案を行ひ得る仕組みを創設すること」とされている。

また、教育改革は、「教育改革プログラム」に基づき実施され、文化は多様な個

性や豊かな感性、創造性を育むものであり、文化立国の実現は教育改革にも資するという観点から、同プログラムにおいて、「教育の基礎となる文化の振興」が盛り込まれている。

## 2. 文化行政の総合的推進のための取り組み

以上のような状況を踏まえ、文化立国の実現に向けて、文化行政の総合的な推進のために、次のような取り組みを行う。

### (1) 文化振興総合計画の検討

文化立国の実現は、国をあげて取り組むべき課題であり、国や社会の幅広い分野に関連するものであることから、その実現のため、国や社会全体のコンセンサスを得ながら、関係省庁、地方公共団体、民間の役割分担を明確にし、総合的かつ一体的な連携協力体制を確立し、その下に、文化振興マスター・プランをより総合的かつ具体的にした文化振興を推進するための計画を検討する。

そのため、文化庁において、事務事業の減量化や効率化等を図りながら、政策の企画立案機能や調査研究及び評価の機能を充実するとともに、関係省庁との連携協力を進めていく。なお、その際、将来的には上述の新たな省間調整システムを利用することも検討する。また、国際交流・協力においてより積極的な役割を果たしていくため、その機能を強化する。これら機能の充実強化のため、文化振興を積極的に進める体制を整備する。

この体制の整備に当たっては、上述の諸改革の流れを十分踏まえつつ、必要に応じ、文化政策の審議機能の強化や法的基盤の整備について検討する。

### (2) 地方公共団体との連携協力

文化立国は、それぞれの地域で、主体的に、その地域に根ざした個性ある多様な文化が振興されていくことにより、はじめて実現されるものである。現在、うるおいに満ちた活力ある地域づくりを進める観点からも、地方公共団体の文化に対する関心は非常に高く、それぞれ個性豊かで多彩な地域文化の振興がより一層図られることが期待される。

今後、文化立国の実現に向けて国をあげて取り組むためには、地方分権の流れに十分配慮しつつ、地方公共団体相互及び国と地方の連絡を密にすることなどにより、役割分担と連携協力を進める。また、国としては、地方公共団体における文化政策の企画立案に関する情報提供や地域文化振興の中心的な役割を担う人材の育成・活用の支援を行うとともに、地方公共団体単独では実施が困難な各種事業の展開などをソフト面を中心とした施策の充実を図っていく。

### (3) 社会における多様な資源の活用

国をあげて文化振興を推進するためには、社会に内在する多様な資源を導入することが不可欠である。そのため、企業メセナ等の民間の支援活動やボラン

ティア活動の基盤を整備し、その積極的な活用を図るとともに、資金援助のみならず、人材、技術、情報の提供など多種多様な支援を効果的かつ効率的に組み合わせ結び付けていく。特に、企業による文化支援は、その得たものを社会に還元する社会貢献活動として重要であるだけでなく、円滑な企業活動に大いに資するものであるという考え方が定着してきている。その際、税制優遇措置や文化振興のための基金など様々な手法を活用し、効率的な文化行政を進める。

### (4) 教育との連携

「教育改革プログラム」に文化振興が盛り込まれているように、教育改革の一環としても文化の振興は重要となっており、文化行政においても、心の教育や完全学校週5日制の実施に対応するため、学校や地域社会における子どもたちの文化活動や鑑賞の機会をより一層充実することが求められている。そのため、学校、地域社会や文化施設等の相互連絡を密にし、学校の内外における文化活動や鑑賞の機会を確保するための諸施策を「地域こども文化プラン」と位置付け、これを推進する。

### (5) 当面の取り組み

文化立国の実現のため、文化振興総合計画の策定を視野に入れつつ、関係省庁、地方公共団体、民間の連携協力体制の確立に向けて、早急に次のような点について取り組む。その際、文化振興の重要性について、今後とも、国民に広く理解を求め、その気運を高める。

- ①文化政策の企画調整機能を強化する観点から、文化庁の組織の在り方を検討する。
- ②他省庁における文化に関連する施策を踏まえつつ、関係省庁との連絡協議の場を拡充する。
- ③文化政策に関する有識者を交えた文化庁及び地方公共団体の関係者の意見交換の場を設ける。
- ④各地域における企業メセナ等に関する連絡協議の場を組織化するなど、社会に内在する多様な資源のより一層の導入を図る。
- ⑤「教育改革プログラム」の一環として、「地域こども文化プラン」を推進していくため、学校や地域社会の連携協力を呼びかけていく。

## 第3章 文化立国の実現のための施策の体系

文化立国の実現のため、以下のようないくつかの施策を実施する。これら文化振興施策については、第2章の2.(5)の当面の取り組みと同時に、厳しい財政状況を踏まえ、早急に対応が必要な課題から取り組む。

## 1. 芸術創造活動の活性化

文化は、とりわけ創造性が求められる分野であり、多彩で豊かな芸術文化を生み出す源泉は、芸術家や芸術文化団体等の自由な発想に基づく創造活動にある。しかし、その活動基盤は極めて不安定な状況にあることから、芸術家・芸術文化団体等が創造活動に活発に取り組めるようにするため、それを支える安定した創作環境の整備充実が不可欠である。

このため、公的支援や民間支援など社会に内在する多様な資源を活用し、様々な形態による芸術文化支援を一層充実させる。

### (1) 芸術創造活動への支援

創造的な芸術活動の活性化を推進し、我が国の芸術水準の向上を図るために、芸術家・芸術団体が創造活動に活発に取り組めるような環境の整備が不可欠である。

このため、我が国舞台芸術の水準向上の牽引力となる芸術団体に対する重点的支援、国際的な芸術交流活動への支援、次代の芸術界を担う若手芸術家等の養成研修や調査研究などの芸術創造の基盤を整備する活動への支援などを内容とする総合的な支援システムである「アーツプラン21」をさらに一層充実する。また、国際交流推進活動については、芸術団体による海外公演のほか、我が国で行われる舞台芸術の国際フェスティバルに対する支援を充実する。

### (2) メディア芸術の振興（「メディア芸術21」の推進）

近年の技術の進展に伴って誕生したコンピュータ・グラフィックス、ゲームソフト、インターネット・ホームページ等の新しいメディア芸術は、新たな芸術の創造や我が国の芸術文化全体の活性化を促す牽引力として、その振興を図る。

また、映画、アニメーション及びマンガについては、これらの新しいメディア芸術の基盤となるものであり、その一層の振興を図る。

これらのメディア芸術は、21世紀の我が国芸術の中心の一つとして発展していくことが期待されており、今後、メディア芸術の振興を図るための諸施策を「メディア芸術21」と位置付け、その一層の推進を図っていく。

このため、優れた作品の発表や顕彰の場であるメディア芸術祭の開催、創造活動を情報面から支援するメディア芸術プラザの開設などの施策を充実とともに、併せて、国際映画祭への出品支援、シナリオ・コンクールへの支援、映画関係者の人材養成などの映画芸術振興施策を充実する。

### (3) 幅広い芸術文化活動への助成

優れた芸術文化活動を育て、国民に広く親しまれるようにするために、幅広い芸術団体の創造活動や芸術文化の普及活動等に対し、芸術文化振興基金による継続的・安定的な助成を充実する。

## (4) メセナ活動の活性化

芸術文化活動に対する支援については、税制上の優遇措置の充実とその活用、助成型財団の効果的な活用などを図り、企業等の寄付や助成などの多様な民間資金の一層の活用を促進する。また、資金的援助に加え、企業等の人材や施設等を活用した人的・物的支援、企業等による文化的な事業の実施などの多面的な支援を展開する。

## (5) 活字文化の振興と普及

活字文化は文化創造の基盤として、我が国文化の振興・普及に大きな役割を果たしている。特に、新聞、書籍、雑誌は多様な活字文化を創造し、これを広く国民に伝える役割を担っており、その文化的意義は大きい。しかし、近年、国民とりわけ若者の活字離れなども憂慮されており、豊かな活字文化を守り伝え、さらに発展させていくことが必要となっている。

このため、関係団体が実施する展示会やシンポジウムの開催に対する支援を充実するなど、活字文化が果たしている役割に関し、広く普及・啓発を推進する。

## 2. 伝統文化の継承・発展

我が国長い歴史の中で生まれ、育まれ、今まで、守り伝えてきた国民の貴重な財産である文化財は、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことができないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。我が国の優れた伝統文化を守り伝え、発展させていくことは、文化政策の極めて重要な課題である。文化財に関する科学技術の成果を生かしながら、文化財を大切に保存して次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用を行い、広く国民に親しめるようにしていくことが求められている。

### (1) 文化財の保存・修理等の充実強化

美術工芸品、建造物、歴史的集落・町並み等の文化財を適切に保存するため、文化財の保存や修復に関する最新の科学的な調査研究の成果を生かし、文化財の種類や特性に応じた保存・修理を行っていく。また、防災施設等の整備を計画的に行うとともに、防火・防犯対策及び建造物の耐震性能の向上など防災対策の充実、文化財散逸防止のための買い上げの拡充を行う。

また、史跡等について保護の万全を期するため、公有化助成の拡充を図るとともに、埋蔵文化財保護体制の整備を図る。

天然記念物である動植物については、捕獲・採取等の制限にとどまらず生態系を視野に入れた地域指定方式を活用しつつ、保護増殖の推進を図るとともに、天然記念物とのふれあいの場の整備を図る。

## (2) 文化財の保存伝承基盤の充実

重要無形文化財の指定及び保持者・保持団体の認定、重要無形民俗文化財の指定の促進を図るとともに、重要無形文化財の伝承者養成や重要無形民俗文化財の地域伝承活動の推進を図る。

選定保存技術の選定及び保持者・保存団体の認定を促進するとともに、文化財修理技術者・技能者に対する研修機会の充実を図る。また、文化財修理技術者等の資格制度の創設を含め、後継者養成・確保の在り方について検討するとともに、文化財を支える用具・原材料の確保に関する調査を踏まえ、その確保方策についても検討する。

## (3) 文化財の公開・活用の推進

国民が文化財に触れ、身近に親しむ機会を提供する場である博物館等における国宝・重要文化財等の公開を促進するための支援方策を整備する。特に、考古資料を中心に、国内の博物館における資料の相互活用の促進及び博物館活動の活性化を推進する。

地域の民俗芸能や伝統技術などに関する人々の参加体験や学習活動の機会の充実などを通じて、各地域で育まれてきた伝統文化の価値を地域の人々が認識し、誇りをもって現代にふさわしい形で展開させていくことを推進する。

国宝・重要文化財・登録文化財等の建造物、歴史的集落・町並み、史跡、民俗芸能や民俗文化財等について、文化財を活かしたまちづくりなどにより、これらの活用を推進する。また、史跡等の活用を図るため、復原整備の推進や地域における史跡等を活用した学習活動を推進する。

## (4) 文化財の保護対象の拡大と歴史的文化環境の保護

文化財を取り巻く時代の変化に対応し、保護対象を拡大していくとともに、文化的・歴史的な景観・環境の保存と活用を図るため、従来の文化財保護の体系を見直し、新たな保護体系を検討していく。

このため、緊急の保護が必要な近代文化遺産の指定・登録を推進するとともに、近代の生活文化・技術などの所在調査を推進するなど、保護対象の拡大に向けた検討を行う。

また、地域的・歴史的なつながりを有する文化財の総合的な指定・保存・活用や、人が自然と共生する中で生み出してきた文化的・歴史的な景観の保護、さらには、世界遺産における「バッファーゾーン（緩衝地帯）」の考え方を見られるよう、指定文化財とその周辺の環境あるいは関連する文化財との一体的な保護が求められている。このため、歴史的文化環境の保護という観点から、文化財保護法の改正も視野に入れつつ、これらの具体的な方策について検討を進めしていく。

## 3. 地域文化・生活文化の振興

文化立国の実現を図るためにには、人々が、本当に心の豊かさを実感できるような生活環境の実現が必要であり、全国各地において、国民が生涯を通じて、文化に身近に接し、個性豊かな文化活動を活発に行うことができる環境を整備する必要がある。

このため、地域における個性豊かな文化の創造、蓄積及び発信の促進を図る。また、文化の創造と享受とをつなぐため、地域における文化活動の環境の整備や架け橋となる人材の育成などを行う。

さらに、文化は豊かな人間性を育むものであるとともに、人と人との心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供するものであることから、地域や学校教育の場等において、子どもたちが優れた芸術文化や伝統文化に接し、文化活動に参加できるような機会を拡充する。

### (1) 子どもたちの文化活動や鑑賞の機会の充実（「地域こども文化プラン」の推進）

地域における文化活動の活動主体であると同時に文化の受け手でもある地域住民の文化活動や鑑賞の機会を一層充実する。

特に、将来の文化立国を担う子どもたちについて、地域において優れた芸術文化や文化財に触れる機会を充実することは、子どもたちを心豊かに育む環境を醸成するとともに、子どもたちが社会性を持って人と人との関係を良好に結ぶことができるようにするという観点から極めて重要である。そこで、次のような施策を「地域こども文化プラン」として位置付け、推進していく。その際、学校教育の場と地域が連携し、主体的に取り組みが行われることが期待される。

①完全学校週5日制の実施に対応するため、子ども芸術劇場や青少年芸術劇場を夏期休暇期間以外の土・日曜日にも積極的に実施するなど、子どもたちの優れた舞台芸術を鑑賞する機会を充実する。

②学校教育の場において「心の教育」を推進する観点から、プロの公演を鑑賞するばかりでなく、子どもたち自身も参加する舞台芸術ふれあい教室を一層充実する。また、地域において子どもたちが自ら連帯感や表現する喜びを感じることができる文化活動の場を提供する。

③子どもたちが美術品や文化財に親しむことができるよう、土・日曜日に美術館・博物館等の文化施設を子どもたちに無料開放したり、それらの施設において子どもや親子を対象とした企画を充実する。

④子どもたちの文化に対する理解を助長し、その文化活動を支援するため、子ども向け文化庁ホームページを開設し、文化財や美術品について子ども向けに分かりやすく解説した情報提供を行う。

⑤ふるさとの文化や伝統に対する理解と誇りを持つことができるよう、地域の民俗芸能や伝統技術などを子どもたちが体験するふるさと文化継承活動、

史跡・埋蔵文化財等を活用した学習活動や自主的な文化財愛護活動について、これらの支援を行う。

#### (2) 地域における個性豊かな文化の創造

地域の歴史的な文化の所産等を活かしながら、文化の香り高いまちづくりが全国各地において積極的に展開されるよう、その拠点づくりを推進する。

また、発掘調査により出土した埋蔵文化財の地域における広範な活用や農村歌舞伎などふるさとの伝統文化の復活・再生支援を行う。

さらに、特色ある地域文化の国際化及び独創性にあふれた芸術文化の創造のため、地域において国内外の芸術家が一定期間滞在して創作活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスを推進する。

#### (3) 文化施設や文化団体の活性化支援

関係機関・関係団体と協力しつつ、文化会館や美術館・博物館などの文化施設の活性化を支援していく。

文化会館については、公立文化会館の自主事業の充実を図る観点から、現在、文化会館と芸術団体とのマッチングを図ることを主な目的として文化庁が(社)全国公立文化施設協会に舞台芸術の分野別のアドバイザーを置くこと等を内容とする芸術情報プラザ事業を委託しているが、文化会館との相談体制の一層の整備など同事業の充実を図る。また、現在、文化庁において実施している移動芸術祭等の巡回公演事業について、(社)全国公立文化施設協会の企画力の向上などの観点から、同協会への委託を検討する。

さらに、我が国の文化活動を支える各種の文化団体や文化施設について、それぞれ相互の連携協力を促すとともに、これらの全国的な団体の活動を支援していく。なお、文化施設の全国的な団体の財政的基盤を確立し、活動の活性化を図るために、各文化施設の設置者の積極的な協力が望まれる。

また一方、文化財に対する国民の理解の高まりを背景に、地域に密着した文化財保護活動を推進する観点から、地方公共団体と連携して、地域における文化財保護関係団体を支援していく。なお、全国的規模での文化財保護事業についても、国と民間文化財保護団体が適切に役割分担を行うとともに、効果的に連携を図りながら、推進していく。

#### (4) 伝統的な生活文化の継承と多彩な生活文化の振興

生活環境が大きく変化する中で急速に失われつつある伝統的な衣食住等に係る生活文化等に対して適切な保護を図るとともに、日常生活に根ざした生活文化を振興するための支援を行う。

### 4. 文化を支える人材の養成・確保

優れた文化を継承・発展させ、創造していくためには、その担い手に優秀な人

材を得ることが不可欠である。また、文化の作り手と受け手とをつなぐ架け橋となる人材の育成が必要となっている。そのため、次代を担う若手芸術家、文化施設や芸術文化団体のマネージメントを行う人材、美術館・博物館の学芸員、伝統芸能・民俗芸能・伝統工芸の後継者、文化財保存技術者・技能者など、文化を支える多様な人材の養成・確保のための諸条件の整備が急務となっている。

したがって、国が行う研修のみならず、芸術団体等が実施する研修などの民間の活動への支援を充実する。その際、日本芸術文化振興会の人材養成支援等の機能を強化する。また、必要に応じて資格制度の創設など制度的な枠組みの整備を図っていく。

#### (1) 若手芸術家の養成研修

我が国の次代の芸術界を担う創造性豊かな人材を養成するため、芸術フェローシップの計画的な推進を行うことにより、若手芸術家の国内外での研修機会を充実するとともに、各分野を代表するような全国的な芸術団体などが行う研修事業への支援を充実する。

#### (2) 芸術文化活動を支える人材の養成・確保

アートマネジメント担当職員、舞台技術担当職員や学芸担当職員を対象とした研修の充実を図るとともに、その専門性を評価する制度やそれら専門家の確保の方策を検討する。また、芸術文化活動の頂点と裾野を結びつける活動に従事している地域の人材の活用方策についても検討する。

#### (3) 文化財の保存伝承基盤の充実（再掲）

重要無形文化財の指定及び保持者・保持団体の認定、重要無形民俗文化財の指定の促進を図るとともに、重要無形文化財の伝承者養成や重要無形民俗文化財の地域伝承活動の推進を図る。

選定保存技術の選定及び保持者・保存団体の認定を促進するとともに、文化財修理技術者・技能者に対する研修機会の充実を図る。また、文化財修理技術者等の資格制度の創設を含め、後継者養成・確保の在り方について検討する。

### 5. 文化による国際貢献と文化発信

国際化の進展に伴い、文化活動は国際的な広がりを持つようになっている。また、国際社会の中で、文化は一国の国民共通の拠りどころとして重要であるとともに、文化による国際貢献が求められている。

そのため、文化の国際交流の拠点としての機能を充実強化し、優れた芸術創造活動や世界に誇るべき文化財などを海外に一層積極的に発信するとともに、我が国で開催される国際フェスティバルへの支援や人類共通の貴重な財産である文化遺産の保存・修復への協力など国際的な文化交流や文化による国際貢献を行う。その際、外務省・国際交流基金などの連携をさらに緊密化し、文化庁がより重

要な役割を果たすため、文化庁の国際交流・協力の機能を強化する。

#### (1) 芸術家や芸術団体の相互交流の機会の充実

我が国が世界の文化の創造に貢献するとともに、芸術創造活動の水準の向上に資するため、芸術フェローシップ、アジア・アート・フェスティバル、芸術団体による海外公演、我が国で行われる舞台芸術の国際フェスティバルやアーティスト・イン・レジデンスを一層推進する。

#### (2) 映画芸術の交流

日本映画については、近年各種の国際映画祭において高い評価が見受けられるようになったが、今後さらに、国際映画祭への出品支援の充実など映画芸術の国際交流を一層推進する。また、海外に保管されている我が国の貴重な映画フィルムの調査、保存・修復等については、我が国としても積極的に連携協力する。

#### (3) 伝統文化の国際交流の推進

日本古美術品の海外展や伝統芸能等の海外公演を実施し我が国の歴史・文化に対する諸外国の理解の増進を図るとともに、地域の民俗芸能などの草の根レベルでの相互交流を促進することにより、文化財を通じた双方向の文化交流を推進する。

#### (4) 博物館・美術館・文化財研究所の相互交流の促進

国立博物館・美術館等が、各館所蔵の文化財や美術品を中心に、館の特色を生かし海外で展覧会を開催するなどして相互の交流を行うことは、館の調査研究活動や展観活動の向上につながり重要である。また、途上国等の研修生の受け入れ等人材養成に協力することも重要である。国立文化財研究所においては、研究水準の向上には国際的な研究者交流や共同研究が不可欠であり、その積極的な推進を図る。

#### (5) 文化財保護に関する国際協力の推進

文化財は人類共通の財産であり、アジア・太平洋地域をはじめとする諸外国から寄せられている文化財保存修復協力への期待に応え、我が国が文化財保護の面で国際的な貢献を果たすため、文化財保護に関する国際協力を推進する。

このため、在外の日本古美術品に対する保存修復協力を推進するとともに、国内の関係機関や地方公共団体等との連携を推進することにより、専門家の派遣、研修生の受け入れ、共同研究、情報提供等による協力をより効果的に行う体制の整備を図る。

また、海外において文化財赤十字活動などの文化財保護協力事業に取り組んでいる民間団体等と適切な役割分担の下で効果的連携を図るとともに、その活動に協力していく。

さらに、ユネスコ等と連携して、主としてアジア・太平洋地域における世界的な文化遺産の保護について我が国の協力を推進するための新たな拠点の整備

について検討を進める。

#### (6) 内外の日本語や日本文化の学習者等への支援

その国の言語を理解することは、文化を理解する上での基盤であり、海外における日本語学習者や国内で生活する外国人が増加している状況の中で、海外や国内の各地域の日本語学習者の多様な期待に応えていくことが重要である。このため、情報化の進展に対応した学習内容・方法の充実を図ると同時に、国立国語研究所や国内外の大学、日本語教育機関等を結んだ日本語学習支援ネットワークを構築することによって連携協力を一層強化する。さらに、関係省庁や内外の関係機関等との連携協力を進め、日本文化の学習や研究に対する支援を充実していく。

### 6. 文化発信のための基盤整備

文化振興のためには、文化基盤の整備充実が不可欠であり、快適で心地よい生活環境の実現や文化を経済の活性化につなげる観点からも重要である。

そのため、文化発信の拠点となる美術館・博物館等の活動基盤を整備し、その活動を活性化する。国立美術館・博物館等については、収蔵品の一層の充実や施設設備の整備充実をはじめとする展示・研究機能やサービス機能の向上を図るとともに、新たな国立文化施設についてはその整備を推進していく。

また、高度情報化社会の進展に対応し、美術品や文化財、文化事業、芸術団体等の文化に関する様々な情報を蓄積して内外に広く提供するなど、多様な関心に応じた質の高いサービスを行う。

さらに、情報化の進展に伴い、著作権の保護及び著作物の適切かつ円滑な利用が確保される環境の実現が重要になっている。

#### (1) 美術館・博物館活動の活性化

国民の美術や文化財に対する関心の高まりと多様化に対応するため、ミュージアム・プラン（「21世紀を目指した美術館・博物館の振興方策」平成8年7月文化庁策定）を積極的に推進し、美術館・博物館活動を活性化するための基盤を整備充実する。特に、美術品や文化財の美術館・博物館における公開を促進する制度を創設するとともに、美術品等の貸借に関する補償・保険制度や美術品の寄附・寄託に対する優遇措置などを検討する。

#### (2) 国立美術館・博物館・文化財研究所の整備充実

国立美術館・博物館については、我が国の美術館・博物館全体の中心的な役割を果たすための人材養成・研修、国際交流や文化発信の拠点としての機能を一層充実するとともに、その収蔵品の充実や施設・設備等の充実を図る。また、東京国立近代美術館フィルムセンターについては、我が国の映画芸術振興の拠点として、あるいは、多くの映画関係者が集い、相互に交流を図る場として、

その機能の一層の整備・充実を図る。国立文化財研究所については、国内外における文化財研究の拠点として文化財に関する調査研究、専門的研修等の機能の整備・充実を図るとともに、平城宮跡の復原整備を推進する。

#### (3) 新しい国立文化施設の整備充実

新国立劇場については、我が国の現代舞台芸術の振興の拠点としての機能の充実を図る。また、情報化、国際化の進展等社会状況に対応するとともに、高度化しつつある国民の文化への関心の高まりに応えるため、新しい国立の美術展示施設（ナショナル・ギャラリー（仮称））、「日本文化の形成をアジア歴史的観点から捉える」という新しい視点を持った九州国立博物館（仮称）、組踊等沖縄伝統芸能の保存振興と伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流の拠点となる国立組踊劇場（仮称）の整備の推進を行う。

#### (4) 文化情報に関する総合的なシステムの構築

国公私立美術館・博物館等の有する美術品や文化財をデジタル画像化し、その情報をインターネットを通じて提供する情報システム、地域の文化事業、文化施設、芸術文化団体等に関する情報システム、伝統芸能や現代舞台芸術に関する情報システムなどの整備充実を含め、文化に関する総合的な情報システムの構築を推進し、広く国民や文化関係者、行政担当者等に情報提供を行う。

#### (5) 文化に関する研究機能の充実

文化財や美術品の保存・活用を推進するためには、それを支える基礎的調査と専門的研究の充実を図ることが必要不可欠である。そのため、国立博物館、美術館や国立文化財研究所の研究機能の充実を図るとともに、大学等や国内外の研究機関との連携協力を推進する。

また、国語は、永い我が国の歴史の中で、脈々と引き継がれて現在の我が国の文化の基礎を成し、さらに次代へと伝えられていくべきものである。そのため、我が国の国語研究の中核を成す機関である国立国語研究所の研究機能の充実を図るとともに、大学等や国内外の関係研究機関との連携協力を一層推進する。

#### (6) 情報化の進展や国際的動向に対応した著作権施策の展開

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物の利用の多様化等に対応し、必要な制度改善を行うとともに、円滑な権利処理を図るために関係者間の協議を促進・支援し、あわせて、著作権権利情報を一つの窓口で提供するためのシステムである「著作権権利情報集中機構（J-CIS）」（仮称）の整備を図る。

また、平成8年12月に採択されたWIPO新条約の早期批准を目指すとともに、新たな条約の策定に向けた検討への参画や途上国との協力の推進など国際的な施策を積極的に展開していく。

#### (資料)

##### 1. 他省庁における文化に関連する施策（概要）

第1章で述べたように、文化立国実現に向けて、国をあげて取り組むことが求められている。また、文化は、社会の幅広い分野に関連するものであり、各省庁（文部本省を含む）の施策の中にも、文化振興に深く関わるものが多い。

そのため、第2章で述べたように、文化庁における政策の企画立案機能を充実するとともに、関係省庁との役割分担を明確にしつつ連携協力を進める。その際、将来的には、行政改革会議の最終報告にある新たな省間調整システムを利用することも検討する。

参考までに、各省庁の関連施策として現在考えられるものを、第3章の施策の体系に沿って例示すれば、以下のとおりである。

##### 1 芸術創造活動の活性化

- ・映画産業等の文化関連産業の振興
- ・教育映画の制作奨励、買上及び配布や教育上の価値の高い映画等の選定
- ・放送法等に基づく放送文化の観点からの施策の推進

##### 2 伝統文化の継承・発展

- ・古都の歴史的風土の保存事業の実施
- ・公文書館の設立の支援
- ・正倉院の宝物等の管理及び調査研究の実施
- ・野生生物の保護施策の実施
- ・自然環境保全法等に基づく自然環境の保全施策の推進
- ・伝統的工芸品産業の振興
- ・文化を活用した観光の振興
- ・都市景観等に配慮した都市の開発整備

##### 3 地域文化・生活文化の振興

- ・主体的な地域づくりを促進するための地方公共団体の文化関連施策に対する支援（地方交付税や地方債などを活用）
- ・自然景観や農村文化等の地域の資源を活用した農山漁村の振興
- ・社会福祉の観点からの文化施設の設置運営
- ・都市景観等に配慮した都市の開発整備
- ・公民館や博物館等の社会教育施設の整備
- ・生涯学習の振興
- ・国民生活・余暇に関する行政の推進

##### 4 文化を支える人材の養成・確保

- ・小中高等学校における音楽、美術等の芸術教育の実施

- ・芸術関係大学、芸術関係学部・学科等の設置
  - ・音楽、美術、デザイン、茶道、華道等に関する専修学校・各種学校に対する援助や助言
  - ・博物館法による学芸員や博物館に関する施策の実施
- 5 文化による国際貢献と文化発信
- ・国際友好親善を促進するための日本文化の海外への紹介等の国際文化交流の推進
  - ・国際文化交流を行う団体に対する援助や助言
  - ・ユネスコ・アジア文化センターへの補助やユネスコなど国際機関を通じた文化交流・協力の推進
  - ・内外の日本語学習者への支援（外国人児童生徒に対する日本語教育や海外における日本語教育への協力、外国人日本語能力試験の実施等）
  - ・海外における日本文化研究への支援
- 6 文化発信のための基盤整備
- ・博物館等の整備
  - ・国立文化財研究所と大学院等との交流協力など文化に関する研究の機能の高度化や学際化の推進
  - ・情報基盤の整備

## 2. 欧米4ヶ国との文化関係予算の比較

各国の文化関係予算は、それぞれ文化行政の組織や制度、文化関係予算の範囲・内容等を異にしていることから、国家予算に占める比率を単純に国際比較することは困難であるが、あえて比較すると次表のとおりである。

国名	予算額(億円)	比率(%)	年度	備考
日本	828	0.11	1997	文化庁予算
イギリス	1,460	0.31	1996	文化・メディア・スポーツ省予算
フランス	2,926	1.01	1996	文化・コミュニケーション省予算
ドイツ	894	0.26	1992	連邦政府の文化関係予算
アメリカ	129	0.01	1996	米国芸術財団予算

[文化庁調べ]

- (注) 1.比率は、国の予算全体に占める文化関係予算の割合。  
 2.予算額は、1ポンド=150.80円、1フラン=18.84円、1マルク=81.20円、1ドル=93.40円として換算。  
 3.イギリスについては、表の文化・メディア・スポーツ省の予算以外に、宝くじの収益6,578億円のうち、2,848億円（約43%）が芸術及び文化財関係に充てられている（1996年）。  
 4.ドイツは連邦国家であり、文化は、主に州及び市町村が担っており、その文化関係予算の総額は、11,956億円（1992年）である。  
 5.アメリカについては、民間からの寄附等を奨励するための税制優遇措置等が中心であり、政府による直接補助は少ない。

## (参考)

平成9年度 文化政策推進会議名簿 (H.10.3.25現在)

- 浅尾新一郎（国際交流基金理事長）  
 芦原 義信（建築家、東京大学名誉教授）  
 石原 俊（日産自動車(株)相談役）[前経済同友会代表幹事]  
 石本美由起（作詩家、(社)日本作詩家協会名誉会長）  
 犬丸 直（日本芸術院長）  
 江戸 京子（ピアニスト、(財)アリオン音楽財団理事長）  
 加藤 秀俊（中部高等学術研究所所長、国際交流基金日本語国際センター所長）  
 加藤 芳郎（漫画家）  
 如月 小春（劇作家、演出家、劇団「NOISE」代表）  
 倉橋 健（早稲田大学名誉教授）  
 小泉 博（(社)日本芸能実演家団体協議会副会長）  
 小島 美子（音楽学者、江戸東京博物館研究員、国立歴史民俗博物館名誉教授）  
 酒井 新二（(株)共同通信社顧問）  
 坂本 朝一（日本放送協会名誉顧問）[(社)国際演劇協会会長]  
 佐治 敬三（サントリー(株)代表取締役会長）  
 佐野文一郎（(財)内外学生センター会長）  
 品川 正治（経済同友会終身幹事、日本火災海上保険(株)相談役）  
 鈴木 忠志（演出家、劇団SCOT主宰）[(財)国際舞台芸術研究所理事長]  
 千 宗室（裏千家家元）  
 高階 秀爾（国立西洋美術館長）  
 滝川 精一（キヤノン販売(株)代表取締役会長、(財)画像情報教育振興協会理事長）  
 堤 清二（(株)セゾンコーポレーション代表取締役会長）  
 遠山 一行（新国立劇場運営財団副理事長）  
 登川 直樹（映画評論家）  
 長岡 實（国家公安委員会委員、東証正会員協会顧問、日本たばこ産業(株)顧問）  
 新野幸次郎（神戸大学名誉教授、(財)神戸都市問題研究所長）  
 西尾 信一（第一生命保険(相)相談役）  
 野間佐和子（(株)講談社取締役社長、(社)日本雑誌広告協会理事長）  
 畑中 良輔（新国立劇場芸術監督（オペラ））  
 樋口廣太郎（アサヒビール(株)代表取締役会長、(社)経団連副会長）  
 平山 郁夫（日本画家、日本育英会会長）  
 福田 一平（舞踊評論家、日本女子体育大学大学院客員教授）  
 福原 義春（(株)資生堂取締役会長、(社)企業メセナ協議会理事長）

藤村 志保（俳優）  
 牧 阿佐美（舞踊家、牧阿佐美バレエ団主宰、橘バレエ学校校長）  
 三浦 朱門（作家、日本芸術文化振興会会长）  
 水上 忠（東京都立短期大学長）  
 三善 晃（作曲家、東京文化会館館長）  
 森 英恵（ファッション・デザイナー）  
 山崎 正和（劇作家、東亜大学大学院教授）  
 山根 有三（東京大学名誉教授、国華主幹、（財）出光美術館理事）  
 吉井 澄雄（（社）日本照明家协会会长）〔舞台照明家〕  
 吉國 一郎（日本プロ野球コミッショナー、元内閣法制局長官）  
 吉田 貴壽（昭和音楽大学短期大学部学長）  
 吉村 融（埼玉大学教授、政策研究大学院大学創設準備室長）  
 渡辺 浩子（演出家、新国立劇場芸術監督（演劇））

### 《2》その他の審議会・協力者会議における答申一覧

	年月日	答申主体	答 申 名	答 申 概 要
著作権関係	平成2年 6月22日	著作権審議会	著作権審議会第8 小委員会報告書	出版者に固有の権利を著作権法上認めて保護することが適切であるとの提言を行った。
	11月30日	著作権審議会	著作権審議会第1 小委員会報告書	著作隣接権による保護を受けない外国レコードについて、外国で作成された商業用レコードからの無断複製を防止するため、罰則規定の著作権法第121条第2号の適用範囲を外国で作成された商業用レコードからの複製まで拡大すること、そして著作隣接権の保護期間に関する最近の国際的動向を踏まえ、著作隣接権の保護期間を30年から50年に延長するという考え方を示した。
	平成3年 12月13日	著作権審議会	著作権審議会第10 小委員会報告書	著作権法第30条において個人又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用すること目的とする場合には、権利者の許諾を得なくとも複製ができるとされていたが、デジタル機器の出現による権利者の経済的損失をどのように解消していくか検討結果を公表した。
	平成4年 3月30日	著作権審議会	著作権審議会第1 小委員会まとめ	著作権制度上の当面解決すべき課題のうち、①電子出版の展望と著作者等の権利、②メディアの複合化と著作者等の権利、③映画の二次的利用に伴う実演家の権利、④映画の二次的利用に伴う映画監督等の権利、⑤音楽の著作物の再生演奏に関する権利、⑥写真の著作物の保護期間の延長について関係者からヒアリングを行い、検討し考え方を示した。
	平成5年 11月4日	著作権審議会	著作権審議会第9 小委員会報告書	コンピュータ創作物の著作物性や著作者、既存の素材を利用して作成されたコンピュータ創作物の評価についての考え方を示した。
	11月4日	著作権審議会	著作権審議会マルチメディア小委員会第1次報告書	マルチメディアに関する著作権法上の課題を「権利の内容」の問題と「権利処理」の問題に大別し、後者について、「著作権権利情報集中機構（仮称）」の設立の提唱及び権利者・利用者間のルール作りを行う場の必要性の提言を行った。
	平成7年 2月14日	著作権審議会	著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ検討経過報告	デジタル化、ネットワーク化の進展に伴う制度上の課題について、問題点の整理及び考えられる対応例を提示した。
	3月16日	著作権審議会	著作権審議会第1 小委員会専門部会中間報告書	民事上の救済規定の整備について検討を進め、①損害立証書類提出命令規定の創設、②罰金額の引き上げについて並びに法人重課等について意見のとりまとめを行った。

答申概要				
	年月日	答申主体	答申名	
著作権関係	平成8年9月20日	著作権審議会	著作権審議会第1小委員会審議経過報告	当面の著作権法改正事項として、①著作隣接権の適切的保護の拡大、②執行・罰則規定の整備、③写真の保護の見直し、④著作権の保護期間の延長、⑤録音物の再生演奏（附則第14条の廃止）という5項目について審議を行い、約200団体に対して書面での意見を求め、検討を進めた。
	平成9年2月24日	著作権審議会	著作権審議会マルチメディア小委員会審議経過報告	デジタル化・ネットワーク化の進展に伴う制度上の課題について、早急に対処すべき事項（インターネット送信等への対応）及び更に検討を要すべき事項（コピー・プロテクション解除装置への対応）についての提言を行った。
	平成10年2月20日	著作権審議会	著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ（技術的保護・管理関係）中間まとめ	著作物や実演などの利用を技術的にコントロールする技術的保護手段を回避することへの法的措置のあり方に關し、規制の必要性や具体的な規制の内容について、これまでの審議の中間的なまとめを行った。
	平成10年12月10日	著作権審議会	*著作権審議会第1小委員会審議のまとめ	①著作物等一般に対する頒布権、②「公衆への伝達権（著作物一般に対する上映権）」、③音楽の著作物の演奏権に係る経過措置（附則第14条）の廃止についての検討をし、考え方を示した。
	平成10年12月10日	著作権審議会	**著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ（技術的保護・管理関係）報告書	著作物等の複製を技術的にコントロールするコピー・プロテクション等技術的保護手段の回避装置等の規制、著作物等に付された電子的権利管理情報の変更等の規制の在り方についての考え方を示した。
	平成4年3月30日	コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議	コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議報告書	コンピュータ・プログラムに係る法人著作等の制度上の解釈・運用についての考え方を示した。
	平成6年5月30日	コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議	コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議報告書	既存プログラムの調査・解析、プログラムに係る権利制限規定、コピー・プロテクション解除装置の規制について、更に検討が必要であるとされた。
地域文化関係	平成9年6月16日	21世紀に向けての美術館の在り方に関する調査研究協力者会議	21世紀に向けた美術館の在り方について（報告）	「ミュージアムプラン」を踏まえつつ、美術館をめぐる現状や現代の趨勢をとらえ、美術館新時代を目指して、美術館の在り方について検討した結果を取りまとめたもの。
国語関係	平成3年2月7日	国語審議会	外語の表記	外來語を片仮名で書き表す場合の仮名と符号の表を掲げ、留意事項を添えるとともに、付録として、日常よく用いられている外語などを掲載した用例集からなる。

答申概要				
	年月日	答申主体	答申名	
宗教法人関係	平成7年9月29日	宗教法人審議会	宗教法人制度の改正について（報告）	1 宗教法人制度の見直しについての基本的な考え方 2 宗教法人の所轄の把握の在り方 3 情報開示の在り方 4 設立後の活動状況の在り方
	平成8年4月26日	宗教法人審議会		・8,000万円以内と定めるのが適當 ・今後必要に応じ額の改定を行うべき。
	平成6年7月15日	文化財保護審議会（文化財保護企画特別委員会）	時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について（報告）	1 文化財保護の対象・保護措置の拡大 2 文化財の保存伝承基盤の充実 3 文化財の活用の推進 4 文化財の国際交流・協力の推進 5 文化財保護行政の体系化と機能の強化
	平成7年1月20日	近代の文化遺産の保存と活用に関する調査研究協力者会議	近代の文化遺産の保存と活用について（記念物分科会）（報告）	近代の遺跡の保護に関し、史跡指定の対象とすべき近代の遺跡の時期について、当面第2次世界大戦終結までとすることが適当であること等、保護の対象とすべき遺跡の時期、分野、選択基準等についての指針を取りまとめたものである。
	2月17日	文化財保護審議会	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準の一部改正（答申）	
	5月31日	国指定文化財の公開に関する施設指針検討協力者会議	国指定文化財の公開に関する施設指針（報告）	博物館等文化財公開施設の計画のよりどころとなる基本的な考え方や具体的留意事項等
	10月16日	近代の文化遺産の保存と活用に関する調査研究協力者会議	近代の文化遺産の保存と活用について（建造物分科会）（報告）	1 近代の建造物の保護の在り方に関する検討の視点 2 近代の建造物の保護の指針 3 近代の建造物の保存と活用の在り方 4 今後の課題
文化財保護関係	12月26日	埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会	埋蔵文化財保護体制の整備充実について（報告）	都道府県・市町村の役割と体制整備、民間調査機関の適正かつ効果的な導入等
	平成8年3月14日	新構想博物館の整備に関する調査研究委員会	新構想博物館の整備に関する調査研究について（中間報告）	1 構想の基本 2 基本的性格 3 設置形態 4 管理運営形態 5 施設整備 6 展示・資料収集 7 調査・研究

	年月日	答申主体	答 申 名	答 申 概 要
文化財保護関係	7月8日	近代の文化遺産の保存と活用に関する調査研究協力者会議	近代の文化遺産の保存と活用について（報告）	1 近代の文化遺産の保護の必要性 2 近代の文化遺産の保護の在り方 3 近代の文化遺産の保護推進のための重点課題
	7月8日	近代の文化遺産の保存と活用に関する調査研究協力者会議	近代の歴史資料等を幅広く保護するためには、現行の指定基準を見直すとともに、弾力的に保存・活用が図られるよう新たな保護の制度の導入を検討すべき等	
	7月8日	近代の文化遺産の保存と活用に関する調査研究協力者会議		○保護の対象 ア 伝統的生活文化・技術の延長で新たに創造されたもの イ 海外文化が移入されたもの ウ 折衷的文化の展開から生じたもの エ 日常生活の中で使われてきた様々な道具・機器や享受されてきた視聴覚資料 ○資料の所在について、断片的にしか把握されていないので、全国調査が必要
	7月19日	文化財保護審議会	登録有形文化財登録基準の制定、国宝及び重要文化財指定基準（歴史資料の部）の一部改正（答申）	
	12月16日	重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議	重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）	1 文化財の保存と活用 2 文化財の活用に求められるもの 3 文化財の活用における景観や環境の役割 4 文化財の活用を進めるための施策
	平成9年2月4日	埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究協力者委員会	「出土品の取扱いについて（報告）」	出土品について一定の基準に基づき、保存・活用の必要性・可能性の有無を区分して取り扱うことなど
	4月25日	文化財（美術工芸品・美術品等）の防災に関する調査研究協力者会議	文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引（報告）	文化財の有効な防災方策及び災害発生時における文化財の保存に関する緊急対応についての基本的な考え方や具体的留意事項等
	平成10年4月20日	国立組踊劇場（仮称）の在り方に関する調査研究協力者会議	国立組踊劇場（仮称）の在り方について	1 設立の趣旨 2 目的 3 名称及び設置場所 4 運営形態 5 組織 6 事業 7 施設 8 地元の支援・協力

	年月日	答申主体	答 申 名	答 申 概 要
文化財保護関係	6月16日	埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究協力者会議	埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの各段階における取扱いに關し、客觀化・標準化を進めるための考え方を示した。	
	7月7日	アジア太平洋地域の世界文化遺産の保護に関する国際協力の在り方について（報告）	1 文化財保護協力の必要性 2 今後の文化財保護協力の方向 3 文化財保護協力推進のための具体的方策	

「著作権審議会第一小委員会審議のまとめ(概要)」及び「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキンググループ(技術的保護・管理関係)報告書の概要」については、以下全文を掲載

**\*全文****著作権審議会第1小委員会審議のまとめ(概要)**

著作権審議会第1小委員会では、平成8年12月にWIPO(世界知的所有権機関)の外交会議で採択された「WIPO著作権条約」及び「WIPO実演・レコード条約」に盛り込まれている規定のうち、①著作物等一般に対する頒布権、②「公衆への伝達権」についても検討するとともに、③音楽の著作物の演奏権に係る経過措置(附則第14条)についても併せ検討を行い、審議結果を以下のとおりまとめた。

**1 著作物等一般に対する頒布権について****(1) WIPO新条約及び現行著作権法における取扱い**

WIPO新条約では、著作物等一般について頒布権(販売等譲渡に関する権利)を規定するとともに、各国が頒布権が認められる範囲(消尽)を定めることができることとされている。

現行法では、映画の著作物以外には頒布権は認められていないが、これは、一旦市場に出た後の複製物等の頒布に対し権利が行使されることは、円滑な流通を妨げることや複製許諾の際の条件として頒布もコントロールすることができることなどを考慮したものである。

**(2) 著作物等一般に頒布権を認める意義**

WIPO新条約では著作物等一般に頒布権が認められていること、アメリカ等先進諸国においても頒布権が認められていることを踏まえ、著作権制度の国際的ハーモナイゼーションの観点から、著作物等一般に頒布権を認めることが必要。また、複製物等の頒布が、経済的利益を獲得する主要手段の一つであることから、頒布権を認め、頒布に著作権者等の意思を反映させることは権利保護の観点からも重要。

**(3) 頒布権の認められる範囲(「消尽」)について****(消尽について)**

著作物等が一旦頒布された後の頒布行為の全てに著作権者の許諾を要することとすれば、流通に混乱を招き、取引の安全を害するおそれがある。したがって、頒布権を認めている諸外国の例を踏まえ、新たに認められる頒布権については、頒布権者又はその許諾を得た者が複製物等を譲渡した場合には頒布権はそれ以後の譲渡には及ばないこととすること(消尽)が適当。

**(映画の著作物の頒布権について)**

現在、映画の著作物について認められている頒布権は消尽しないものと解されており、現時点で従来の取扱いを変更すべき理由も見いだしがたいことから、現行規

定を維持することが適當。なお、ゲームソフトの取扱いについては、映画の著作物に該当するとの判例もあり、その解釈に委ねることとする。  
(国外で譲渡された場合の消尽について)

国際的経済取引においても著作物等の円滑な流通及び取引の安全を確保する必要性が大きいため、国外において適法に著作物等が譲渡された後のわが国での譲渡についても頒布権は消尽することとするのが適當。

**2 「公衆への伝達権」について****(1) WIPO著作権条約及び現行著作権法における取扱い**

WIPO著作権条約では、主として自動公衆送信に対応する権利として「公衆への伝達権」(有線又は無線の方法による、著作物のあらゆる公衆への伝達を許諾する権利)が規定されている。

わが国では、このうち自動公衆送信については既に法整備を行ったところであるが、これに加え、条約批准のためには公衆送信以外の有線又は無線の方法による公衆への伝達(例えば、特定の場所にポイント・ツー・ポイント送信し受信場所で公衆に提示することなど)について、著作者の権利を認める必要がある。

一方、現行法上、映画や演劇・舞踊の著作物など動画系の著作物については上映権、上演権などにより公衆への伝達一般に権利が認められているのに対し、美術や写真的著作物など静止画系の著作物等については、公衆への伝達一般には権利が認められていない。

**(2) 著作権法改正に当たっての考え方**

映像表示技術の進展に伴いディスプレイ装置を用いた著作物の利用が急速に拡大していること、また、利用の対象となる著作物は動画のみならず静止画像、文字などあらゆる著作物に及ぶようになってきており、美術や写真的著作物などの動画系以外の著作物についても、「スクリーンやディスプレイ画面等に映し出すことにより公衆に対して提示する行為」(ディスプレイ)に対して、著作者の権利を認めることが適當。

**(3) 著作権法における位置づけ**

著作物のディスプレイは、現行法の「上映」(著作物を映写幕その他の物に映写すること)の概念に該当することから、「上映権」を著作物一般に認めることにより対応することが適切。また、非営利、無料などの要件に該当する場合は上映権を制限することが適當。

### 3 音楽の著作物の演奏権に係る経過措置（附則第14条）について

#### (1) 現行著作権法における取扱い

音楽の著作物については演奏権により原則として公衆への伝達一般に対し権利が認められているが、昭和45年の現行法制定の際の経過措置（附則第14条）により、当分の間、市販のレコードを用いた音楽の再生演奏については、公衆送信及び音楽喫茶、ダンスホール等営利目的で音楽を使用する事業を除き、演奏権が制限され、著作者の許諾を得ずに自由に行うことができる。

#### (2) 附則第14条の取扱いについて

附則第14条については、業務上音楽を利用する手段がレコードの再生演奏から有線音楽放送の利用に転換してきていること、経過措置としても既に約30年が経過していること、他の著作物や外国の法制とのバランス等を踏まえ、早急に廃止することが必要。その際、権利者団体は、利用者団体等に権利処理のルール、スケジュールを早期に提示し、十分な協議を行うなど、演奏権管理の円滑な実施に向け配慮することが必要。

著作権審議会第1小委員会委員名簿 平成10年4月1日現在  
(敬称略、五十音順)

阿 部 浩二 岡山商科大学教授・岡山大学名誉教授

大 山 幸房 帝京科学大学教授

川 井 健 帝京大学教授・元一橋大学長

主査 齊 藤 博 専修大学教授

佐野文一郎 (財)内外学生センター会長

玉 井 克哉 東京大学先端科学技術研究センター教授

土 井 輝生 札幌大学教授

道垣内正人 東京大学教授

土 肥 一史 福岡大学教授

中 山 信 弘 東京大学教授

野 村 豊 弘 学校法人学習院常務理事

半 田 正 夫 青山学院大学教授

堀 田 力 さわやか福祉財団理事長

松 田 政 行 日本弁護士連合会知的所有権委員会委員・弁護士

紋 谷 暢 男 成蹊大学教授

(計15名)

### ＊＊全文

#### 著作権審議会マルチメディア小委員会 ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)報告書の概要

#### はじめに

本ワーキング・グループは、技術を活用した著作権等の保護及び管理に係る法的保護の在り方について検討を行うため、平成9年5月にマルチメディア小委員会に設置された。以後、まず最初にコピープロテクション等の技術的保護手段に係る法的保護の在り方について審議を行い、平成10年2月に「中間まとめ」を発表し、広く関係者から意見を仰いだ。「中間まとめ」公表後、権利管理情報に係る法的保護の在り方について審議を行うと共に、技術的保護手段について「中間まとめ」に対する意見を踏まえた審議を行い、このたび技術的保護手段及び権利管理情報に係る法的保護の在り方についてその審議結果を以下の通りまとめた。

#### 1. 技術の急速な進展と著作物等の保護・活用の変化

##### (1) 検討の背景と規制の趣旨

デジタル化・ネットワーク化等の技術の進展は、一方では著作物等の利用機会の増大をもたらしながら、他方では、違法利用を増加させるとともに、その違法利用の発見・立証を困難にさせるという深刻な影響を著作権等に対して及ぼしつつある。このような状況に対処するため生み出された技術が、技術的保護手段と権利管理情報である。

技術的保護手段は、複製等の利用をコントロールする特定の信号を著作物等に組み込むことにより、著作物等の無断複製等を技術的に防止することによって著作権等の保護を図ろうとするものである。権利管理情報は、著作権等に係る情報を電子的方法等で著作物等に組み込むことにより、コンピュータ・ネットワークを通じた権利処理等を行うことを可能にしたり、違法利用の発見・立証を容易にしたりするというものである。これらの技術の活用により、著作権等の実効性を確保され、著作物等の適正な利用・流通が図られることが期待されている。

しかし、これらの技術の出現は、同時に技術的保護手段の回避や権利管理情報の改変等という、著作権者等の利益を害する手段の出現をも促すことになった。例えば技術的保護手段については、これを回避するための専用装置等が市販されている状況にある。著作権等の実効性を確保するためには、著作権法により、技術的保護手段の回避や権利管理情報の改変等を防止しうる法的な措置を講ずることが必要である。

## (2) 検討の経緯

国内においては、既に平成7年の著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ（本ワーキング・グループとは別組織）の検討経過報告において、技術的保護手段と権利管理情報に関する論点の所在及び考えられる対応例が示され、平成9年2月には同小委の審議経過報告において、コピー・プロテクション回避装置への対処が早急に検討すべき課題として位置づけられた。これを受けて本ワーキング・グループが設置され、審議が続けられてきた。

国際的には、平成8年12月に採択されたWIPO（世界知的所有権機関）著作権条約とWIPO実演・レコード条約に、技術的保護手段と権利管理情報に関する義務が規定され、これを受け各國で法整備が進められている。本年10月には米国で技術的保護手段の回避と権利管理情報の改変等の規制を含む立法がなされ、EUでも理事会指令の検討が続けられている。

## 2. 技術的保護手段の回避への対応

### (1) 技術的保護手段の現状等

現在活用されている技術的保護手段としては、例えば音楽CD等からの2世代目のコピーを不可能にするSCMS方式、アナログ・ビデオテープ等の複製物の完成を妨害する疑似シンクパルス方式、DVDソフト等に用いられている複製を制御するCGMS方式が挙げられる。これらの技術的保護手段に関し、例えばSCMS方式や疑似シンクパルス方式については、複製制御信号を除去、改変することにより、複製機器における信号の識別、反応を誤らせ、複製を可能ならしめる回避専用装置が市販されている状況にある。

### (2) 回避に係る規制の対象とすべき技術的保護手段

規制を行う趣旨は、著作権等の実効性を確保することにあるから、対象となる技術的保護手段は、現行著作権法により著作権等の対象となっている複製等の行為に関連する手段とすることが適当である。いわゆるアクセスコントロールに係る技術的保護手段については、著作権等の対象とされていない行為に係る技術であるので、現時点においては対象としないことが適当である。対象となる技術的保護手段の具体的な内容については、今後の技術の進展を考慮すれば、技術を特定することは適切でないが、できるだけ明確にすることが必要である。

### (3) 規制の対象とすべき行為及び規制の手段

技術的保護手段の回避行為自体を規制の対象とするかどうかについては、回避行為と複製等の利用行為との関係、実効性ある規制という観点からは、あえて規制の対象とする必要はなく、回避を伴う利用の段階でとらえることが適当ではないかと

考えられる。

回避専用装置や回避専用プログラムは、大量の回避を伴う利用を可能にするため、その製造、頒布、公衆送信等を規制の対象とすることが必要である。また、第三者のために回避を行う行為についても、同様に規制する必要がある。なお規制の対象とする回避装置等は、専ら回避を行うことをその機能とした装置等とし、いわゆる汎用装置等については規制の対象としないことが適当である。回避装置等の製造等は、著作権者等全体の利益を著しく害するおそれのある行為であるから、これを防止し、著作権等を保護するため、刑事罰を科すことが考えられる。

権利制限規定に基づく利用のうち、技術的保護手段の回避を伴う私的使用のための複製については、著作権者等の経済的利益を著しく害するおそれがあると考えられるため、権利制限規定の範囲外とすることが適当である。但し、刑事罰の対象とはしないことが適当である。

## 3. 権利管理情報の改変等への対応

### (1) 権利管理情報の現状等

権利管理情報が電子透かしとして記録された写真等の著作物が既に流通しており、ネットワーク上の著作物等に付された権利管理情報を探索し、違法複製物を発見するシステムも既に稼働している。また音楽CDには、音源を特定する国際規定コードであるISRCが記録されており、関連する権利の利用管理に活用することが計画されている。

### (2) 改変等を規制の対象とすべき権利管理情報

対象とすべき権利管理情報は、改変等をされることによって著作権者等の権利の侵害が引き起こされるような権利管理情報であり、具体的には、著作物名、著作者名、利用の条件等の著作権等に係る項目を内容とし、電子的方式等によって、著作物等とともに複製物に記録されたり、伝達されたりする情報が対象となると考えられる。

### (3) 規制の対象とすべき行為及び規制の手段

著作権等の侵害を引き起こすことを知り、又は知り得ながら、著作権者等の承諾なく、権利管理情報を改変、除去、付加する行為や、権利管理情報が改変、除去、付加された著作物等の複製物を頒布等する行為を、規制の対象とする必要がある。

規制の手段としては、権利管理情報の改変等によって権利侵害を引き起こされる（又は引き起こされるおそれのある）著作権者等に、改変等に対する差止請求権を認めるとともに、営利目的で改変等を行った者のように、特に悪質な者は刑事罰を科すことが考えられる。

以上

著作権審議会マルチメディア小委員会  
ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)委員名簿

座長 半田正夫 青山学院大学教授  
 捷斐潔 法務省民事局参事官  
 大塚祐也 (社)日本電子機械工業会著作権副委員長  
 岡邦俊 日本弁護士連合会知的所有権委員会委員・弁護士  
 [北川善太郎 名城大学教授・国際高等研究所副所長(平成9年5月16日～平成9年9月30日, 平成9年10月1日～第14期著作権研究審議会会長)]  
 木村孝 日本弁護士連合会コンピュータ研究委員会委員長・弁護士  
 木村豊 (社)日本音楽著作権協会常務理事  
 久保田裕 (社)コンピュータソフトウェア著作権協会理事・事務局長  
 児玉昭義 (社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長  
 斎藤博 専修大学教授  
 堀田勝夫 (社)日本事務機械工業会著作権等小委員会委員長  
 千葉卓男 (社)日本レコード協会常務理事・事務局長  
 中村英一 (株)NTTデータ知的財産部長(平成10年8月1日～)  
 [側見稔 前NTTデータ通信(株)知的財産部長(平成9年5月16日～平成10年7月31日)]  
 中山信弘 東京大学教授  
 野々上尚 法務省刑事局参事官(平成10年8月1日～)  
 [尾崎道明 前法務省刑事局参事官(平成9年5月16日～平成10年7月31日)]  
 松田政行 日本弁護士連合会知的所有権委員会委員・弁護士  
 紋谷暢男 成蹊大学教授  
 山地克郎 (社)日本電子工業振興協会法的問題専門委員会委員長

## 《3》その他

## ⟨1⟩ 文化庁提言「文化立国21プラン」

[主な内容] (全文は後掲、484頁より)

- (1) いまこそ文化立国21プラン
- (2) 文化立国21プランの三つの基本コンセプト
- (3) 文化立国日本のイメージ
- (4) 文化立国実現のための具体策
  - ①文化の創造・世界への発信
  - ②文化に親しむ機会の充実
  - ③伝統文化の継承・発展
  - ④文化が息づくまちづくり
  - ⑤文化振興による産業・社会の活性化

平成8年7月

⟨2⟩ 文化庁策定「21世紀を目指した美術館・博物館の振興方策  
—ミュージアム・プラン—」

平成8年7月

平成10年4月改訂

[主な内容] (全文は後掲、490頁より)

- (1) 美術館・博物館を支える人材の養成
- (2) より魅力的な国立美術館・博物館の展開
- (3) 優れた美術品等に親しむ機会の拡大
- (4) 美術館・博物館の活動基盤の整備

平成9年1月

平成10年4月改訂

## ⟨3⟩ 文部省「教育改革プログラム」

(文化関係部分抜粋)

## 2. 社会の要請の変化への機敏な対応

## (4) 教育の基礎となる文化の振興

## ○文化振興マスターplanの策定

文化立国の実現に向けた、文化行政の総合的推進のための取組及び文化振興のための施策を内容とする「文化振興マスターplan」を、文化政策推進会議の報告を踏まえ、平成10年3月に策定した。

同プランにおいては、文化振興施策の体系として、芸術創造活動の活性化、伝統文化の継承・発展、地域文化・生活文化の振興、文化を支える人材の養成・確保、文化による国際貢献と文化発信、文化発信のための基盤整備の六つの柱を示しており、今後、その実現に取り組む。

### ○「地域こども文化プラン」の推進

文化振興マスター プランに基づき、「地域文化・生活文化の振興」の主要な施策として、心の教育や完全学校週五日制の実施に対応するため、学校、地域社会や文化施設等の相互連絡を密にし、学校の内外における文化活動や鑑賞の機会を確保する「地域こども文化プラン」を推進する。「地域こども文化プラン」は、例えば、①こども芸術劇場や青少年芸術劇場を夏期休暇期間以外の土・日曜日にも積極的に実施すること、②子どもたち自身も参加する舞台芸術ふれあい教室を一層充実するとともに、地域において子どもたちが自ら連帯感や表現する喜びを感じることができる文化活動の場を提供すること、③土・日曜日に美術館・博物館等の文化施設を子どもたちに無料開放したり、それらの施設において子どもや親子を対象とした企画を実施すること、④子ども向け文化庁ホームページを開設し、文化財や美術品について子ども向けに分かりやすく解説した情報提供を行うこと、⑤地域の民俗芸能や伝統技術などを子どもたちが体験するふるさと文化継承活動、史跡・埋蔵文化財等を活用した学習活動や自主的な文化財愛護活動について、これらの支援を行うことなどを内容としている。

### ○伝統文化の継承・発展

文化財の公開・活用や国内外の文化財の保存・修理、保存伝承基盤の充実などの文化財保護施策を推進するほか、文化財の保護対象の拡大についての検討を推進する。その際、文化庁と建設省や自治省が相互に関連する施策等について緊密な連携を図るとともに、歴史的文化環境の保護について検討し、文化財を活用した地域づくりの推進に努める。

また、我が国の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善の推進に寄与するという観点から、日本古美術品の海外展を開催するとともに、ユネスコ世界遺産委員会への参加・協力などにより、文化財の保護を通じた国際的な協力を推進する。

### ○文化を支える人材の養成や文化発信のための基盤整備

文化を支える多様な人材の養成・確保を図るため、芸術団体等が実施する研修などの民間活動への支援を充実する。

また、優れた芸術創造活動や世界に誇るべき文化財などを海外に一層積極的に発信するとともに、文化発信の拠点となる美術館・博物館等の活動基盤を整備し、その活動を活性化する。さらに、文化に関する総合的な情報システムの構築を推進し、広く国民や文化関係者、行政担当者等に情報提供を行う。

さらに、国民の美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的として、登録美術品制度を設け、優れた美術品の美術館における公開を促進するための法律案

を今通常国会に提出したところである。

また、文化の発展のために不可欠な法的基盤である著作権制度について、国際的動向及びデジタル化、ネットワーク化に対応した制度の整備充実を図る。

### 〈4〉文化庁策定「地域こども文化プラン」

平成10年9月  
平成11年2月改訂

[主な内容]（全文は後掲、494頁より）

- (1) 舞台芸術の鑑賞機会の充実
- (2) 文化財を活用した事業の充実
- (3) 美術館・博物館等における活動の充実
- (4) 地域における文化活動の振興

## &lt;1&gt; 全文

## 文化立国21プラン

平成8年7月30日  
文化庁

## 【いまこそ文化立国21プラン】

## I 物の豊かさから心の豊かさへ

戦後半世紀が過ぎ、経済的にはかつてない発展をみた今日、物的豊かさよりも心の豊かさを志向する気運が高まるとともに、価値観が多様化し、創造的な感性や個性が一層尊重されるようになっている中で、人々は生涯にわたって、文化活動に参加し、文化を享受することを求めています。

一方、国際化が進む中、日本の文化遺産の継承・発展や優れた芸術文化の創造発信を通じた国際貢献が求められています。また、地域社会においては、伝統文化を見直し、独自性・主体性のある文化のまちづくりが行われています。

## II 新たな経済フロンティアを切り開くために

生活水準が向上し、余暇時間の増大や心の豊かさを志向する価値観の転換によって、経済のソフト化、サービス化が進展し、人々は生きる喜びや生きがいなど様々な動機によって多様な商品やサービスを求めるようになってきています。また、産業の空洞化が進み、自由な発想に基づき高い付加価値を生み出す新たな産業の必要性が高まっています。

その中で、文化が産業としても新しく成長が期待される分野となってきたとともに、特に、映像情報産業の拡大や高度化に伴い、メディアのコンテンツとして極めて重要性が高くなっています。また、文化に対する投資や支出は、関連する分野においても新しい需要を喚起し、周辺産業の拡大をもたらす大きな可能性をもっています。さらに、文化的に豊かな感性は、生産活動においても独創的な高い付加価値を与え、より高次な経済社会への転換を促す源泉となるものです。文化の振興は、それ自体に意味があるだけでなく、内需を拡大し雇用を創出するなど経済を発展させる原動力となります。

## III 新しい文化立国をめざして

国民一人一人が本当に豊かさを実感でき、充実した生活を送ることができるようになるためには、文化の視点を最重要視した、新しい文化立国を創造することが不可欠となっています。

文化政策推進会議においては、平成7年7月、今世紀中に文化基盤を抜本

的に整備することが緊急の課題であるとの認識の下、「新しい文化立国をめざして」を報告しました。

## IV いまこそ「文化立国21プラン」

文化庁では、この報告を踏まえて、平成8年度においては、我が国の芸術創造活動の直接的な牽引力となることが期待される芸術団体に対する支援等を行う「アーツプラン21」を開始するなど、文化予算の拡充を図ったところですが平成9年度においては、「アーツプラン21」の拡充をはじめ、新たに「ミュージアム・プラン」として積極的に美術館・博物館の振興を行うなどの一層の充実を図りたいと考えています。

今後、より幅広く文化活動に対する支援を行っていくためには、さらなる飛躍が必要であることから、文化の振興を国の最重要課題と位置づけ、文化に対して重点的な投資を行い、文化基盤を抜本的に整備していく「文化立国21プラン」を提言するものです。

## 【文化立国21プランの三つの基本コンセプト】

文化は、人間の生き方の基本に関わるものであり、文化の振興は、人々の生活を精神的に豊かにするものです。同時に、国際社会において、日本のアイデンティティーの基礎となり、経済社会にも大きなインパクトを与えるものです。

21世紀に向けて、我が国が、潤いにあふれ活力ある国としてさらなる発展を遂げていくためには、高度な文化と成熟した経済を有し、文化による国際貢献をなし得る眞の文化立国を創造していくことが必要です。

## ◎Innovation (革新)

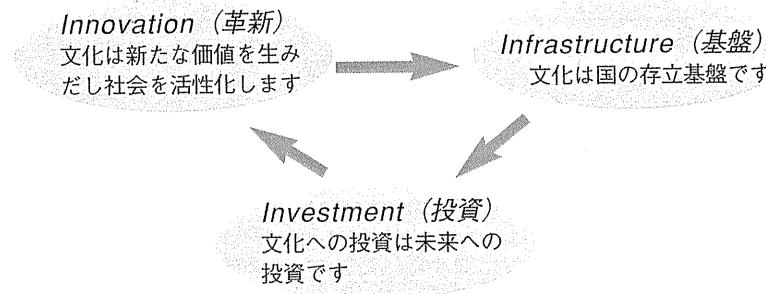
芸術文化の創造や伝統文化の継承・発展によるソフトの充実は、新たな価値を生みだし、経済構造の改革を促し、産業や雇用の創出につながるとともに、社会を活性化します。

## ◎Infrastructure (基盤)

ソフトの充実は、国民生活を真に実り豊かなものとし、社会・経済を発展させる源泉です。文化は、その意味で、社会資本であり、国の存立基盤です。

## ◎Investment (投資)

文化への投資は未来への先行投資であり、ソフトの飛躍的な拡充とそのためのハードの整備を進める必要があります。



#### 【文化立国日本のイメージ】

文化立国21プランによって、次のような国づくりをめざしています。

##### 1 文化を創造し、世界に発信する国

芸術文化の創造・発信や文化財保護の協力など文化を通じて日本という顔が見え、世界に発信・貢献できる。

##### 2 文化に親しむ機会の充実している国

文化の香りにあふれ、誰もが文化に親しむことにより、うるおいとゆとりある生活を送ることができる。

##### 3 伝統文化を継承・発展させる国

人々が伝統文化に身近にふれることができ、日本としてのアイデンティティーが確立されている。

##### 4 文化が地域に息づいている国

地域において、伝統文化を継承・発展し、個性ある文化の創造により、主体的に独自の文化のまちづくりが行われる。

##### 5 文化によって活力を生みだす国

文化の振興によって、社会・経済を活性化し、すべての人々が自信と生きがいをもち、創造エネルギーにあふれている。

#### 【文化立国実現のための具体策】

(※) 平成9年度予算を踏まえ金額等一部追加修正

(主な事業とその区分)

- 平成8年度実施
- 平成9年度予算新規事項
- 中長期的検討課題

#### 1 文化的創造・世界への発信

- ▽芸術創造活動の推進
- ▽文化の国際交流・協力の推進
- ▽文化発信のための基盤整備

- アーツプラン21
- 芸術祭
- 海外優秀芸術家等招へい事業
- 国民文化国際交流事業
- 文化財の国際協力・保存修復協力
- 文化財の海外交流の推進
- 国立博物館・美術館の整備充実
- 新国立劇場、新構想博物館、ナショナルギャラリーの整備の推進
- 美術館・博物館活動の充実（ミュージアム・プラン）（5,067百万円）

#### 2 文化に親しむ機会の充実

- ▽文化活動への参加、鑑賞機会の充実
- ▽文化学習社会の構築
- ▽文化に関する情報化の推進

- 芸術文化振興基金による文化活動への助成
- 国民文化祭
- 全国高等学校総合文化祭
- 「国際音楽の日」記念事業
- 文化情報総合システムの整備
- 芸術情報プラザ
- 埋蔵文化財センター整備事業
- こども芸術劇場
- 青少年芸術劇場
- 移動芸術祭
- 舞台芸術ふれあい教室（264百万円）

#### 3 伝統文化の継承・発展

- ▽文化財の保存・公開・活用
- ▽近代の文化遺産の継承・発展
- ▽わざの伝承と人の養成

- 文化財登録制度の導入
- 国宝・重要文化財修理事業
- 歴史的建造物活用・整備事業
- 史跡等活用特別事業
- 天然記念物整備活用事業
- 重要伝統的建造物群保存地区の保存修理事業
- 無形文化財の指定・分野の拡大
- 重要文化財等の公開の促進
- 文化財保存技術の選定、研修実施
- 文化財建造物の登録の促進（49百万円）
- 登録建造物保存修理事業（266百万円）
- 近代文化遺産総合緊急調査等（42百万円）
- 文化財を支える用具・原材料等及び従事者確保の方策調査（文化財マテリア）

#### 4 文化が息づくまちづくり

- ▽地域に根ざした個性ある文化の  
伝承・創造の支援
- ▽芸術的な感性を生かした文化の  
まちづくり、環境整備

- ルデータブック) (18百万円)
- 伝統文化アカデミー事業
- 伝統文化再生事業(あわせて109百万円)
- 伝統文化伝承パンク (8百万円)
- 史跡等活用マルチメディアソフト整備  
事業
- 文化財建造物管理活用基本計画策定モ  
デル事業
- 文化財建造物保存支援方策推進事業  
(トラスト支援)
- 伝統文化・文化財保存技術の後継者養  
成支援推進
- 登録建造物保護管理指導

- 文化のまちづくり事業
- 民俗文化財保存活用事業
- ふるさとの伝承電子図鑑
- アーティスト・イン・レジデンス事業  
(102百万円)
- 地方拠点史跡等総合整備事業 (歴史ロ  
マン再生事業) (1,020百万円)
- 歴史文化拠点都市総合保全事業
- パブリック・アートを活かした街づくり

#### 5 文化振興による産業・社会 の活性化

- ▽文化の発展が及ぼす経済的效果
- ▽人材の育成・活用、産業の創出、  
雇用の増加

- 若手芸術家の養成・研修
- 文化施設、文化行政担当職員、学芸員  
の養成・研修
- 博物館、美術館、劇場等の整備
- マルチメディアアートの振興 (ビジュ  
アル・アーツ・フェスティバル等)  
(26百万円)
- 埋蔵文化財発掘調査体制等の迅速化・  
円滑化方策 (27百万円)
- マルチメディアによる文化財保存活用  
方策の調査研究 (26百万円)
- J-CIS (著作権権利情報集中機構)  
の設置
- 文化財修理技能者バンク設立事業
- 文化財ボランティア支援推進事業
- 地域日本語教育中核センター設置

#### 【諸外国と比べると】

国の存立基盤を文化に求める時、我が国の文化予算は諸外国に比べてもまだまだ少ないといえます。

#### [欧米主要国との文化関係予算比較]

国名	予算額(億円)	比率(%)	年度	備考
日本	828	0.11	1997	
イギリス	1,508	0.33	1994	国民文化財省予算
フランス	2,487	0.94	1994	文化省予算
ドイツ	894	0.26	1992	連邦政府予算
アメリカ	178	0.01	1994	米国芸術財団予算

(注) 1.比率は、国の予算全体に占める文化関係予算の割合。

2.予算額は、1ポンド=154.49円、1フラン=18.42円、1マル  
ク=81.20円、1ドル=104.56円として換算。

3.アメリカについては、民間からの寄附等を奨励するための税制  
優遇措置等が中心であり、政府による直接補助は少ない。

## 〈2〉全文

## 21世紀を目指した美術館・博物館の振興方策 —ミュージアム・プラン—

平成8年7月30日  
平成10年4月改訂  
文化庁

21世紀に向けて、日本が真に豊かな国として発展し、国民の生活の質を高めていくためには、文化活動の拠点とも言えるミュージアム（美術館・博物館）が魅力的なものとなるよう、その活性化を図っていくことが極めて重要である。

このため、全国の美術館・博物館をより魅力あるものにし、文化の拠点としての機能を充実し、国民の美術館・博物館に対するイメージ・アップを図ることが必要である。

また、人々の多様かつ高度化した学習ニーズや、文化的欲求の高まりに応えていくためには、美術館・博物館の学芸員等の資質を高め、そうしたニーズや社会の変化に適切に対応できるようにし、全国の美術館・博物館が身近で親しめるものとなるようにしていく必要がある。

これら美術館・博物館の機能を大幅に拡充し、高度化していくための戦略をミュージアムプランとして、文化庁としては、次のような施策の推進を検討していく。

- 平成9年度までに実施中
- 平成10年度新規・拡充
- 今後の検討課題

※金額は平成10年度予算額

### 1. 美術館・博物館を支える人材の養成

美術館・博物館の機能を最大限に發揮し、人々の学習ニーズの多様化・高度化に的確に応えていくために、学芸員など美術館・博物館の運営の中心となる職員の資質の向上を図る。また、学芸員がその能力を発揮したり、研鑽することができる場を積極的に提供する。

- (1) キューレーター研修の実施 【10百万円】  
文化庁が国立美術館・博物館・文化財研究所、大学の協力を得て、1年間にわたる上級研修コースを設け、高度の資質を備えた学芸員を養成するとともに、従来の専門研修の充実を図る。
- (2) 重要文化財等の公開活動の充実 【3百万円】  
重要文化財等の文化財を取り扱う博物館等において、重要文化財等の公開を

行う博物館等における企画・展示の充実を推進するとともに、学芸員等の文化財に関する取扱い能力の向上を図る。

- (3) 優秀企画展顕彰事業（エキジビション・オブ・ザ・イヤー）  
学芸員の企画・展示能力を発揮する場としての企画展覧会の中で優れたものに対して顕彰を行う。

### 2. より魅力的な国立美術館・博物館の展開

国立美術館・博物館は、我が国を代表する文化施設である。その施設及び機能の充実を図り、より魅力あるものにする。

- (1) 収蔵品の充実 【4,785百万円】  
収蔵品等購入予算及び重要文化財の買上げ予算を拡充するとともに、収蔵品購入基金について検討する。
- (2) ボランティアの活動の場の充実 【17百万円】  
ボランティアに対する研修・登録の仕組み、美術館・博物館運営への協力体制を確立し、ボランティアの活動の場を提供するとともに、学習機能の充実を図る。
- (3) 入館者サービスの充実 【70百万円】  
開館時間の延長、高齢者や身障者に配慮した設備の整備等、利用者の立場に立ったサービス機能を充実する。また、共通入場券や休館日の設定のあり方にについても検討する。

- (4) 施設の充実 【5,768百万円】  
東京国立博物館の平成館、国立国際美術館新館などの整備を計画的に進める。
- (5) 新構想博物館、美術館の整備 【90百万円】  
九州国立博物館（仮称）、新国立美術展示施設（ナショナルギャラリー）（仮称）設置のための準備を進める。
- (6) 海外の美術館・博物館等との国際交流 【150百万円】  
海外の美術館等と相互に収蔵品の交換展覧会を行う。

### 3. 優れた美術品等に親しむ機会の拡大

我が国の国・公・私立の美術館・博物館が所有している美術品・文化財など優れた文化の所産に触れる機会を拡大する。

- (1) 美術品・文化財全国巡回展等の充実 【289百万円】  
国立美術館・博物館等の所蔵作品を活用した巡回展等を充実させるとともに、学校教育との連携を深める。
- (2) 学校週5日制への対応  
子どもたちを念頭において企画展や子ども・親子を対象とした鑑賞教室等を

- 充実するなど、子どもの学校外での活動の場としての機能を高める。
- (3) 重要文化財等の公開の促進 【25百万円】  
重要文化財の公開承認施設の承認を推進するとともに、出品勧告制度等の積極的な活用により重要文化財の公開活用を促進する。
  - (4) ジャパン・ミュージアム（ホームページの整備【25百万円（再掲）】）  
インターネットにホームページを開設し、日本の美術館・博物館にある代表的な収蔵品等を紹介する。また、それらを子ども向けに紹介する「子どもジャパン・ミュージアム」を開設する。
  - (5) 博物館所蔵の考古資料相互活用促進事業 【24百万円（再掲）】  
国立博物館と地方博物館所蔵の考古資料の相互活用の促進を図り、博物館活動の活性化を推進する。
  - (6) 国立美術館・博物館合同企画展覧会の開催  
国立美術館・博物館の各館が持つ収蔵品全体を活用した大型の企画展を開催する。
  - (7) マルチメディア時代への対応  
(4) のインターネット利用を始めとして、バーチャル・ミュージアム等、マルチメディア時代に対応した美術品等の鑑賞の在り方、著作権制度の整備について検討を進める。
  - (8) 学校における展示施設の設置の促進  
学校の空き教室を利用した簡易な展示施設の設置を促進する。
  - (9) ユニバーシティ・ミュージアムへの支援

#### 4. 美術館・博物館の活動基盤の整備

- 美術館・博物館の活動を活性化するのに必要な基盤ともいえる事業の充実を図る。
- (1) 美術館・博物館情報システムの整備 【671百万円】  
文化情報総合システムの整備を推進し、全国の美術館・博物館の美術品等に関する情報を相互に検索し活用できるネットワークの構築を進める。
  - (2) 美術館・博物館設置公益法人の支援  
一定の要件を満たす美術館・博物館を設置運営する公益法人を特定公益増進法人とする。【平成9年度制度改革】
  - (3) 美術品の寄付・寄託の促進  
美術品の寄付・寄託を促進するための税制措置、美術品の寄付者に対する文化庁の顕彰制度など、私蔵されている美術品を美術館・博物館に寄付・寄託することを促進する方策を検討する。  
(○美術品の公開促進【8百万円】、○相続税の物納に係る特例制度の創設)
  - (4) 国外の美術品に係る展覧会開催のための条件整備

美術品に対する保険の国家補償制度の創設等について検討する。

(○美術品等の貸借に係る補償・保険に関する調査研究【4百万円】)

- (5) パイロット・ミュージアム事業  
地域において、先進的な取組を行っている美術館・博物館をモデル的に研究指定し、事業の運営等に対する支援について検討する。
- (6) 美術館振興のための新たな法制度の検討  
(○美術品の美術館における公開の促進に関する法律を、平成10年通常国会へ提出。)

## &lt;4&gt; 全文

文化 庁  
平成10年9月21日  
平成11年2月16日改訂  
**地域こども文化プラン**

現在、子どもたちは、ややもすると生活に十分なゆとりを持つことができず、友人たちとの交流を深めたり、自己実現の喜びを実感しながらじっくりと豊かな心を育む環境に置かれていないとの指摘がなされている。また、我が国の伝統文化や地域の歴史・文化に対する理解や、それらを大切にする心の教育が大きな課題となっている。

とりわけ、完全学校週5日制の実施に向けて、地域において子どもたち同士がふれあう豊かな体験の場や機会の充実を図ることが求められており、連帯感や表現する喜び、自らの新たな可能性を発見することにつながる文化活動に参加する機会を提供することが必要となっている。さらに、心にうるおいとゆとりをもたらす優れた芸術文化や歴史的な文化の所産にふれ感動する機会を提供することによって、豊かな人間性や多様な個性を育むことが可能となる。

このため、学校、地域社会や文化施設等の相互連絡を密にし、学校の内外における文化活動や鑑賞の機会を確保するための諸施策を教育改革プログラム及び文化振興マスターplanの中で「地域こども文化プラン」と位置付けているところであり、文化庁として次のような施策を推進することとしている。

- ：平成10年度までに実施中・予定
- ：平成11年度新規・拡充

#### 1. 舞台芸術の鑑賞機会の充実

子どもたちの豊かな感性を育むとともに、舞台芸術鑑賞の楽しさ、本物の芸術のすばらしさを体感する機会を提供する。

11年度予定額（10年度予算額）  
376百万円（347百万円）

##### ○ (1) 舞台芸術ふれあい教室

子どもたちが優れた芸術に触れ、豊かな感性を育む機会を学校教育の現場において確保できるよう、オーケストラ、演劇、文楽等の分野における優れた芸術団体を小・中・高等学校へ派遣（10年度：全国80か所を予定）

##### ○ (2) 歌舞伎等鑑賞教室（日本芸術文化振興会事業で実施）

国立劇場において、青少年等が気軽に伝統芸能の魅力に触れ、これを後代に伝えることができるようになるため、歌舞伎、文楽、能楽を中心に一般公演より低廉な入場料金で鑑賞教室公演を実施

○ (3) 高校生のためのオペラ鑑賞教室（日本芸術文化振興会事業で実施）

新国立劇場において、次世代にオペラのすばらしさを伝える機会として、高校生を対象とした鑑賞教室を実施

○ (4) 芸術体験劇場

379百万円（0）

（従来の「こども芸術劇場」、「青少年芸術劇場」を11年度から統合し、対象を拡大のうえ「芸術体験劇場」とする予定）

未成年者の豊かな情操の涵養と健全な育成を図るために、夢と感動を与える生の舞台芸術の巡回公演を実施するとともに、平素、生の舞台芸術に触れる事の少ない離島・へき地の未成年者を対象に、オーケストラ、バレエ、演劇等の優れた舞台芸術を派遣（10年度：こども芸術劇場は全国29か所、青少年芸術劇場は22か所を予定）

なお、芸術体験劇場の公演に際しては、保護者の観覧も可

#### 2. 文化財を活用した事業の充実

子どもたちの健全育成とともに伝統文化の継承と発展を図るために、文化財を活用した子ども対象の事業を充実する。

○ (1) ふるさと文化継承活動支援事業

16百万円（0）

子どもたちがふるさとの歴史や文化に誇りを持ちながら心豊かに成長していくため、地域の民俗芸能や伝統技術などに関する子どもたちの参加体験や学習活動の機会の提供など、地域における次世代への文化継承活動の推進を支援するための研究開発を都道府県に委嘱し、その成果を全国に普及

○ (2) 日本伝統工芸展（伝統工芸こども鑑賞コース）

16百万円（7百万円）

日本の伝統工芸の粋ともいえる日本伝統工芸展において、児童・生徒を対象とした作品解説会の開催、人間国宝による製作実演等を実施

○ (3) ふれあい歴史のさと事業

91百万円（91百万円）

子どもたちが親や住民とともに学び、ふれあうことによって、精神的な豊かさを実感できる「心の教育」の場の創造を目指すため、記念物の活用方策について研究開発を委嘱し、その成果を全国に普及

#### 3. 美術館・博物館等における活動の充実

子どもたちが美術作品等に親しむことができるよう、展示の工夫など環境の醸成を図る。

○ (1) 国立美術館・博物館における子どもや親子を対象とした展覧会等の充実

50百万円（45百万円）

国立美術館・博物館において子どもの鑑賞機会の促進・充実を図り、美術や文化財をとおして心の教育の推進に寄与する。

- ・美術教育のためのギャラリートーク（東京国立近代美術館）
  - ・子どものためのワークショップ（京都国立近代美術館）
  - ・児童・生徒、教員への西洋美術鑑賞促進事業（国立西洋美術館）
  - ・子どものためのワークショップ（国立国際美術館）
  - ・子どものための文化普及事業（東京国立博物館）
  - ・親と子の博物館教室（奈良国立博物館）
- (2) 優秀映画鑑賞推進事業 29百万円（18百万円）  
東京国立近代美術館フィルムセンターが一般を対象として従来から実施している優秀映画鑑賞推進事業を11年度から拡充することとし、親と子どもが一緒に楽しめる名画の鑑賞機会を充実
- (3) 美術体験事業 34百万円（0）  
主として公立の美術館・博物館において子どもたちがなじみやすい作品を中心とした展覧会、文化財公開事業を開催し、美術に対する理解を促進
- (4) 子どもジャパン・ミュージアムの構築 22百万円（22百万円）  
文化庁ホームページに子ども向けのメニューを用意し、文化財や美術品等について、分かりやすい解説やイラスト等を付けるなど、子ども向け情報システムを充実
- (5) 土曜日における美術館・博物館の子どもへの無料開放

#### 4. 地域における文化活動の振興

子どもたちが、地域において積極的に文化活動に参加できるようにするための支援を行う。

- (1) 舞台芸術参加事業 26百万円（0）  
子どもたちが、ミュージカルやオーケストラ等の舞台芸術に参加する機会や発表する場の提供など、地域における子どもたちの舞台芸術創造活動を支援
- (2) 全国高等学校総合文化祭 30百万円（30百万円）  
次代を担う高校生の文化活動を振興するとともに全国的な発表の場を提供し、情操の涵養と健全育成を促進
- (3) アジア国際文化交流事業 51百万円（63百万円）  
全国高等学校総合文化祭を通じ、アジア諸国の高校生との交流を促進
- (4) 日中高校生文化交流事業 22百万円（0）  
全国高等学校総合文化祭を通じ、中国の高校生との交流を促進
- (5) 高校生文芸道場 10百万円（0）  
高校生による俳句、詩、短歌、小説、文芸部誌などの文芸分野のコンクール、講演会、ワークショップを行い、文芸分野の振興と全国的な交流の機会を充実
- (6) 学校の余裕教室などを活用した文化活動の促進

土曜日、日曜日、放課後などに、子どもたちを含めた地域の人々が身近にある施設で様々な文化活動を展開することができるようにするため、学校の余裕教室などを活用した文化活動を促進

- (7) 地域における子どもたちの文化活動の優れた事例の収集と紹介

- ・文化庁ホームページ、文化庁月報等への掲載
- ・文化庁広報番組における放送

- (8) 各種の媒体を通したキャンペーンの展開

- ・東、中、西日本文化振興会議、主管部課長会議等における協力要請
- ・政府公報等を利用したキャンペーン

## 2.文化庁年表

年月日		施策の概要
平成元年	4月1日	「地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件」(文部省告示第42号)
	6月28日	著作権法の一部改正（実演家等保護条約締結に伴う改正）
平成2年	2月20～22日	文化政策国際会議開催（東京）
	3月1日	第17期国語審議会が、「外来語の表記（案）」を公表
	3月15～28日	「外来語の表記（案）」について、中間説明協議会を5か所で開催
	3月30日	国立劇場法改正（日本芸術文化振興会と改称、芸術文化振興基金創設）
	6月22日	著作権審議会、出版者の法的保護問題に関する報告
	11月27日	第二国立劇場設立準備協議会、第二国立劇場（仮称）管理運営の基本的取り方を提言
	11月30日	著作権審議会第1小委員会、レコード製作者等の保護強化について報告
平成3年	2月7日	第18期国語審議会が、「外来語の表記」を文部大臣に答申
	2月12日	史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会発足
	5月2日	著作権法改正（著作隣接権の保護強化等）
	5月2日	「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」公布（芸能の公演、博物館での展示等に供するための銃砲刀剣類については、その所持について都道府県公安委員会が許可できることなど）
	6月28日	政府が内閣告示・訓令によって「外来語の表記」を実施
	7月31日	文化政策推進会議「『文化の時代』に対処する我が国文化振興の当面の重点方策について」緊急提言
	9月30日	日本複写権センター設立
	10月4日	在外日本古美術品保存修復指導委員会委員長とフリーア館長との間で修復協力についての協定書を締結
	11月29日	「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する政令」公布（政令で定める都道府県教育委員会に委任しない文化庁長官の事務は美術刀剣類の製作について文化庁長官の承認を受けたことがない者に係るものとする等）
	12月13日	著作権審議会第10小委員会が、私の録音・録画について演奏家などの報酬請求権について報告
	12月19日	私の録音録画問題協議会発足

年月日	施策の概要
平成4年	2月27日 「美術刀剣類製作承認規則」公布（3月1日施行） 3月30日 著作権審議会第1小委員会、著作権制度上の諸課題について報告
	3月30日 コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議、法人著作について報告
	4月22日 文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会発足 6月2日 著作権審議会マルチメディア小委員会発足
	6月18日 第19期国語審議会が、「現代の国語をめぐる諸問題について」を公表
	6月19日 文化政策推進会議「文化政策推進会議審議状況について」報告 6月26日 「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」公布（9月25日施行）
	6月30日 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」批准（9月30日発効）
	7月9日 「重要文化財の保存に影響を及ぼす行為に係る権限の委任に関する件」（文化庁告示第5号）
	9月30日 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」発効 10月22日 第二国立劇場（仮称）起工式
	12月16日 「著作権法の一部を改正する法律」公布（私の録音録画補償金制度創設）
平成5年	4月16日 文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」審議経過報告 (財)第二国立劇場運営財団設立 4月26日 国立国際美術館評議員会において、同館の大坂市内への移転を決定
	6月8日 第19期国語審議会が、「現代の国語をめぐる諸問題について」を文部大臣に報告
	7月23日 アンコール文化遺産保護共同研究に関する検討委員会発足 9月7日 「学校等におけるコンピュータ・プログラムに係る著作権保護について」等通知
	11月4日 著作権審議会第9小委員会（コンピュータ創作物関係）報告書公表
	11月4日 著作権審議会マルチメディア小委員会第一次報告書—マルチメディア・ソフトの素材として利用される著作物に係る権利処理を中心としてーを公表

年月日		施策の概要
平成6年	11月15日	WIPOアジア地域著作権・著作隣接権セミナー開催
	11月24日	文部大臣が国語審議会に対して、「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」諮問
	12月11日	「姫路城」「法隆寺地域の仏教建造物」が世界遺産一覧表に記載
	1月11日	文化政策推進会議「『文化発信社会』の基盤の構築に向けた文化振興のための当面の重点方策について」提言
	2月15日	(社)企業メセナ協議会を特定公益増進法人に認定
	2月25日	映画芸術振興に関する調査研究協力者会議発足
	3月24日	「銃砲刀剣類登録規則の一部を改正する省令」公布(同日施行)
	6月 2日	新構想博物館の整備に関する調査研究委員会発足
	6月10日	芸術祭懇話会「平成7年度(第50回)以降の芸術祭の在り方について」報告
	6月27日	文化政策推進会議「21世紀に向けた文化政策の推進について」報告
	7月 1日	文部省組織令の一部を改正する政令の公布・施行(芸術文化課及び地域文化振興課の新設)
	7月 4日	著作権審議会第1小委員会専門部会(権利の執行・罰則等関係)発足
	7月15日	文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」報告
	8月 4日	著作権審議会権利の集中管理小委員会発足
	8月 8日	映画芸術振興に関する調査研究協力者会議「映画芸術振興方策の充実について」報告
	9月12日	近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議発足 (10月19日までに、四つの分科会(記念物、美術・歴史資料、建造物、生活文化・技術)が発足)
	10月25日	埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会発足
	11月 1日	「世界文化遺産奈良コンファレンス」開催(奈良、11月6日まで)
	11月15日	国指定文化財の公開に関する施設指針検討協力者会議発足
	11月25日	「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」公布
	12月14日	「著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律」公布
	12月17日	「古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)」が世界遺産一覧表に記載

年月日		施策の概要
平成7年	1月20日	近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議「近代の文化遺産の保存と活用について(記念物分科会関係)」報告
	1月20日	文化政策推進会議「文化政策小委員会」発足
	2月14日	「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ検討経過報告ーマルチメディアに係る制度上の問題についてー」公表
	2月17日	文化財保護審議会答申(特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準の一部改正)
	3月 6日	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準の一部改正
	3月16日	「著作権審議会第1小委員会専門部会(執行・罰則等関係)中間報告書」公表
	4月21日	奈良国立博物館開館100周年記念式典挙行
	5月29日	文化財建造物等の耐震性能の向上に関する調査研究協力者会議発足
	5月31日	国指定文化財の公開に関する施設指針検討協力者会議「国指定文化財の公開施設計画指針」報告
	6月30日	宗教法人に関する事務の執行について(通達)
	7月26日	文化政策推進会議「新しい文化立国をめざして—文化振興のための当面の重点施策についてー」報告
	8月29日	文化財(美術工芸品・美術品等)の防災に関する調査研究協力者会議発足
	9月18日	「アジア太平洋無形伝統文化保存国際会議」開催(9月20日まで)
	9月29日	宗教法人審議会報告「宗教法人制度の改正について」
	10月 2日	新しい美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)に関する調査研究協力者会議発足
	10月16日	近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議「近代の文化遺産の保存と活用について(建造物分科会関係)」報告
	11月 8日	第20期国語審議会が、「新しい時代に応じた国語施策について(審議経過報告)」を文部大臣に提出
	11月29日	「歴史の道百選」選定委員会発足
	12月 8日	「接收刀剣類の処理に関する法律」公布(8年2月1日施行)
	12月 8日	重要文化財(建造物)の活用指針に関する調査研究協力者会議発足
	12月 9日	「白川郷・五箇山の合掌造り集落」が世界遺産一覧表に記載

年 月 日		施 策 の 概 要
平成 7年	12月15日	宗教法人法の一部を改正する法律公布
	12月26日	埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会「埋蔵文化財保護体制の整備充実について」報告
	12月26日	宗教法人法の一部を改正する法律の公布及びその一部の施行に伴う事務処理について（通達）
	12月26日	宗教法人法の一部を改正する法律の公布及びその一部の施行について（通知）
	2月 8日	文化財保護審議会答申（国宝・重要文化財指定基準（建造物の部）一部改正）
	2月 9日	「接收刀剣類の処理に関する法律施行規則」公布
	2月 9日	「国宝及び重要文化財指定基準（建造物の部）」一部改正（文部省告示第6号）
	3月14日	新構想博物館の整備に関する調査研究委員会「新構想博物館の整備に関する調査研究について－中間報告－」報告
	3月27日	新しい美術展示施設（ナショナル・ギャラリー）に関する調査研究協力者会議「新しい美術展示施設の基本構想」報告
	3月28日	新構想博物館の設置候補地を「太宰府」に決定
	4月26日	宗教法人審議会「宗教法人法附則第23項の規定により収支計算書を作成しないことができることとなる一会计年度の収支額が寡少である額の範囲について」答申
	5月24日	21世紀に向けての美術館の在り方に関する調査研究協力者会議発足
	6月12日	「文化財保護法の一部を改正する法律」公布（文化財登録制度の導入等）
平成 8年	7月 8日	近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議「近代の文化遺産の保存と活用について」報告「近代の文化遺産の保存と活用について（美術・歴史資料分科会）」及び「同（生活文化・技術分科会）」報告
	7月12日	「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可に係る基準」制定
	7月19日	文化財保護審議会答申（登録有形文化財登録基準の制定、国宝及び重要文化財指定基準（歴史資料の文化財）の一部改正）
	7月25日	文化政策推進会議「マルチメディア映像・音響芸術懇談会」発足「マルチメディア時代に対応した映像・音響芸術の振興について（当面の提言）」公表

年 月 日		施 策 の 概 要
平成 8年	7月30日	文化庁が「21世紀を目指した美術館・博物館の振興方策」（ミュージアム・プラン）をとりまとめ
	7月30日	近代遺跡の調査等に関する検討会発足
	8月 1日	「文化庁・建設省連携推進会議」発足
	8月 2日	海外の宗教事情に関する調査研究協力者会議発足
	8月 2日	「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程」制定
	8月30日	「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程の一部を改正する規程」（文化庁告示第12号）
	8月30日	「登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則」公布（10月1日施行）
	8月30日	「登録有形文化財登録基準」（文部省告示第152号）
	9月 2日	宗教法人法の一部を改正する法律（平成7年法律第134号）の施行について（通達）
	9月 2日	宗教法人法の一部を改正する法律（平成7年法律第134号）の施行に伴う所轄庁変更の事務処理について（通達）
	9月 5日	「重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程」（文化庁告示第14号）
	9月15日	「宗教法人法の一部を改正する法律」施行
	9月20日	「著作権審議会第1小委員会審議経過報告」公表
	9月30日	埋蔵文化財調査の適正かつ迅速な進め方に関する文化庁・建設省連絡協議会発足
	10月 8日	文化遺産を生かした街づくりに関する協議会（文化庁・建設省）発足
	10月28日	国宝及び重要文化財指定基準（歴史資料の部）の一部改正（文部省告示第185号）
	11月 5日	世界遺産フォーラム開催（姫路市）
	12月 7日	「巖島神社」「原爆ドーム」が世界遺産一覧表に記載
	12月13日	（財）新国立劇場運営財団を特定公益増進法人に認定
	12月16日	重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議「重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方」報告
	12月18日	国内の宗教団体に関する調査研究協力者会議発足

年月日		施策の概要
平成9年	12月26日	「著作権法の一部を改正する法律」公布（著作隣接権の保護対象の遡及的拡大等）
	1月19日	国際シンポジウム「災害から文化財を守る」開催（神戸・東京）（1月25日まで）
	2月 4日	埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会「出土品の取扱いについて」報告
	2月24日	著作権審議会マルチメディア小委員会審議経過報告
	3月13日	第1回 ASEAN/JAPAN著作権セミナー開催
	3月14日	著作権読本「大事にしよう あなたの創意」配布
	3月21日	文化庁ローカルシステム稼働
	3月25日	「美術館の21世紀をひらく」国際シンポジウム開催
	3月27日	「各都道府県の区域内に所在する文化財につき文化庁長官の権限を各都道府県、指定都市及び中核市の教育委員会に委任」（文化庁告示第19, 20, 21号）
	4月25日	文化財（美術工芸品・美術品等）の防災に関する調査研究協力者会議報告
	5月 9日	国立組踊劇場（仮称）の在り方に関する調査研究協力者会議発足
	5月14日	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」公布
	5月15日	美術品の流動性を高める方策に関する調査研究協力者会議発足
	5月16日	著作権審議会「マルチメディア小委員会ワーキンググループ」設置
	5月19日	「『愛媛玉ぐし料訴訟』最高裁判所判決について」（通知）
	5月26日	新国立劇場竣工式
	5月29日	「重要有形民俗文化財の現状変更等、輸出及び公開の届出等に関する規則の一部を改正する省令」公布
	5月30日	文化庁システム稼働（文化庁ホームページ公開）
	6月13日	第16回文化政策推進会議、文化政策小委員会設置
	6月16日	21世紀に向けての美術館の在り方に関する調査研究協力者会議「21世紀に向けた美術館の在り方について」報告
	6月18日	「著作権法の一部を改正する法律」公布（ネットワークの発達に対応するための改正）
	7月30日	文化政策推進会議「文化振興マスタークリーン・文化立国に向けての緊急提言」提出

年月日		施策の概要
平成9年	7月30日	美術品の流動性を高める方策に関する調査研究協力者会議「美術品等の流動性を高める方策について」中間報告
	7月30日	文化政策推進会議マルチメディア映像・音響芸術懇談会「21世紀に向けた新しいメディア芸術の振興について」報告
	7月30日	アジア太平洋地域の世界文化遺産の保護に関する国際協力の在り方に関する調査研究協力者会議発足
	9月10日	日仏国宝級美術品交換展「百済観音—日本の古代彫刻—」開催（パリ）
	10月10日	新国立劇場開場
	10月20日	伝統的集落における歴史的環境整備を中心とした地域活性化方策の調査・検討のための調査研究協力者会議発足
	10月20日	東京国立博物館開館100周年記念式典開催
	10月27日	宗教関係統計資料等の収集・整理に関する調査研究協力者会議発足
	10月29日	国立国際美術館開館20周年記念式典開催
	12月15日	著作権審議会「マルチメディア小委員会複製検討班」設置
	12月20日	国立組踊劇場（仮称）の設置場所を「浦添市小湾地区」に決定
	12月25日	著作権審議会「マルチメディア小委員会データベース検討班」設置
	2月 2日	第1回メディア芸術祭開催
平成10年	2月 4日	平城宮跡朱雀門竣工式
	2月 6日	文化財を支える用具・原材料の確保に関する調査研究協力者会議発足
	2月20日	著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ（技術的保護・管理関係）中間まとめ
	2月26日	近代の生活文化・技術に関する調査研究協力者会議発足
	3月 6日	宗教法人「神道石鎧派」解散命令申立て（国所轄宗教法人で初めての解散命令申立て）
	3月25日	文化政策推進会議「文化振興マスタークリーン・文化立国の実現に向けてー」報告
	3月31日	文化庁が「文化振興マスタークリーン」を策定
	4月17日	朱雀門・東院庭園復原記念事業開催（～4月26日まで）
	4月20日	国立組踊劇場（仮称）の在り方に関する調査研究協力者会議「国立組踊劇場（仮称）の在り方について」報告
	4月24日	奈良国立博物館東新館開館記念式典開催

年月日		施策の概要
平成10年	5月 6日	宗教法人「神道石鎚派」解散命令決定(同月16日確定)(国所轄宗教法人で初めての解散命令)
	6月 4日	今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議発足
	6月10日	「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」公布(12月10日施行)
	6月12日	近代美術の保存に関する懇談会発足
	6月16日	埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」報告
	6月24日	第21期国語審議会が「新しい時代に応じた国語施策について(審議経過報告)」を文部大臣に提出
	7月 7日	アジア太平洋地域の世界文化遺産の保護に関する国際協力の在り方に関する調査研究協力者会議「アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の在り方について」報告
	7月13日	第一回指定文化財(美術工芸品)企画・展示セミナー実施
	8月 3日	文化庁長官の私的諮問機関である「国立博物館・美術館に関する懇談会」が発足
	8月24日	美術品の貸借に係る補償等に関する調査研究協力者会議発足
	9月 4日	著作権審議会第1小委員会「国際専門部会」設置
	9月21日	「地域こども文化プラン」を策定
	9月24日	有形文化財(美術工芸品)の保存・活用に関する検討協力者会議発足
	10月22日	国立組踊劇場(仮称)設立準備調査会発足
	11月27日	「美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則」公布
	11月27日	「登録美術品登録基準」(文部省告示第158号)
	11月27日	美術品の美術館における公開の促進に関する法律等の施行について(通知)
	11月30日	「第22回世界遺産委員会」を京都市で開催
	12月 5日	「古都奈良の文化財」が世界遺産一覧表に記載
	12月10日	「著作権審議会第1小委員会審議のまとめ」及び「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)報告書」公表
	12月15日	国立国語研究所創立50周年式典開催
	12月18日	「銃砲刀剣類登録規則の一部改正」公布(押印の廃止等)

### 3. 文化庁職員

#### 歴代文化庁長官・次長

長官	在任期間
今 日出海	昭和43.6.15～ 昭和47.7. 1
安達 健二	47.7. 1～ 50.9.12
安嶋 順	50.9.12～ 52.9.20
犬丸 直	52.9.20～ 55.6. 6
佐野文一郎	55.6. 6～ 58.7. 5
鈴木 素	58.7. 5～ 60.3.31
三浦 朱門	60.4. 1～ 61.9. 1
大崎 仁	61.9. 1～ 63.6.10
植木 浩	63.6.10～ 平成 2.7. 1
川村 恒明	平成 2.7. 1～ 4.7. 1
内田 弘保	4.7. 1～ 6.7.25
遠山 敦子	6.7.25～ 8.1.9
吉田 茂	8.1.9～ 9.7. 1
林田 英樹	9.7. 1～

#### 職員名簿

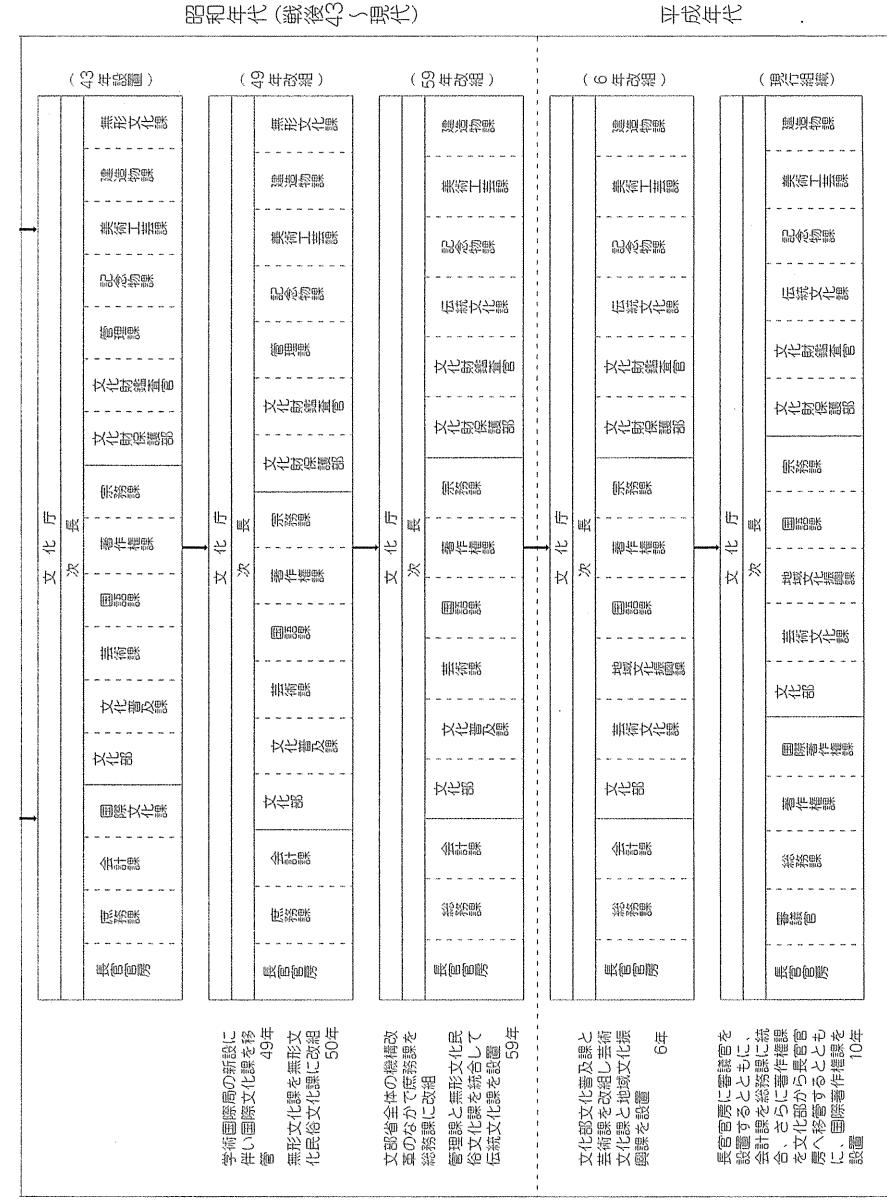
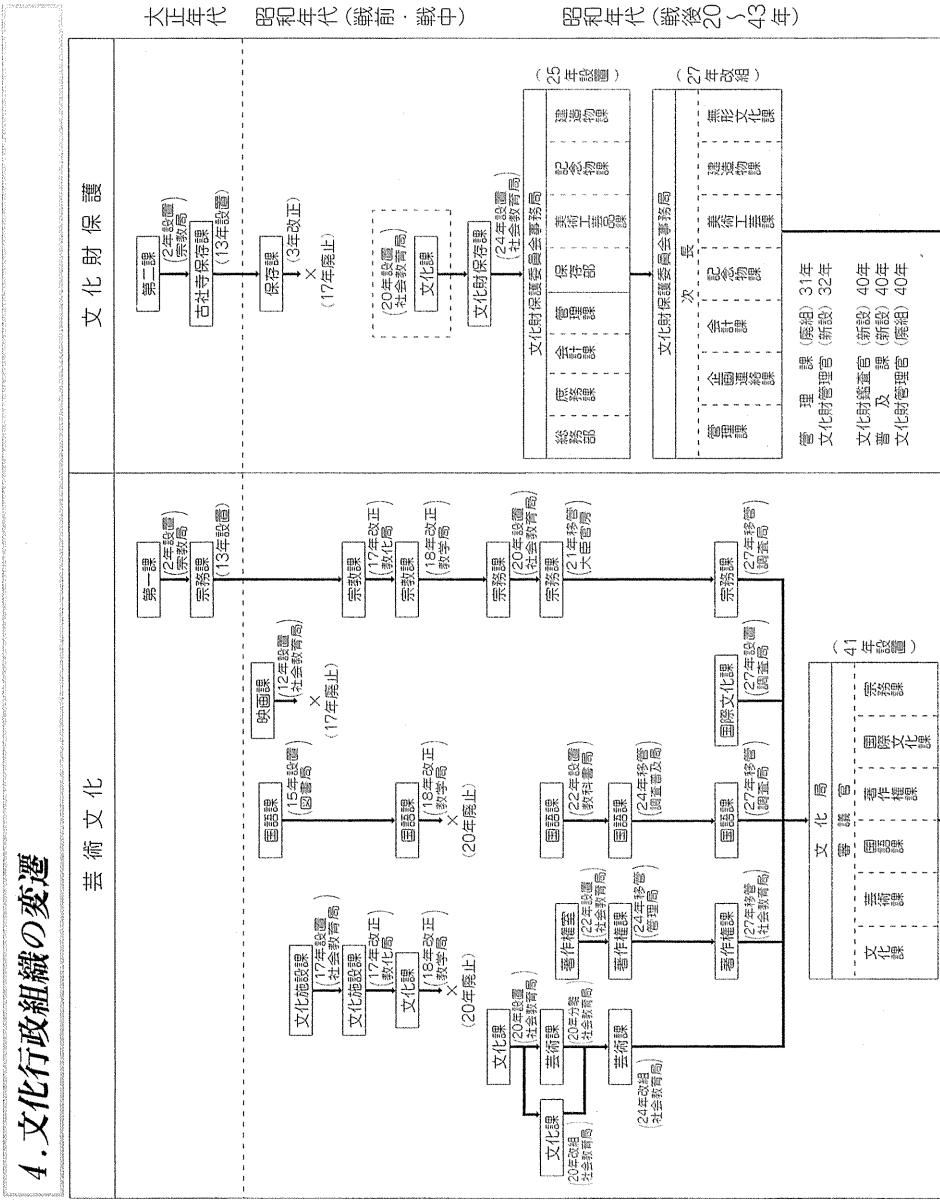
平成10年12月31日現在

長官	林田 英樹
次長	近藤 信司
審議官	結城 章夫
総務課長	大橋 敏博
文化政策室長	垣内恵美子
会計室長	阿部 健
著作権課長	吉田 大輔
マルチメディア著作権室長	片山 純一
国際著作権課長	岡本 薫
部長	水野 豊
芸術文化課長	松元 昭憲
支援推進室長	野田 敏明
地域文化振興課長	竹本 廣文
国語課長	鎌田 徹
宗務課長	清木 孝悦
宗教法人室長	小見 夏生
部長	井上 明俊
文化財監査官	町田 章
伝統文化課長	華澤 弘志
文化財保護企画室長(心得)	山田 総一郎
普及助成室長	和田 勝彦
記念物課長	惣脇 宏
美術工芸課長	鈴木 規夫
建造物課長	村上 訒一

#### 次長 在任期間

安達 健二	昭和43.6.15～ 昭和47.6.30
清水 成之	47.7. 1～ 49.6.17
内山 正	49.6.18～ 50.11.18
今村 武俊	50.11.19～ 51.5.31
柳川 視治	51.6. 1～ 52.4.17
吉久 勝美	52.6.10～ 54.6.15
別府 哲	54.6.16～ 56.6.30
山中 昌裕	56.7. 1～ 57.7. 8
浦山 太郎	57.7.9～ 58.9.30
加戸 守行	58.10. 1～ 61.6.16
久保庭 信一	61.6.17～ 62.9.22
横瀬 庄次	62.9.22～ 平成元 4.13
遠山 敦子	平成元 4.14～ 3.6.10
吉田 茂	3.6.11～ 4.6.30
佐藤 権一	4.7. 1～ 5.6.30
林田 英樹	5.7. 1～ 7.7. 1
小野 元之	7.7. 1～ 9.7. 1
遠藤 昭雄	9.7. 1～ 10.7. 1
近藤 信司	10.7. 1～

4：文化行政組織の変遷



## 5. 文化庁所管機関等の変遷

事業名	1895年 明治28年	1905年 明治38年	1915年 大正4年	1925年 大正14年	1935年 昭和10年
国 立 文 化 施 設 等	明4 博物館 明22 帝国博物館 明22 帝国京都博物館 明22 帝国奈良博物館	明33 東京帝室博物館 明33 京都帝室博物館 明33 奈良帝室博物館		大13 恩賜京都博物館	国立博
			帝国美術院附属 美術研究所 昭5	昭22 美術研 究所	国立博
		明40 美術審査委員会	大8 帝国美術院	昭12 帝国芸術 院 昭22	
公 私 立 文 化 施 設 補 助					

1945年 昭和20年	1955年 昭和30年	1965年 昭和40年	1975年 昭和50年	1985年 昭和60年	1995年 平成7年
國立博物館 昭22	昭27			東京国立博物館	
	昭27			京都国立博物館	
物館奈良分館 昭22	昭27			奈良国立博物館	
	昭27 国立近代美術館	昭42		東京国立近代美術館	
昭38 国立近代美術館京都分館	昭42			京都国立近代美術館	
	昭34			国立西洋美術館	
		昭52 国立国際美術館			
物館附屬 研究所 昭27	東京文化財研究所 昭29			東京国立文化財研究所	
	昭27 奈良文化財研究所 昭29			奈良国立文化財研究所	
昭23	昭29			国立国語研究所	
	昭41			日本芸術院	
		昭58 国立能楽堂			
		昭59 国立文楽劇場			
			平9 新国立劇場		
昭25			文化財保存施設		
昭25			文化財防災施設		
		昭42 公立社会教育施設（文化会館等）	平8 廃止		
		昭45	歴史民俗資料館	平6 廃止	
		昭49 埋蔵文化財調査センター			
			平8 埋蔵文化財センター		

## 6. 文化庁所管民法法人数及び公益信託数

(平成10年12月31日現在)

課	民法法人数			公益信託数
	財団	社団	計	
著作権課	1	9	10	
芸術文化課	125	105	230	17
地域文化振興課	38	21	59	
国語課	2	3	5	
宗務課	56	14	70	
伝統文化課	28	18	46	
記念物課	1	6	7	
美術工芸課	20	1	21	3
建造物課	2	2	4	1
合計	273	179	452	21

## 7. 文化に関する調査

### 〔1〕文化に関する世論調査(平成8年総理府調べ) (抜粋)

#### 1 調査概要

##### (1) 調査目的

文化に関する国民の意識を調査し、今後の文化振興を図る施策の参考とする。

##### (2) 調査事項

- ①文化に関する意識
- ②文化振興に関する意識や要望
- ③伝統芸能に関する意識
- ④文化財に関する意識

##### (3) 調査対象：全国15歳以上の男女5,000人

有効回収数(率) 3,668人(73.4%)

##### (4) 調査時期：平成8年10月31日～11月10日(「文化の日」前後)

##### (5) 調査方法：調査員による面接聴取

##### (6) 調査実施委託機関：社団法人中央調査社

##### (7) 前回調査：昭和62年7月「文化に関する世論調査」

(全国15歳以上の男女3,000人、有効回収数2,322人)

#### 2 主な調査結果 (注)前回調査で同じ質問を行っている場は前回調査の結果を併記

##### (1) 「文化」のイメージ (複数回答)

	今回	前回
伝統的なお祭り・行事・芸能などのこと	41.0%	25.8%
歴史的遺産が保存されていること	38.0	36.3
美術・音楽などの芸術が盛んなこと	34.4	29.5
生活の中から生まれた知恵や工夫などのこと	22.4	27.8
新しいものが創造されていること	14.6	17.0
学問が盛んで教育水準が高いこと	9.9	12.2
科学や技術が発達していること	8.9	11.9
その他	0.5	0.8
特はない	3.4	5.0
わからない	3.0	5.4

##### (2) 文化が大切にされているか

	今回	前回
そう思う(小計)	68.2%	73.5%
そう思う	26.2	32.6
どちらかといえばそう思う	42.0	40.9
そうは思わない(小計)	26.6	20.2
どちらかといえばそうは思わない	18.8	15.3
そうは思わない	7.8	5.0
わからない	5.2	6.2

## (3) 文化を大切にすべきか

そう思う（小計）	96.7%
そう思う	66.8
どちらかといえばそう思う	29.9
そうは思わない（小計）	1.6
どちらかといえばそうは思わない	1.1
そうは思わない	0.5
わからない	1.8

## (4) 文化活動は大切な

	今回	前回
大切だ（小計）	92.0%	88.2%
非常に大切だ	33.3	33.0
ある程度大切だ	58.7	55.2
大切ではない（小計）	4.6	6.6
あまり大切ではない	4.3	5.4
全く大切ではない	0.3	1.2
わからない	3.4	5.2

## (5) 文化財が大切に保存されたり活用されていると思うか

そう思う（小計）	64.9%
そう思う	21.4
どちらかといえばそう思う	43.5
そうは思わない（小計）	25.1
どちらかといえばそうは思わない	17.6
そうは思わない	7.4
わからない	10.1

## (6) 文化振興は他の分野に影響を与えるか

そう思う（小計）	79.2%
そう思う	35.2
どちらかといえばそう思う	44.0
そうは思わない（小計）	8.4
どちらかといえばそうは思わない	6.1
そうは思わない	2.3
わからない	12.4

## (7) 文化振興は国や地方公共団体の基本的課題の一つか

そう思う（小計）	79.4%
そう思う	36.0
どちらかといえばそう思う	43.4
そうは思わない（小計）	8.5
どちらかといえばそうは思わない	6.1
そうは思わない	2.4
わからない	12.0

## (8) この1年間の活動

(複数回答)	今回	前回
ある（小計）	17.5%	17.8%
生活文化	6.8	8.5
音楽	4.8	4.3
美術	4.5	3.8
文芸	1.5	1.5
舞踊	1.4	1.9
演劇・演芸	1.1	0.9
映画	0.5	0.3
その他	0.2	0.2
特がない	82.1	81.7
わからない	0.4	0.5

## (9) 今後の活動希望

(複数回答)	今回	前回
ある（小計）	29.0%	28.3%
美術	11.1	7.2
生活文化	9.2	10.0
音楽	8.1	8.5
文芸	3.0	3.2
舞踊	2.4	3.3
演劇・演芸	1.8	2.4
映画	1.2	1.6
その他	0.2	0.3
特がない	69.7	70.7
わからない	1.4	1.1

(10) この1年間のプロの公演や作品などの直接鑑賞  
(複数回答)

鑑賞したことがある (小計)	54.7%
音楽	24.8
美術	23.9
映画	23.3
演劇・演芸	16.2
舞踊	5.8
鑑賞したものはない	45.1
わからない	0.2

(11) この1年間、プロの公演や作品などを直接鑑賞しなかった理由  
((10)で「鑑賞したものはない」と答えたものに複数回答)

時間がなかなかとれない	51.9%
あまり関心がない	27.9
近くで公演や展覧会などをやっていない	20.5
費用がかかり過ぎる	10.3
公演や展覧会などの情報が入手できない	7.9
同好の仲間がいない	6.7
魅力ある公演や展覧会などが少ない	5.7
切符が入手しにくい	5.7
その他	5.7
特ない	3.9
わからない	1.1

(12) この1年間のテレビ、ラジオなどでの鑑賞  
(複数回答)

	今回	前回
鑑賞したものがある (小計)	88.0%	87.9%
映画	64.8	64.0
音楽	63.4	68.3
演劇・演芸	29.6	41.0
美術	18.3	19.3
生活文化	14.1	20.9
舞踊	10.0	12.0
文芸	7.8	10.3
その他	0.1	0.0
特ない	11.6	11.6
わからない	0.4	0.5

(13) 今後の鑑賞希望  
(複数回答)

	今回	前回
鑑賞したいものがある (小計)	78.4%	72.2%
音楽	40.8	37.3
映画	40.7	39.0
演劇・演芸	25.7	24.2
美術	21.5	16.0
生活文化	12.9	14.0
舞踊	8.1	7.1
文芸	5.3	5.6
その他	0.2	0.1
特ない	20.7	26.9
わからない	0.9	0.9

(14) この1年間の伝統芸能の会場での直接鑑賞  
(複数回答)

	今回	前回
ある (小計)	27.4%	23.0%
民俗芸能	11.2	9.0
演芸	8.7	6.6
歌舞伎	5.2	4.4
日本舞踊	5.2	4.4
邦楽	4.2	3.1
能楽	2.5	2.4
文楽	1.3	1.2
その他	0.2	0.0
特ない	71.8	76.4
わからない	0.8	0.6

(15) この1年間、伝統芸能を会場で直接鑑賞しなかった理由

	今回	前回
時間がなかなかとれない	45.8%	47.0%
あまり関心がない	30.7	34.3
近くで公演をやっていない	25.9	25.3
入場料・交通費など費用がかかり過ぎる	11.6	7.6
公演の情報が入手できない	11.4	9.5
魅力ある公演が少ない	6.9	7.0
同好の仲間がいない	6.5	4.4
切符が入手しにくい	5.7	3.2
その他	2.9	3.4
特ない	4.1	2.6
わからない	0.4	—

(16) この1年間の伝統芸能のテレビ、

	ラジオなどでの鑑賞 (複数回答)	今回	前回
鑑賞したものがある (小計)	57.0%	70.2%	
演芸	42.1	56.8	
民俗芸能	19.4	29.8	
歌舞伎	13.6	17.1	
日本舞踊	9.4	12.5	
邦楽	8.4	11.5	
能楽	5.6	4.7	
文楽	3.9	4.4	
その他	0.2	0.0	
特ない	42.5	29.5	
わからない	0.5	0.3	

(17) 伝統芸能の今後の鑑賞希望 (複数回答)	今回	前回
鑑賞したいものがある (小計)	55.0%	54.8%
演芸	25.4	26.3
歌舞伎	18.5	13.6
民俗芸能	16.2	17.9
日本舞踊	9.2	9.7
邦楽	7.8	9.1
能楽	6.8	5.6
文楽	4.7	4.7
その他	0.3	0.1
特にない	43.9	44.1
わからない	1.0	1.1

(18) 文化振興に関する要望 (複数回答)	
文化施設を整備・充実する	45.4%
指導者を養成・派遣する	31.5
学校や文化施設での芸術の鑑賞教育を充実する	31.2
文化に関する情報を提供する	30.5
文化活動を支援するため補助金を出したり基金をつくる	29.7
文化事業、行事を実施する	26.2
文化活動の国際交流を推進する	23.4
企業や個人が、文化活動に対して寄付しやすくなる制度をつくる	16.2
芸術の専門学校を設立する	10.3
芸術家のための研修制度をつくる	10.1
その他	0.5
特にない	4.6
わからない	7.0

(19) 地域文化の活性化に関する要望 (複数回答)	今回	前回
文化施設を整備・充実する	45.7%	52.0%
文化に関する情報を提供する	30.5	24.4
指導者を養成・派遣する	30.0	23.4
芸術文化団体・サークルの育成や援助を行う	28.9	26.8
文化事業、文化行事を実施する	25.0	22.4
文化活動の国際交流を推進する	17.9	15.5
地域文化に貢献した者の顕彰制度を充実する	8.0	5.5
その他	0.2	0.3
特にない	8.1	10.2
わからない	6.4	7.7

(20) 身近に必要な文化施設	今回	前回
文化会館	28.5%	34.5%
公民館や地域の集会施設	14.7	14.2
図書館	13.5	12.7
美術館	13.5	13.0
博物館	8.3	6.5
映画館	5.9	3.6
その他	0.3	0.7
特にない	10.8	9.3
わからない	4.4	5.5

(21) 伝統芸能の保護に関する国や地方公共団体への要望 (複数回答)	今回	前回
手頃な値段で鑑賞できる公演を行う	44.4%	36.3%
地方での公演を増やす	34.8	36.6
後継者を養成する	30.8	23.9
学校教育で伝統芸能のことを取り上げる	23.8	23.8
伝統芸能に関する情報を提供する	18.4	12.6
優れた公演を行う	17.1	20.1
民間の優れた公演を助成する	14.7	15.9
現存するものを記録に残す	13.7	13.7
劇場、ホールを新設する	13.2	16.1
海外に紹介する	7.7	5.9
伝承者の顕彰優遇制度を充実する	6.2	5.4
その他	0.1	0.4
特にない	6.5	9.5
わからない	5.4	6.9

(22) 文化財の保護に関する国や地方公共団体への要望 (複数回答)	
文化財の公開の機会を増やす	38.0%
文化財の保存や活用を積極的に進める	34.8
伝統的な技術などについて後継者の養成を行う	31.6
文化財の保護を行う団体などに対する支援・助成を行う	27.1
博物館を整備・充実する	25.6
伝統的な技術などの記録・保存を行う	24.5
文化財の保護に関する情報を提供する	20.7
その他	0.2
特にない	5.6
わからない	6.7

## [2] 文化庁各種調査の概要

調査名	公表年月日	調査実施主体	概 要
地域活性化に向けた新たな地域文化活動の在り方に関する調査	平成4年3月	文化庁文化普及課 委託先：(財)日本システム開発研究所	地域文化活動の実態を把握とともに、21世紀に向けた地域文化活動の新たな推進方策を検討した。
我が国の文化の動向に関する調査	平成5年3月	文化庁文化普及課 委託先：(株)電通総研	国民の文化への関心を具体的に分析とともに芸術家たちの社会環境に対する意識や基本的な現状を把握した。
我が国の芸術文化の動向に関する調査	平成5年3月	文化庁文化普及課 委託先：(株)住友生命総合研究所	全国の公私立文化会館・ホール及び美術館の運営状況を調査した。
「文化のまちづくり」の提案	平成7年3月	文化庁地域文化振興課 委託先：(社)日本建築学会	今後将来にわたる我が国のまちなみ景観の在り方について、文化庁が推進すべき施策の基本的な方向性を検討した。
公私立博物館・美術館における情報化の状況調査	平成8年3月	文化庁地域文化振興課 委託先：(株)住友生命総合研究所	全国の公私立博物館・美術館における情報化の推進状況及びその先進的な取組例の実地調査等を行った。
我が国の公私立文化会館の活動に関する調査	平成10年1月	文化庁地域文化振興課 委託先：(株)三菱総合研究所	芸術文化活動の拠点である文化会館・ホールのおかれている現状を包括的に把握するための調査を行った。
日本語教育実態調査	毎年7月	文化庁国語課	例年11月1日現在で日本語教育機関、団体に対して調査を実施。
社会教育調査（指定統計第83号）		文部省調査統計企画課	社会教育行政に関する諸施策を検討・立案するための基礎資料を収集・整備する。(調査事項：社会教育行政の実施状況、公民館・図書館・博物館・青少年教育施設・婦人教育会館・社会体育組織における施設及び活動の調査) (平成8年10月1日時点で調査)
宗教統計調査	毎年	文化庁宗務課	宗教法人数等について調査し、宗教法人及び宗教団体の名簿等、宗教行政上の基礎資料を得る。(調査事項：宗教法人数、宗教団体数、教師数、信者数)

調査名	公表年月日	調査実施主体	概 要
海外の宗教事情に関する調査		文化庁宗務課	我が国における宗教を取り巻く社会状況を客観的に把握するため、各国における宗教団体に関する法制度、宗教と社会との関わり等の宗教事情について調査し、日本と諸外国との実状比較を行うことによって、より適切な宗教法人制度の運用、宗務行政の果たすべき役割に関して、その指針を得る。
宗教法人の組織・運営等に関する調査		文化庁宗務課	宗教法人の組織形態、管理運営の実態を調査することにより、著しい社会変化に伴う宗教法人をめぐる諸状況を把握し、今後の宗務行政を円滑にするための基礎資料を得る。(調査事項：宗教法人における意思決定・管理・運営等の組織に関すること、宗教法人における管理運営の事務及び財務に関すること、宗教法人の事業活動等に関すること)
地方文化行政状況調査	毎年	文化庁総務課 文化政策室	地方公共団体を対象に、文化行政推進体制、芸術文化・文化財保護経費、文化のまちづくり、芸術文化事業、文化の国際交流等を調査。
埋蔵文化財関係統計資料	平成10年11月	文化庁記念物課	発掘届出等件数、出土遺物量など埋蔵文化財に関する統計資料

## 8.文化庁関係出版物目録

タイトル	発行年月日	著者	発行者	価格税別	概要
コンピュータ・ソフトウェア管理の手引—学校編一	H7.3	文化庁	ぎょうせい	971	著作権保護の観点から、学校における適切なソフトウェアの管理の在り方等について具体的な事例をmajえ紹介する。
コンピュータ・ソフトウェア管理の手引—大学編一	H8.3	文化庁	ぎょうせい	971	著作権保護の観点から、大学等における適切なソフトウェアの管理の在り方等について具体的な事例をmajえ紹介する。
コンピュータ・ソフトウェア管理の手引—企業編一	H9.3	文化庁	ぎょうせい	1,000	著作権保護の観点から、企業等における適切なソフトウェアの管理の在り方等について具体的な事例をmajえ紹介する。
大事にしよう あなたの創意—知っておこう知的所有権一	H9.3	文化庁 監修	消費者教育支援センター		主人公の中学生たちが、学校祭のテーマとして知的所有権を取り上げ、調べていく過程で著作権への理解を深めていく様子を漫画で描く。
新「ことば」シリーズ 1 國際化と日本語 2 言葉に関する問答集 —敬語編一	H7.3	文化庁	大蔵省 印刷局	359	
	H7.3	〃	〃	359	
				359	
3 日本語教育 4 言葉に関する問答集 —敬語編2一	H8.3	〃	〃	359	
	H8.3	〃	〃	359	
5 辞書 6 言葉に関する問答集 —外来語編一	H9.3	〃	〃	359	
	H9.3	〃	〃	360	
7 文章表現の工夫 8 言葉に関する問答集 —外来語編2一	H10.3	〃	〃	360	
	H10.3	〃	〃	360	
9 情報化時代の言語能力 10 言葉に関する問答集 —意味の似た言葉一	H11.3	〃	〃	360	
	H11.3	〃	〃	360	
言葉に関する問答集 (総集編)	H7.3.31	文化庁	大蔵省 印刷局	3,689	昭和50年から平成6年にかけて発行された「ことば」シリーズの言葉に関する問答集を総集編としてまとめたもので、全824問のうち645問を収録。

タイトル	発行年月日	著者	発行者	価格税別	概要
国語に関する世論調査 (平成7年4月調査)	H7.9.5	文化庁	大蔵省 印刷局	1,359	国語をめぐる現代の社会状況の変化に伴う日本人の国語意識の在り方について、全国の16歳以上の男女3,000人を対象に調査を行い、その結果を取りまとめたもの。
国語に関する世論調査 (平成9年1月調査)	H9.5.23	〃	〃	1,360	
国語に関する世論調査 (平成9年12月調査)	H10.4.20	〃	〃	1,360	
国語審議会報告16 国語審議会報告17 国語審議会報告18 国語審議会報告19 国語審議会報告20 国語審議会報告21	S61.9.30 H元.3.31 H3.7.20 H5.9.30 H8.3.29 H10.11.20	文化庁 〃 〃 〃 〃 〃	ぎょうせい 〃 〃 〃 大蔵省 印刷局 〃	3,600 3,786 4,854 5,340 2,913 3,400	国語審議会の審議経過を、審議会の期ごとにまとめたもの。
外国人のための基本語用例 辞典 (第三版)	H2.10.1	文化庁	大蔵省 印刷局	4,854	日本語の中で特に基本的であると思われる約4,000字について解説し、適切な用例を付して、外国人の日本語学習のために編集したもの。
異文化理解のための日本語 教育Q & A	H6.8.8	文化庁	大蔵省 印刷局	1,456	日本語教育の指導に当たって、必要となる異文化適応の考え方、コミュニケーションのギャップなどをQ & A形式でまとめたもの。
外国人ビジネスマンのため の日本語教育Q & A	H6.8.8	文化庁	大蔵省 印刷局	1,456	外国人ビジネスマンに対する日本語指導のため、必要となる知識をQ & A形式でまとめたもの。
中国帰国者のための日本語 教育Q & A	H9.3.31	文化庁	大蔵省 印刷局	1,400	中国帰国者に対する日本語指導のため必要となる知識をQ & A形式でまとめたもの。
技術研修生のための日本語 教育Q & A	H9.3.31	文化庁	大蔵省 国語 研究所	1,400	技術研修生に対する日本語指導のため必要となる知識をQ & A形式でまとめたもの。
公用文の書き表し方の基準 (資料集) 増補版	H3.10.20	文化庁	第一法規出版	1,456	公用文を書き表す上で、参考となる内閣告示・訓令等をまとめたもの。「外来語の表記」を掲載した増補版である。

タイトル	発行年月日	著 者	発行者	価格税別	概 要
「ことば」シリーズ					
1 敬語	S49.3	文化庁	大蔵省 印刷局	272	
2 言葉のしつけ	S50.3	〃	〃	272	
3 言葉に関する問答集 1	S50.3	〃	〃	204	
4 外来語	S51.3	〃	〃	270	
5 言葉に関する問答集 2	S51.3	〃	〃	270	
6 標準語と方言	S52.3	〃	〃	270	
7 言葉に関する問答集 3	S52.3	〃	〃	272	
8 和語漢語	S53.3	〃	〃	272	
9 言葉に関する問答集 4	S53.3	〃	〃	270	
10 日本語の特色	S54.3	〃	〃	270	
11 言葉に関する問答集 5	S54.3	〃	〃	272	
12 話し言葉	S55.3	〃	〃	270	
13 言葉に関する問答集 6	S55.3	〃	〃	272	
14 あいさつと言葉	S56.3	〃	〃	270	
15 言葉に関する問答集 7	S56.3	〃	〃	272	
16 漢字	S57.3	〃	〃	270	
17 言葉に関する問答集 8	S57.3	〃	〃	272	
18 言葉と音声	S58.3	〃	〃	272	
19 言葉に関する問答集 9	S58.3	〃	〃	270	
20 文章の書き方	S59.3	〃	〃	272	
21 言葉に関する問答集 10	S59.3	〃	〃	272	
22 話し方	S60.3	〃	〃	272	
23 言葉に関する問答集 11	S60.3	〃	〃	270	
24 続敬語	S61.3	〃	〃	270	
25 言葉に関する問答集 12	S61.3	〃	〃	270	
26 日本語と外国人	S62.3	〃	〃	270	
27 言葉に関する問答集 13	S62.3	〃	〃	270	
28 言葉の変化	S63.3	〃	〃	270	
29 言葉に関する問答集 14	S63.3	〃	〃	270	
30 言葉の伝達	H元.3	〃	〃	272	
31 言葉に関する問答集 15	H元.3	〃	〃	272	
32 言葉遣い	H2.3	〃	〃	272	
33 言葉に関する問答集 16	H2.3	〃	〃	272	
34 言葉の意味	H3.3	〃	〃	291	
35 言葉に関する問答集 17	H3.3	〃	〃	291	
36 話し合い	H4.3	〃	〃	291	
37 言葉に関する問答集 18	H4.3	〃	〃	291	
38 言葉と環境	H5.3	〃	〃	291	
39 言葉に関する問答集 19	H5.3	〃	〃	291	
40 言葉の教育	H6.3	〃	〃	291	
41 言葉に関する問答集 20	H6.3	〃	〃	291	

タイトル	発行年月日	著 者	発行者	価格税別	概 要
宗教年鑑（平成9年版）	H10.5	文化庁	ぎょうせい	2,400	日本の宗教の概要、宗教統計、宗教団体一覧
宗教時報 No.99 No.100 No.101	H9.10 H10.5 H10.8	文化庁	非売品		宗教界の動き、宗教関係資料、宗務行政の概要
宗教法人運営のガイドブック	H8.10	文化庁	非売品		宗教法人の管理運営に関する解説（パンフレット）
宗教法人の管理運営の手引（第一集宗教法人の規則（改訂版））	H9.8	文化庁	ぎょうせい	800	宗教法人の管理運営と規則に関する解説
宗教法人の管理運営の手引（第二集宗教法人の事務（改訂版））	H10.12	文化庁	ぎょうせい	1,000	宗教法人の事務全般の指針（財務を除く）
宗教法人の管理運営の手引（第三集宗教法人の財務（四訂版））	H9.5	文化庁	ぎょうせい	1,000	宗教法人の財務運営の指針
宗教法人のための提出書類ガイドブック	H9.10	文化庁	非売品		宗教法人の事務所備付け書類の所轄庁への提出に関する解説（パンフレット）
歴史の道百選	H8.11	文化庁	非売品		文化庁が選定した「歴史の道百選」についての概要及び第一次選定による78カ所の街道・運河に關し記したパンフレット。
文化財公開施設の計画に関する指針	H7.8	文化庁	非売品		博物館等文化財公開施設の計画のよりどころとなる基本的な考え方や具体的留意事項等を示している。
文化財(美術工芸品)取扱いの手引	H9.3	文化庁	非売品		文化財(美術工芸品)の実際の取扱いに際しての基本的な構え、留意事項等を分野ごとに記述している。
文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引	H9.6	文化庁	非売品		文化財の有効な防災方策及び災害発生における文化財の保存に関する緊急対応について、基本的な考え方や具体的留意事項等を記述している。
文化財保護法改正のポイントQ&A	H9.1	文化庁	ぎょうせい	2,200	平成8年6月12日に公布、同年10月1日に施行された「文化財保護法の一部を改正する法律」の改正のポイントについて、新たに導入さ

タイトル	発行年月日	著 者	発行者	価格(税別)	概 要
					れた文化財登録制度を中心に、Q & A形式で解説したもの。
文化財保護関係法令集	H9.3	文化庁	ぎょうせい	3,800	平成8年6月に行われた文化財保護法の改正に伴い、文化財保護関係法令をとりまとめたもの。
芸術祭五十年 戦後日本の芸術文化史	H7.12.28	文化庁 監修	ぎょうせい	5,000	芸術祭五十年史として編纂されたものであるが、戦後五十年の節目に当たり、広く我が国戦後文化史も展望している。

## 【定期刊行物】

タイトル	発行年月日	著 者	発行者	価格(税別)	概 要
文化庁月報（月刊）		文化庁	ぎょうせい	540	文化庁の施策、行事の紹介や文化活動の動きのPRなど文化に関する情報を提供している。
月刊文化財（月刊）		文化庁 文化財 保護部 監修	第一法規出版	699	研究者から広く一般の人々を対象に、文化財についての知識を写真や図面等を使って紹介している。
日本の美術（月刊）		文化庁	至文堂	1,571	文化庁、国立博物館等の職員がそれぞれの専門の分野の美術工芸品を中心に著述、紹介している。

## 9. 文化庁主催の講習会実施状況

	講習会名	開催時期	実施主体	対象者	概 要
地域文化関係	芸術文化行政基礎講座	毎年 2月頃	地域文化 振興課	都道府県芸術文化行政担当者	芸術文化行政や芸術文化活動についての課題等基礎的な事項に関する研修を行う。
	文化庁キューラーター上級研修	継続した 6か月以上	地域文化 振興課	公私立博物館・美術館の人文系の学芸担当職員等で、勤務経験が概ね5年以上の者	国立美術館・博物館、文化財研究所、大学の協力により、公私立博物館・美術館の学芸員の資質を向上し、専門性を高めるための研修を行う。
	文化庁キューラーター中級研修	毎年 2月頃	地域文化 振興課	公私立博物館・美術館の学芸員等	国立美術館の協力により、公私立博物館・美術館の学芸員等を対象に、専門的知識・技術の向上を図るための研修を行う。
	美術館等運営研究協議会	毎年 1~2月	地域文化 振興課	・公私立の美術館等の職員 ・自治体の文化行政担当職員 ・芸術文化団体の関係者	美術館管理の専門家からの指導・助言をもとに、相互の知識・経験の交流を図り、研究協議を行う。
国語関係	国語問題研究協議会	10月 上旬頃	国語課	学校教育関係者等	我が国の国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方策等について研究協議を行う。
	日本語教育大会	7月下旬～ 8月上旬頃	国語課	日本語教育関係者等	国民の日本語教育に対する理解の増進を図り、日本語教育の水準の向上と、日本語教育の推進に資するため、研究協議会、地域日本語教育セミナー等を、集中的に実施する。
著作権関係	著作権セミナー	通年	著作権課 ほか	国・都道府県・大学の職員等	著作権に関する一般的理解を深め、著作権思想の普及啓発を図ることを目的として全国7地区で開催している。
	都道府県著作権事務担当者講習会	6月	著作権課	都道府県著作権事務担当者	著作権についての専門的講義、演習討議などを通

	講習会名	開催時期	実施主体	対象者	概要
著作権関係					じて、各都道府県等の著作権事務担当者の著作権に関する理解を深め、著作権思想の普及啓発に資するために、年1回開催している。
	図書館等職員著作権実務講習会	7, 8月	著作権課	図書館等職員	著作権法施行令（昭和45年政令335号）第1条の3第1項に掲げる図書館その他の施設の職員に対し図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を習得させることを目的として全国を東日本と西日本の2つのブロックに分けて開催している。
宗教法人関係	宗教法人実務研修会	全国5ブロックごとに年1~2回	宗務課・都道府県	宗教法人	宗教法人の管理運営に関する講義等
	宗教法人指導者講習会	毎年2回	宗務課	文部大臣所轄宗教法人	宗教法人の管理運営に関する講義等
	都道府県宗教法人事務担当職員研修会	全国5ブロックごとに年1回	宗務課	各都道府県宗教法人事務担当者	宗教法人の認証事務処理上必要な知識についての研修
	包括法人管理者研究協議会	年1回	宗務課	文部大臣所轄宗教法人	宗教法人の管理運営に関する討議等
文化財保護関係	文化財行政講座	毎年10月中・下旬	伝統文化課	各都道府県、各市区町村の文化財保護行政実務担当者	文化財保護行政の向上に資するため、職務遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する研修を年1回、3日間にわたり行う。
	歴史民俗資料館等専門職員研修	毎年11月下旬	伝統文化課 国立歴史民俗博物館	歴史民俗資料館・博物館又は教育委員会等において、歴史資料・考古資料・民俗資料等の保存活用に当たる専門職員等のうち経験5年未満の者	歴史資料・考古資料・民俗資料等の調査、収集、保存及び公開等に関する必要な専門的知識と技能の研修を行う（2年間で終了）

	講習会名	開催時期	実施主体	対象者	概要
文化財保護関係	埋蔵文化財担当職員等講習会	10年9月、11年2月	記念物課	自治体の埋蔵文化財担当職員等	自治体の埋蔵文化財担当職員等の資質向上に資するべく平成9年9月に初めて開催された。
	指定文化財（美術工芸品）展示取扱講習会	東日本：7月 西日本：11月	美術工芸課	公私立博物館等の学芸担当者	学芸担当者の資質向上を図るために、文化財の公開、保存、管理に關し必要な専門的な知識と技能の研修を2年にわたり2地区に分けて開催している。
文化財保護関係	美術刀剣刀匠技術保存研修会	毎年9月	美術工芸課	新たに美術刀剣の制作承認申請をしようとする者	一層の技量の向上を図り、あわせて刀匠としての意識の涵養を図るために、日本刀に対する正しい基礎知識及び鍛練技法の研修を年1回開催している。
	銃砲刀剣類登録鑑定実技講習会	毎年10月	美術工芸課	登録審査委員、都道府県登録事務担当者	登録審査委員の資質向上を図るために、美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定の実技講習会を2地区に分けて開催している。
	指定文化財（美術工芸品）修理技術者講習会	毎年10月	美術工芸課	指定文化財（美術工芸品）修理技術者	文化財の修理には、その修理技術とともに文化財に関する幅広い知識が必要であるため、修理に直接関係のある基礎的知識の研修を3年にわたり開催している。
	伝統的建造物群保護行政研修会	毎年7月頃、10月頃	建造物課	伝統的建造物群の保護行政に携わる地方公共団体職員等	伝統的建造物群の保護行政に携わる地方公共団体職員等に専門的事項について研修を行うもので、基礎と実践の2コースがある。
	文化財建造物修理主任技術者講習会	毎年9月頃	建造物課	文化財建造物の保存修理に携わる技術者	文化財建造物修理工事に携わる技術者の資質の向上を目的として、必要な知識及び技術などを習得させるもので、上級と普通の2コースがある。

## 10. 文化関係の顕彰制度

### 1 顕彰制度の種類

名 称	内 容 等
文化勲章 (昭和12年度)	文化勲章は、文化の発展に關し勲績卓絶な者に対し、文部大臣が文化功労者選考審査会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。文化勲章受章者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。
文化功労者 (昭和26年度)	文化功労者制度は、文化の向上発展に關し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するために設けられたもの。対象分野は文化勲章と同様。
日本芸術院 (大正8年度)	優れた芸術家を優遇顕彰するための栄誉機関。大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経て、昭和22年に現在の名称に変更された。現在、院長1名と美術、文芸、音楽・演劇・舞踊の各分野からの会員120名により構成。 また、会員以外の顕著な業績のあるものに「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授与。
文化関係者文部大臣表彰 (平成10年度)	文化の各分野において優れた成果を示すとともに、これらの成果をもってして、教育的活動、国際交流活動、社会的貢献等に多大な功績を挙げた者について、その功績をたたえ文部大臣が表彰。
文化関係功労者顕彰 (昭和61年度)	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者について、文化庁長官が表彰し、又は感謝状を授与。
地域文化功労者表彰 (昭和58年度)	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力するなど地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対し、その功績をたたえ、文部大臣が表彰。
芸術選奨 (昭和25年度)	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、古典芸術、放送、大衆芸能、評論等の10分野において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部大臣賞及び芸術選奨文部大臣新人賞を授与。
芸術作品賞 (昭和60年度)	媒体芸術の分野における芸術活動の水準向上とその発展に資することを目的としてその年の優れたレコード作品に対し、芸術作品賞を授与。
優秀映画作品賞 (平成2年度)	日本映画の質的向上と発展を図るため、優れた作品に優秀映画作品賞を授与。
創作奨励賞 (昭和53年度)	舞台芸術各分野において独創的な優れた舞台芸術創作作品を広く募り、優秀作品に、創作奨励特別賞等を授与。
優秀美術作品買上 (昭和34年度)	新人作家の優秀美術作品を買い上げ、創作意欲を高めるとともに、文化庁主催の地方巡回展で公開するほか、国立美術館へ管理換して活用を図る。

### 2 文化勲章受章者（平成元年～平成10年）

平成元年

片岡球子	日本画
鈴木竹雄	商法学
富永良雄 (直樹)	彫刻
西澤潤一	電子工学
吉井淳二	洋画

平成 6 年

朝比奈隆	洋楽（指揮）
岩橋英遠 (英遠)	日本画
梅棹忠夫	民族学
島 秀雄	鉄道工学
満田久輝	栄養化学・食糧科学

平成 2 年

石井良助	日本法制史
市古貞次	国文学
片山愛子 (四世井上八千代)	邦舞
金子賢藏 (鶴亭)	書
長倉三郎	物理化学

平成 7 年

遠藤周作	小説
佐治 正 (賛使)	工芸（漆芸）
團藤重光	刑事法学
花房秀三郎	ウィルス学・腫瘍学
増田四郎	西洋経済史

平成 3 年

猪瀬 博	電子工学
江上波夫	アジア考古学
蓮田修吾郎	工芸（鑄金）
福澤一郎	洋画
森繁久彌	現代演劇・映画・放送

平成 8 年

浅蔵与作 (五十吉)	陶芸
伊藤清永	洋画
伊藤正男	神經生理学・神經科学
竹内理三	日本史学
森 英恵	服飾デザイン

平成 4 年

青山文雄 (杉雨)	書
井深 大	電子技術
大塚久雄	西洋経済史
佐藤 實 (太清)	日本画
森野米三	構造化学

平成 9 年

宇澤弘文	理論経済学
小柴昌俊	素粒子実験
千 宗室	茶道
高橋節郎	漆芸
向山光昭	有機合成化学

平成 10 年

蘆原義信	建築
岸本忠三	免疫学
平山郁夫	日本画・文化財保護・国際交流
村上正一 (村上三島)	書
山本達郎	東洋史学

## 3 文化功労者（平成元年～平成10年）

平成元年

朝比奈隆	洋楽（指揮）
井深 大	電子技術
岩橋英遠 (英遠)	日本画
大島好子 (芝木好子)	小説
佐治 正 (賢使)	工芸（漆芸）
千 宗室	茶道
曾田範宗	機械工学・潤滑学
西川哲治	高エネルギー物理学・加速器科学
原田 鋼	政治学
満田久輝	栄養化学・食糧科学
宮崎市定	東洋史学
森 英恵	服飾デザイン
森田 茂	洋画

平成 2 年

井手宣通	洋画
宇野千代	小説
大山康晴	将棋
岡本舜三	土木工学
岸本忠三	免疫学
小出 淸 (竹本越路大夫)	文楽
關野 克	文化財保護
高橋節郎	漆芸
平田義正	天然物化学
平山輝男	国語学
兵藤ヒデ子	スポーツ（水泳）
増田四郎	西洋経済史
森 重文	数学
吉賀壽男 (大眉)	陶芸
渡邊義雄	写真

平成 3 年

秋野ふく (不矩)	日本画
--------------	-----

蘆原義信	建築
伊藤清永	洋画
石川忠雄	中国現代史・教育
梅棹忠夫	民族学
岡村總吉	電子工学
香川 綾	栄養学・教育
亀倉雄策	グラフィックデザイン
河北倫明	美術評論・美術振興
川島武宜	民法
木下恵介	映画
沼 正作	生化学
花房秀三郎	がんウィルス学
福田定一 (司馬遼太郎)	小説
山田喜久榮 (吾妻徳徳)	舞踊（邦舞）

平成 4 年

浅藏与作 (五十吉)	陶芸
今井勇之進	金属工学
梅原 猛	哲学・日本文化研究
片岡千代之助 (十三世仁左衛門)	歌舞伎
川上哲治	野球
坂田栄男	囲碁
柴田南雄	作曲
島田謹二	比較文学
田村一男	洋画
田村三郎	農芸化学・生物有機化学
西岡常一	文化財保護
向坊 隆	工業化学・学術科学
向山光昭	有機化学
山口新比古 (譽子)	俳句
脇村義太郎	産業論

平成 5 年

阿川弘之	小説
------	----

芦部信臺灣	憲法学・国法学
織田敏次	内科学・肝臓病学
川野重任	農業経済学・国際交流
吉川英士 (英史)	日本音楽史
河野六郎	言語学
志村ふくみ	工芸（染織）
中根千枝	文化人類学・国際交流
西島和彦	理論物理学
八田清治 (富山清琴)	邦楽（地唄・箏曲）
平山郁夫	日本画
古橋麿之進	スポーツ
堀尾正雄	高分子化学・材料科学
村上正一 (三島)	書
山田美津 (五十鈴)	大衆演劇

平成 8 年

石元泰博	写真
奥田 東	土壤肥料学・学術振興・国際交流
上條周一 (信山)	書・書教育
小葉田淳	日本史学
小宮隆太郎	経済学
近藤芽美 (芳美)	短歌
坂井利之	情報工学・通信工学
田村學造	微生物学
難波田龍起	洋画
藤田良雄	天体物理学
松平頼則	作曲
守屋 正 (多々志)	日本画・古画再現
柳原義達	彫刻
山本三郎	河川工学
吉田秀和	音楽評論

平成 9 年

秋本俊一	固体地球物理学
大岡 信	詩・評論
加山又造	日本画

平成 7 年

荒田吉明	高温工学・溶接工学
------	-----------

金田一春彦	国語学	齋藤成文	宇宙電子工学
齋藤 真	アメリカ政治外交史	篠原三代平	日本経済論
柴田承二	天然物化学・生薬学	白川 静	中国古代文化
清水 司	電波工学・教育	園田高弘	ピアノ
清水洋子 (森下)	バレエ	遠山一行	音楽評論
新藤兼登 (兼人)	映画	豊島久貞男	ウイルス学
瀬戸内寂聴	小説	野依良治	有機化学
田畠茂二郎	国際法学・国際交流	福王寺雄一 (福王寺法林)	日本画
野村達次	実験動物学・学術振興	前田惠學	仏教学・仏教史学
橋本昇一 (吉村雄輝)	邦舞	水上 勉	小説
藤田喬平	硝子工芸	三宅一生 (三宅一生)	服飾デザイン
本多健一	光工学・電気化学	村上美津 (森 光子)	大衆演劇
平成10年		森 亘	病理学・学術・科学技術振興
小林庸告 (小林斗盦)	書(篆刻)	脇田 和	洋画

#### 4 文化関係者文部大臣表彰規程（推薦基準）

平成10年9月22日  
文部大臣裁定

##### 1 趣旨

この表彰は、文化の各分野において優れた成果を示すとともに、これらの成果をもってして、教育的活動、国際交流活動、社会的貢献等に多大な功績を挙げた者（外国人及び団体を含む。以下同じ。）について、その功績を讃え文部大臣が表彰する。

##### 2 表彰者

文部大臣

##### 3 表彰の対象

文部大臣が本表彰の目的に照らして表彰することが適當と認められる者で、原則として他の文部大臣表彰及び文化庁長官表彰の対象となっていない者に対して行う。

##### 4 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。表彰にあたっては、副賞を添えることができる。

##### 5 表彰の時期

表彰は、隨時行う。

#### 6 被表彰者の決定

- (1) 被表彰者の決定は、上記3の候補者の中から文部大臣が行う。
- (2) 表彰に関する事務は、文化庁長官官房総務課において行う。

#### 5 文化関係者文部大臣表彰者名簿

氏名	年齢 (受賞時)	主要経歴
(平成10・12・16)		
伊藤延男	73	元東京国立文化財研究所長 ICOMOS副会長
今井俊満	70	洋画家
岡村喬生	67	声楽家
外山雄三	67	指揮者、作曲家
牧 進	61	日本画家
山田勝啓 (杉良太郎)	54	俳優、歌手、(財)日本・ベトナム文化交流協会理事長

#### 6 文化関係功労者顕彰規程（推薦基準）

昭和61年6月12日  
文化庁長官裁定

##### (趣旨)

第1条 この規程は、文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者（外国人及び団体を含む。以下同じ。）について表彰し、又は感謝状を授与し、これを顕彰するに必要な事項を定めるものとする。

##### (表彰の対象)

第2条 文化庁長官は、次の各号の1に該当する者を表彰することができる。

- (1) 文化の各分野において優れた成果を示した者、又は各分野の新生面の開拓に優れた成果を示した者
  - (2) 芸術文化の振興、文化財の保存及び活用、文化団体の育成及び発展等に關し献身的な努力を払い、顕著な業績をあげた者
  - (3) 前各号に準ずるもので、文化庁長官が特に必要と認めた者
- 2 前項に定めるもののほか、文化庁長官は、文化団体等が主催する展覧会等において優れた成果を示した者に対して、文化団体等の申請に基づき、これを表彰することができる。

##### (表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。表彰にあたっては、副賞を添えることができる。

## (感謝状の授与)

第4条 文化庁長官は、次の各号の1に該当する者に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 芸術文化の振興、文化財の保存及び活用、文化団体の育成及び発展等に関し、積極的な活動を行った者
- (2) 文化の国際交流に貢献した者
- (3) 寄附等の方法により文化活動を援助した者
- (4) 文化庁が実施する事業に関し、これに積極的に参加し、又は協力した者
- (5) 前各号に準ずるもので、文化庁長官が特に必要と認めた者

## (実施細則)

第5条 この規程の実施に関する必要な事項は、別に定める。

## 附則

- 1 この規程は、昭和61年6月12日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に文化庁が所管する顕彰の取扱いについては、この規程によるものとみなす。

## 7 文化庁長官表彰者名簿

	氏 名	年令 (受賞時)	主要 経歴	備 考
平成元年度	小野正吉	71	ホテルオークラ常務取締役兼総料理長	
	尾上寅之助	77	大道具師	
	黒木健夫	68	(社)全日本愛鱗会会長	
	小林平一	66	屋根瓦製作(鬼師)	文2, 保3 計5
	若林貞夫	73	桧皮・こけら葺師	
平成2年度	石塚芳春	67	竹釘製作	
	橋田兼吉(橋右近)	86	橋流寄席文字家元	
	鈴木重信	64	飾金具師	
	谷上陟	69	桧皮・こけら葺師	
	那須武雄	75	床山	文2, 保4 計6
	原浩一	76	全日本郷土芸能協会会長	
	林時彦(小林龍雄)	59	(社)日本写真文化協会事務局長	個別

	氏 名	年令 (受賞時)	主要 経歴	備 考
平成3年度	大江武雄(大江巳之助)	84	人形細工師	
	岡本庄三(面屋庄三)	81	京人形作家	
	鈴木良三	93	洋画家	
	宮澤退助	73	日本料理家	文3, 保2 計5
	山野愛子	83	ヘアーデザイナー	
平成4年度	江崎司	63	(社)現代舞踊協会理事・事務局長	
	滝沢吉之助(阿部吉之助)	67	舞台照明家	
	田中好道	74	(社)日本照明家協会専務理事・事務局長	
	中田良三	68	舞台監督、日本舞台監督者協会会長	
	松浦國男	76	全国史跡整備市町村協議会副会長	
	森正夫	71	(社)全国国宝重要文化財所有者連盟理事長	
	藪本新太郎	85	桧皮・こけら葺師	文4, 保3 計7
松本古城会			国宝松本城400年祭	個別
	石田千代(鶴澤重輝)	81	重要無形文化財「義太夫節」(総合指定)保持者	
平成5年度	江口甲之助	88	歌舞伎・舞踊小道具製作(組紐)	
	遠藤榮三	80	越後上布・小千谷縮布技術保存協会会長	
	大野弘	75	原皮師	
	小野寺久幸	64	(財)川合芳次郎記念京都仏教美術保存財団理事	
	日下喜一郎(日下八光)	94	元東京芸術大学教授	
	久保田一竹	76	染色家(一竹辻が花染)	
	黒川徳太郎	69	著作権審議会専門委員(元臨時委員)	
	小泉清子	75	きものデザイナー	
	新藤佐保里	69	東大寺図書館勤務	
	高田三九三	86	日本詩人連盟副会長	
	田中正雄(田中常雄)	77	(財)祇園祭山鉾連合会理事長	
	寺嶋秋子(寺島アキ子)	67	劇作家・放送作家	
	富田たか(千紫千恵)	90	日本小唄連盟会長	
	橋口幸弘	61	元全国公立文化施設協議会副会長	
	廣永周三郎	76	毎日新聞社英文毎日編集部	
	藤間綾子(藤間紫)	70	舞踊家・俳優	
	松浦昭次	64	宮大工棟梁	
文12, 保10 計22	水上正直	87	歌人、日本ペンクラブ会長	
	水野富久司	80	(社)日本専門新聞協会副理事長	
	村松道彌	92	(株)音楽新聞社取締役社長	
	吉田宏(二世花柳輔三郎)	71	花柳流花柳会理事長	

	氏名	年令 (受賞時)	主要経歴	備考
平成6年度	朝倉茂造	72	高山・祭屋台保存技術協同組合理事長	
	石井富夫	70	檜皮葺師	
	笈田敏夫	69	歌手・(社)日本音楽家協会専務理事	
	後藤正二	61	元大分県宇佐風土記の丘歴史民俗資料館長	
	平良純邑	88	宮古上布保持団体代表 全国重要無形文化財保持団体協議会理事	
	田中壽雄(田中桃仙)	75	漆芸作家・日本文化財漆協会理事長	
	田中秀男(田中青滋)	92	(財)古曲会理事長・河東節十寸見会会長	
	谷口正子(春日とよ五)	79	小唄演奏家・(財)春日会常務理事・会長補佐	
	時田兼義 (二代野澤松三郎)	82	歌舞伎竹本三味線演奏家, 重要無形文化財「歌舞伎」(総合指定)保持者	
	所荘吉	65	古式銛砲専門家・銛砲史学会理事長	
	中野賀章	74	(財)全国書美術振興会専務理事	
	南郷庸子(並木路子)	73	歌手・(社)日本歌手協会副会長	
	服部毅一	77	全国民俗芸能保存振興市町村連盟会長、顧問	
	藤岡新三	63	装潢師・国宝修理装潢師連盟副理事長	
	守田明(藤間勘紫恵)	68	日本舞踊家	
	吉原昭夫	67	建造物彩色・漆塗師	文5,保11 計16
平成7年度	阿部廣次	76	演出家・企画制作	
	五十嵐初喜	80	昭和村からむし生産技術保存協会会长	
	石丸寛	73	指揮者	
	上村和歌子	76	地唄・上方唄演奏家	
	遠藤定(遠藤波津子)	81	美容家	
	木内綾子(木内綾)	71	染織作家	
	木代次男	73	(社)日本フラワーデザイナー協会専務理事	
	櫛橋敏夫	70	宮大工棟梁	
	神津泰子(松峰照)	77	小唄演奏家	
	佐藤秀吉	62	梱包技術者(美術梱包)	
	佐野キミ江(まり千代)	87	「東おどり」代表	
	島田功	72	鎚金具師	
	竹内香(竹内駒香)	82	地唄・上方唄演奏家	
	谷口瞳(八千草薰)	64	俳優	
	戸谷松司	74	前全国史跡整備市町村協議会会长	
	根田喜一郎(芳村伊久四郎)	92	歌舞伎長唄唄方	
	野口栄(樋本栄)	67	声楽家	
	張間政雄	84	漆芸作家	
	平岡喜久子(志賀美也子)	76	舞踊家(現代舞踊)	

	氏名	年令 (受賞時)	主要経歴	備考
平成7年度	藤原輝治	71	檜皮葺師	
	古田要三	71	全国手漉和紙用具製作技術保存会会长	
	宮崎君子(鶴澤友路)	81	義太夫節三味線	
	明珍昭二	68	彫刻修理技術者	文9,保14 計23
	江口須美子	73	舞踊家(現代舞踊)	
	小川錦一(萬屋錦之介)	64	俳優	
	片岡穎	73	瓦葺師	
	河合一(桂春団治)	66	落語家	
	国井勘一(国井誠海)	79	書家	
	小西暉也	61	修理技術者(漆工修理)	
	桜井勤	78	舞踊評論家	
	隅田隆蔵	70	茅葺師	
	高木兵吉(高木省治)	76	浮世絵木版画摺師	
	高橋力	67	元全国高等学校文化連盟会長	
	館岡明(板東弥五郎)	87	歌舞伎俳優	
	西川利一(西川栄一)	70	歌舞伎狂言者	
	西田義夫	76	手漉和紙製作技術者	
平成8年度	真野満	95	日本画・古画再現	
	光定芳子(出雲井晶)	70	小説家	
	八杉和男	63	七宝作家	
	山内宏	60	修理技術者(装潢師)	
	山口昭一郎	69	都井御崎牧組合長	
	山田勝啓(杉良太郎)	52	俳優・歌手	
	吉川心め(吉川梅)	87	小唄演奏家	
	吉澤心作	72	漆塗師	文10,保11 計21
	浅香淳	74	(社)音楽之友社代表取締役社長	
	池田充男(林涼)	65	作詩家、(社)日本作詩家協会常務理事	
	市川孝次郎(松永和兵次)	82	歌舞伎音楽長唄唄方	
	岩本薰	95	重要無形文化財(総合認定)保持者	
	小沼新六	80	囲碁棋士、元日本棋院理事長	
	菊池郁子(菊池章子)	73	(財)日本美術院事務局長	
	木村八重子(井筒万津江)	81	小唄演奏家、(社)日本小唄連盟相談役	
	鈴木竹一	80	手漉和紙製作技術者	
	鈴木弘	72	屋根葺師	
平成9年度				

	氏名	年令 (没齋期)	主要経歴	備考
平成9年度	瀬戸晃	72	(財)全国税理士共栄会文化財団理事長	
	田代益一	74	左官	
	中條美子(大津美子)	59	歌手、(社)日本歌手協会常任理事	
	中村勇三	68	疊師	
	半田達二	63	国宝修理装潢師連盟監事	
	深澤信夫	62	(社)全国公立文化施設協会副会長	
	福田重雄(福田一平)	71	舞踊評論家、舞踊作家	
	藤岡琢也	67	俳優	
	八束公子	77	八束パレエ研究学園主宰	
	山口廣(橘裕代)	81	日本舞踊橋流宗家	
	山田全一	63	雅楽管楽器製作修理技術者	
	依田紀基	31	囲碁棋士	
	若林清利	71	小茅あやめ保存会会長	文13,保9 計22
	阿部浩二	73	元著作権審議会会长	
平成10年度	入澤 隆	70	(社)日本専門新聞協会常務理事	
	上野恵美子(松本悠里)	61	宝塚女優、宝塚歌劇団理事	
	尾崎二朗	62	修理技術者(装潢師)	
	小泉 汪(小泉 博)	72	俳優、(社)日本芸能実演家団体協議会副会長	
	榎本公江	71	(社)日本バレエ協会常務理事	
	志賀信夫	69	放送評論家	
	柴田芳子(菊地萬佐)	74	小唄演奏家、(社)日本小唄連盟理事	
	下地ハツ	87	宮古上布製作技術者	
	鈴木嘉定	68	(財)日本美術刀剣保存協会専務理事	
	鈴木啓之	68	鬼瓦師	
	関根隆吉	75	手漉和紙製作技術者	
	千 澄子	78	日本料理研究家、茶道家、(財)官林庵常任理事	
	多田健介	70	見島牛保存会会長	
	立木定彦	69	舞台照明家	
	谷口叡治	70	彩色工	
	田畠義夫(田端義夫)	79	歌手、(社)日本歌手協会会长	
	玉水 寛	70	檜皮葺・こけら葺師	
	鳥居せつ子(鳥居清光)	60	歌舞伎舞台美術家	
	成瀬富治郎(豊澤重松)	82	歌舞伎音楽竹本演奏家	
	日野耕之祐	73	美術評論家・洋画家	
	藤井 勇	62	修理技術者(装潢師)	
	藤倉保造(岡安晃三郎)	84	長唄三味線演奏家	

	氏名	年令 (没齋期)	主要経歴	備考
平成10年度	藤本昭一	70	原皮師	
	堀北昌子	68	スクリプター、(協)日本映画・テレビスクリプター協会理事長	
	武藤勝郎(杵屋佐武郎)	83	長唄三味線演奏家	
	山中典士	70	(社)全日本きものコンサルタント協会会長	
	吉田 清	71	(株)東京美術俱楽部取締役社長、東京美術商共同組合理事長	
	吉田義仁	69	(社)日本専門新聞協会常任理事	官2,文13, 保15
	和田時男	67	文楽小道具製作修理技術者	計30

#### 8 地域文化功労者表彰要綱(推薦基準)

昭和58年8月10日  
文部大臣裁定

- 1 趣旨  
全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力する等地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対して、その功績をたたえ文部大臣が表彰する。
- 2 表彰の時期  
毎年11月初旬(文化の日の前後)に行う。
- 3 被表彰者の範囲  
表彰の対象は、次の各号の一に該当する個人又は団体とする。  
(1) 多年にわたり芸術文化の向上、普及又は文化財の保存、活用に尽力し、地域文化の振興に顕著な功績のあった個人又は団体  
(2) 永年その業務に精励し又は献身的な努力を払い、地域における芸術文化の振興又は文化財の保護に貢献した個人
- 4 被表彰者数  
個人及び団体あわせて100人(団体)程度とする。
- 5 被表彰者の推薦  
被表彰者の推薦は別に定める候補者推薦要領により都道府県教育委員会が行う。
- 6 被表彰者の決定  
被表彰者の決定は、上記3の候補者の中から文部大臣が行う。
- 7 表彰の方法  
文部大臣が表彰状を授与する。

## 9 地域文化功労者表彰受賞者数

	芸術文化			文化財保護			合計			備考 表彰式実施年月日
	個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	
昭和58年度	39	15	54	40	5	45	79	20	99	S58.11.1
昭和59年度	36	12	48	36	8	44	72	20	92	S59.11.6
昭和60年度	41	13	54	34	8	42	75	21	96	S60.11.1
昭和61年度	40	6	46	40	6	46	80	12	92	S61.11.5
昭和62年度	40	7	47	36	9	45	76	16	92	S62.11.2
昭和63年度	43	4	47	38	5	43	81	9	90	S63.11.2
平成元年度	41	5	46	46	6	52	87	11	98	H元.11.1
平成2年度	34	6	40	50	3	53	84	9	93	H2.11.1
平成3年度	42	5	47	32	6	38	74	11	85	H3.11.19
平成4年度	33	8	41	36	12	48	69	20	89	H4.11.6
平成5年度	41	5	46	40	6	46	81	11	92	H5.11.5
平成6年度	39	5	44	33	14	47	72	19	91	H6.11.10
平成7年度	42	11	53	31	11	42	73	22	95	H7.11.9
平成8年度	40	4	44	33	14	47	73	18	91	H8.11.19
平成9年度	40	5	45	31	6	37	71	11	82	H9.11.7
平成10年度	41	7	48	31	13	44	72	20	92	H10.11.6
計	632	118	750	587	132	719	1,219	250	1,469	

新しい文化立国の創造をめざして

—文化30年史—

平成11年3月25日 初版発行

平成11年8月10日 再版発行

監修 文化庁

印刷発行 株式会社 ぎょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12(〒104-0061)

本部 東京都杉並区荻窓4-30-16(〒167-8088)

電話 編集 03-3571-2126

営業 03-5349-6666

\*乱丁・落丁はおとりかえいたします。

《検印省略》

ISBN4-324-05815-6(5105709-00-000)

[略号: 文化庁30年]